

吉野川市地域防災計画

令和8年3月改訂

第1編 総則

第1章	計画の目的及び性格等.....	1-1
第2章	防災面から見た吉野川市の特性.....	1-2
第3章	防災の基本理念と施策の概要.....	1-5
第4章	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-9
第5章	計画の運用等.....	1-14

第2編 共通対策**第1章 災害予防**

第1節	防災知識の普及・啓発.....	2-1
第2節	防災訓練.....	2-7
第3節	緊急輸送体制の整備.....	2-11
第4節	自主防災組織の育成.....	2-15
第5節	ボランティア受入体制の整備.....	2-20
第6節	企業防災の促進.....	2-22
第7節	避難対策の充実.....	2-23
第8節	避難行動要支援者支援対策の充実.....	2-27
第9節	帰宅困難者等対策.....	2-33
第10節	広域応援・受援体制の整備.....	2-34
第11節	情報通信機器・施設の運用・管理.....	2-37
第12節	防災拠点施設等の整備.....	2-40
第13節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	2-42
第14節	孤立集落対策の強化.....	2-45
第15節	災害医療体制等の整備.....	2-46
第16節	ライフライン途絶への備え.....	2-48

第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ.....	2-50
第2節	活動体制.....	2-53
第3節	情報通信.....	2-61
第4節	情報の収集・伝達・報告.....	2-68
第5節	災害広報.....	2-77
第6節	自衛隊災害派遣要請.....	2-79
第7節	防災関係機関応援要請及び受入体制.....	2-83
第8節	他の自治体被災時の応援.....	2-87
第9節	災害救助法の適用.....	2-89

目 次

第10節	避難対策の実施.....	2-91
第11節	交通確保対策.....	2-104
第12節	緊急輸送対策.....	2-108
第13節	消防防災ヘリコプター等の活用.....	2-110
第14節	消防活動等.....	2-112
第1款	消火活動.....	2-112
第2款	水防活動.....	2-115
第3款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策.....	2-117
第15節	救出・救助対策.....	2-118
第16節	医療救護活動.....	2-121
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給.....	2-126
第1款	応急給水.....	2-126
第2款	食料供給.....	2-128
第3款	生活必需品等の供給.....	2-131
第4款	生活情報の提供.....	2-133
第5款	LPガスの供給計画.....	2-134
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施.....	2-135
第1款	保健衛生活動.....	2-135
第2款	防疫.....	2-137
第3款	行方不明者の捜索及び火葬等.....	2-139
第19節	要配慮者支援対策の実施.....	2-143
第20節	動物救済対策.....	2-146
第21節	災害廃棄物の処理.....	2-147
第22節	住宅の確保.....	2-151
第1款	応急仮設住宅の供与.....	2-151
第2款	住宅の応急修理.....	2-153
第3款	被災者向け住宅の確保.....	2-154
第23節	障害物の除去.....	2-155
第24節	ボランティア活動の支援.....	2-157
第25節	義援金・義援物資の受入・配分.....	2-159
第26節	公共土木施設等の応急対策.....	2-162
第1款	公共施設等.....	2-162
第2款	農業用施設等.....	2-172
第27節	教育対策.....	2-174
第28節	災害警備対策.....	2-179
第29節	応急金融対策.....	2-181
第30節	労務.....	2-183

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針.....	2-186
第2節	公共施設災害復旧事業計画.....	2-186
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	2-187
第4節	被災者の生活再建等の支援.....	2-189
第5節	計画的復興.....	2-194

第3編 地震対策**第1章 総則**

第1節	計画の性格.....	3-1
第2節	各種調査とその被害想定.....	3-1

第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化.....	3-11
第2節	都市防災機能の強化.....	3-14
第3節	土砂災害等予防対策.....	3-16
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	3-16
第2款	液状化対策.....	3-20
第3款	宅地防災対策.....	3-21
第4款	農業用ため池対策.....	3-22
第4節	水道施設の整備.....	3-24
第5節	危険物等の災害予防対策.....	3-26
第6節	火災等予防対策.....	3-28
第7節	活断層変位による災害の予防対策.....	3-32
第8節	吉野川市業務継続計画（BCP）.....	3-33
第9節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	3-34

第3章 災害応急対策

第1節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応.....	3-36
第2節	東海地震の警戒宣言に伴う対応.....	3-45

第4編 風水害対策**第1章 総則**

第1節	計画の性格.....	4-1
-----	------------	-----

第2章 災害予防

第1節	水害予防対策.....	4-2
-----	-------------	-----

目 次

第2節	風害予防対策.....	4-6
第3節	台風に対する災害予防対策.....	4-7
第4節	土砂災害等予防対策.....	4-8
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	4-8
第2款	宅地防災対策.....	4-13
第3款	農地用ため池対策.....	4-14
第5節	建築物災害等予防対策.....	4-16
第6節	雪害予防対策.....	4-17
第7節	気象業務の整備.....	4-18

第3章 災害応急対策

第1節	風水害災害発生直前対策.....	4-19
第2節	水防活動の実施（水防計画）.....	4-21
第3節	土地改良区等における応急対策.....	4-22

第5編 その他大規模災害対策

第1章 災害予防

第1節	災害に強いまちづくり.....	5-1
第2節	安全のための情報の充実.....	5-4
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	5-5
第4節	施設等の整備.....	5-9
第5節	防災知識の普及.....	5-10
第6節	再発防止対策の実施.....	5-10

第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	5-11
第2節	活動体制の確立.....	5-14
第3節	災害の拡大防止活動.....	5-16
第4節	救助・救急、医療及び消火活動.....	5-17
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	5-19
第6節	危険物等の流出に対する応急対策.....	5-19
第7節	避難収容活動.....	5-20
第8節	施設・設備の応急復旧活動.....	5-20
第9節	被災者等への的確な情報伝達.....	5-21
第10節	二次災害の防止活動.....	5-21

目 次

第3章 災害復旧

第1節	道路災害対策.....	5-22
第2節	危険物等災害対策.....	5-22
第3節	大規模火災対策.....	5-22
第4節	林野火災対策.....	5-22

第1編

総則

- 第1章 計画の目的及び性格等
- 第2章 防災面から見た吉野川市の特性
- 第3章 防災の基本理念と施策の概要
- 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務
の大綱
- 第5章 計画の運用等

第1章 計画の目的及び性格等

第1節 計画の目的

この計画は、市域における大規模な災害に係る市の処理すべき事務又は業務に関し、市域内外の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって市民等の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、吉野川市防災会議が作成する「吉野川市地域防災計画」であり、市域の災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものである。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項に規定する事項も併せて定める。

第2章 防災面から見た吉野川市の特性

第1節 自然環境

第1 地 勢

本市は、徳島県北部のほぼ中央、吉野川の南岸に位置し、市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっている。これらの山々を水源とする、飯尾川・桑村川・学島川・川田川等が、市の北辺を東流する吉野川に合流している。

こうした河川によって形成された北部の沖積平野部を、徳島市と池田町を結ぶJR徳島線や国道192号が並行して東西に走っている。交通の利便は高く、県内の市や徳島空港、高松空港や徳島自動車道の各ICが約30km圏内にある。

第2 地 質

本市は、中央構造線に沿って流れる吉野川の南側にあつて、地質構造上は、西南日本外帯に属している。本市の南部にある山地は変成岩類からなり、ほとんど結晶片岩で構成され、結晶片岩の原岩は桂岩・砂岩・粘板岩・石灰岩等の堆積岩と、塩基性火成岩等からなっている。

また、森山の壇・寺谷をはじめ、敷地の南方、とくしま医療センター西病院付近には、20mないし60mの台地があり、この段丘堆積層は下部より眺めて森山層（厚さ約50m）、川島層（厚さ約50m）、西麻植礫（厚さ約30m）に区別することができる。

第3 活断層

本市付近で内陸型地震が発生した場合、本市に大きな影響を与えると思われる断層は、吉野川沿岸の中央構造線活断層系沿いのものである。それらの活断層のうち多くは吉野川北岸を東西に横切っているが、本市を東西に約10kmにわたって横切るように存在している断層では、上浦一西月ノ宮断層がある。この断層は、活断層であることが確実であり、この断層が内陸型地震をもたらす可能性も考えられる。

第4 気 象

本市の気候は温暖で、平均気温は約16℃、年間降水量は1,400mm前後で晴天が多い。

第2節 社会環境

第1 人口・世帯

本市は、吉野川中流域における生活拠点都市を目指して、平成16年10月に鴨島町、川島町、山川町、美郷村の4町村合併によって、新市が誕生した。

令和2年国勢調査で人口38,772人、世帯数15,488世帯。65歳以上人口は38.2%となっている。平成27年と比較すると、人口6.5%減、世帯数は約1.4%減で、人口減少、核家族化、高齢化がやや進展している。

第2 産業

本市は、吉野川中流域において商業、農業、工業等が一定程度集積しているものの、人口減少や生産年齢人口の縮小が進行し、それに伴う労働力不足や地域経済の衰退が懸念される状況である。

商業では、小売業の年間販売額が、令和3年には約350億円となり、平成24年と比較して約35%増加した一方で、卸売業の年間販売額は令和3年に約75億円となり、平成24年から約12%減少している。

農業については、耕地面積・生産額とも減少が続いており、令和2年の経営耕地面積は約730haで、平成27年に比較して約15.7%減、令和5年の農業生産額は48億円で、平成30年に比較して約8.2%減となっているが、近年は、持ち直しの傾向が見られる。

工業については、令和3年の製造品出荷額が約348億円となっており、平成24年と比較して、約34%増加しているが、製造業の事業所数及び従業員数は減少している。

第3節 災害の歴史

第1 水害

市域の中心部は、低地における宅地が数多く分布しており、大雨による吉野川洪水時においては、吉野川へ流入している河川の排水不良によって、浸水被害が起こりやすい状況となっている。

近年の最も大きな災害としては、平成16年10月の台風23号によって、死者1名、床上浸水197戸、床下浸水500戸の被害発生があり、災害救助法の適用を受けている。この際、美郷地区においては、大雨による山腹崩落によって一部集落が孤立するなどの被害が発生した。

第2 地震災害

本市に影響を与えてきた地震は、安政元（1854）年12月24日の安政南海地震、昭和21（1946）年12月21日の南海道地震等、南海トラフを震源とする海溝型の大型地震が多くを占めているようである。

また、本市には、活断層が東西に走っており、平成7（1995）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災のような活断層型地震も、今後発生する可能性があると思われる。

第3章 防災の基本理念と施策の概要

防災は、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害発生時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施にあたっては、果たすべき役割を的確に実施するとともに、国・県などの関係機関と密接な連携を図る。併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して実施する防災活動を促進することで、市、公共機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとる。

なお、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

第1節 周到かつ十分な災害予防

第1 災害予防段階における基本理念

- 1 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り整備し、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- 2 起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

第2 災害予防段階における施策の概要

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等、地震に強い都市構造の形成及び学校等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、並びに代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

また、市民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源を確保する。

- 2 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- 3 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による防災思想・防災知識の普及、防災訓練等を実施する。併せて、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、広報活動、啓発活動等を通じてボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進、その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため、必要な措置を講じる。

この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮する。

また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- 4 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達体制、災害応急活動体制及びマニュアル等の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。

また、関係機関と連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策

第1 災害応急段階における基本理念

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害応急対策に必要な人材・物資等の資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別及び障がいの有無といった、被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2 災害応急段階における施策

災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- 1 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民等の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の、災害を未然に防止する活動を実施する。
- 2 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- 3 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動及び消火活動を実施する。
- 4 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧及び障害物除去等により、緊急輸送道路を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を実施する。
- 5 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供及び広域避難を実施する。
- 6 被災者等に対し、的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問合せに対応する。
- 7 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- 8 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のため、必要な活動を実施するとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動及び防疫活動を実施する。
また、迅速な遺体の取扱い対策を実施する。
- 9 防犯活動等による、社会秩序の維持のための施策を実施する。
- 10 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事及び被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を実施する。
二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じ市民等の避難及び応急対策を実施する。
- 11 応援職員やボランティア、義援物資・義援金等の支援を適切に受け入れる。

第3節 適切かつ速やかな災害復旧・復興

第1 災害復旧・復興段階における基本理念

発災後は、速やかに施設等を復旧し、被災者に対して適切な援護を実施することにより、被災地の復興を図る。

第2 災害復旧・復興段階における施策の概要

- 1 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- 2 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を実施する。
- 3 災害により生じた廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- 4 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指し、災害に強いまちづくりを実施する。

第4章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、各機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 実施責任と対策の体系化

第1 吉野川市

市域並びに市民等の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第2 指定行政機関及び指定地方行政機関

指定行政機関及び指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命及び財産を災害から保護するため、相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導及び助言等の措置をとる。

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるように、その業務に協力する。

第4 広域行政組織

徳島中央広域連合消防本部（以下、「消防本部」という。）は、本市及び阿波市による広域連合として、その建物・車両・資機材（施設）及び人員を活用し、市民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害又は地震等の被害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に実施する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害発生時には、災害応急措置を実施するとともに、市及びその他の関係機関の防災活動に協力する。

第6 災害応急対策、災害復旧に必要な物資及び資材並びに役務の供給・提供を業とする者

災害応急対策、災害復旧に必要な物資及び資材並びに役務の供給・提供を業とする者は、災害時においても、これらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市、県及び関係機関の防災活動に協力する。

第7 市民

市民は、食品、飲料水、その他生活必需物資の備蓄及びその他、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自治会や自主防災組織による防災活動への参加、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取

り組みにより、防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

事務又は業務の大綱	
	(1) 防災会議に関する事務 (2) 防災対策組織の整備 (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 市民等に対する災害広報 (8) 警報の伝達並びに避難の指示 (9) 消防、水防その他の応急措置 (10) 被災者の救難、救助その他の保護 (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保 (13) 施設及び設備の応急の復旧 (14) 清掃、防疫その他の保健衛生 (15) 緊急輸送等の確保 (16) 災害復旧の実施 (17) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導 (18) 地区防災計画に関する事項 (19) ボランティアに関する事項 (20) その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第2 市内の指定行政機関及び主な指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
自衛隊徳島地方協力本部 吉野川地域事務所	災害発生時に、市からの要請に基づき連絡員を派遣し、自衛隊との連絡・調整にあたる等、市の初動対応に協力する。
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 吉野川下流出張所	(1) 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理 (2) 水防のための洪水予報並びに水防警報及び情報の伝達 (3) 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）

第3 市内の主な県関係機関

機関名	事務又は業務の大綱
徳島県 阿波吉野川警察署	(1) 災害に関する情報の収集伝達及び災害原因調査 (2) 災害広報 (3) 避難の指示、誘導 (4) 被災者の救出、救護 (5) 危険物の取締り (6) 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付 (7) 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 (8) 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持
県税局 吉野川支所	(1) 災害による県税の減免 (2) 市町村の罹災証明書発行業務の支援 (3) 税務相談
吉野川保健所	(1) 圏域調整会議（保健医療福祉調整本部）の設置・開催 (2) 管内の被災状況の把握 (3) 被災市の活動状況の把握 (4) 保健医療活動チームの受援体制の準備 (5) 保健衛生の状況把握と対策の実施 (6) 在宅人工呼吸器装着難病患者等要配慮者の安否確認
吉野川農林事務所	(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置 (2) 農地及び農業用施設の新設改良及び災害復旧
吉野川県土整備事務所	(1) 公共土木施設に対する応急措置 (2) 公共土木施設の新設改良及び災害復旧

第4 市内の指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
四国電力送配電株式会社 鴨島事業所	(1) 電力施設等の防災管理 (2) 災害時の電力供給 (3) 被害施設の応急対策及び災害復旧

第5 市内の指定地方公共機関等

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 徳島新聞社 阿波吉野川支局	(1) 市民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及 (2) 社会事業団体等による義援金品の募集協力
徳島バス株式会社 鴨島営業所	バス等による避難者、帰宅困難者及び救助物資の輸送の協力

機関名	事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 農業用施設の整備及び管理 (2) たん水防排除施設の整備及び活動 (3) 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検
吉野川市医師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
一般社団法人徳島県 エルピーガス協会 吉野川地区会	応急生活物資の供給
社会福祉法人 吉野川市社会福祉協 議会	(1) ボランティア活動体制の整備 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
吉野川市歯科医師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
徳島県薬剤師会 阿波吉野川支部	医薬品の調達及び提供
四国旅客鉄道株式会 社（JR四国）	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力 (3) 災害時における旅客の安全確保

第6 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
徳島県農業協同組合	(1) 農林関係の被害調査及び対策の指導 (2) 被災農業者に対する融資のあっせんの協力
徳島北部森林組合	(1) 森林関係の被害調査及び対策の指導 (2) 被災組合員に対する融資のあっせんの協力
吉野川商工会議所・ 吉野川市商工会	(1) 商工業関係の被害調査及び対策の指導 (2) 被災商工業者に対する融資のあっせんの協力
吉野川市防犯協会	情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
消防団	(1) 平常時の防災訓練等の実施 (2) 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
郵便局	災害特別事務取扱い及び援護対策
その他社会文化事業団	被災者の救助等災害応急対策の協力

第5章 計画の運用等

第1節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

用語	意義
法	災害対策基本法
県本部（長）	徳島県災害対策本部（長）
県支部（長）	徳島県災害対策本部の支部（長）
市本部（長）	吉野川市災害対策本部（長）
本計画	吉野川市地域防災計画
避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所
避難所	災害が起きた時に自宅が住めなくなった人たちが一定期間、避難生活をする場所
要配慮者	防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難が困難なことにより、特に支援を要する者

第2節 計画の構成

本計画は、気象、地勢その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成する。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

編	内容
第1編 総則	計画の目的、防災の基本理念等
第2編 共通対策	各編に共通する災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
第3編 地震対策	地震による災害対策
第4編 風水害対策	風水害による災害対策
第5編 大規模事故等災害対策	航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模火事、林野火災による災害対策
資料編	各編に付属する各種資料

第3節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震災害等の教訓等を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、関係機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各関係機関は、本計画に基づき、細部計画等を定め、その具体的な推進に努めるものとする。

また、南海トラフ巨大地震や風水害等の大規模災害時のリスクを軽減するため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づき、ハード・ソフト両面から、防災対策を推進する。

第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討し、必要があると認められる場合は、修正する。

第5節 計画の習熟等

本計画は、市の職員及び防災関係施設の管理者並びに関係機関に周知し、これらの関係者は、平常時において訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

また、この計画の趣旨等について、広く市民への周知を図り、その理解を得る。

第2編

共通対策

第1章 災害予防

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧・復興

第1章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発.....	2-1
第2節	防災訓練.....	2-7
第3節	緊急輸送体制の整備.....	2-11
第4節	自主防災組織の育成.....	2-15
第5節	ボランティア受入体制の整備.....	2-20
第6節	企業防災の促進.....	2-22
第7節	避難対策の充実.....	2-23
第8節	避難行動要支援者支援対策の充実.....	2-27
第9節	帰宅困難者等対策.....	2-33
第10節	広域応援・受援体制の整備.....	2-34
第11節	情報通信機器・施設の運用・管理.....	2-37
第12節	防災拠点施設等の整備.....	2-40
第13節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	2-42
第14節	孤立集落対策の強化.....	2-45
第15節	災害医療体制等の整備.....	2-46
第16節	ライフライン途絶への備え.....	2-48

第1章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

第1 方針

大規模災害時には、市及び関係機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人一人が「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「市等、行政が行う防災活動（公助）」への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に実施するためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに実施できるよう、市をあげての取り組みが重要である。

市民の防災活動として、自主防災組織活動の活性化を図るとともに、市及び関係機関は、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し、市民に防災思想及び防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して、災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮する。

また、災害発生後に指定避難所、仮設住宅及びボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

なお、市及び関係機関の職員は、市民の先頭に立って災害対策を推進する必要がある、災害とその対策に関する深い知識と高い意識を修得できるよう、防災教育活動を実践する必要がある。

また、市民の防災活動を強力に推進するにあたっては、時期に応じた重点課題の設定や、関係機関と密接に連携することが必要である。

第2 市民に対する防災知識の普及・啓発

過去の災害の貴重な教訓や、各種調査結果を踏まえ、市民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得及び被害予防対策等の記事を、広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成、配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れる等、市民の防災意識の高揚を図り、災害時には、市民一人一人が正しい知識と判断により、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という心構えをもって行動できるよう、次により防災知識の普及・啓発を図る。

1 広報紙、パンフレット等の利用

【主な実施機関：市（危機管理課、各支所）】

(1) 災害の知識

ア 正確な情報の入手及び災害に関する一般的知識

イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して実施する救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- ウ 南海トラフを震源とする巨大地震に関する一般的知識
 - エ 南海トラフ地震臨時情報が発表された際のとるべき行動に関する知識
 - オ 急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
 - カ 避難場所、避難所、避難経路及びその他の避難対策及び避難生活に関する知識
 - キ 関係機関が講ずる災害応急対策等の内容に関する知識
 - ク 5段階の警戒レベルに対応した避難情報や、防災気象情報に関する知識、特に、避難に関する情報の意味（安全な親戚・知人宅等への避難、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」等）の理解促進
 - ケ 警報等発表時や、高齢者等避難及び避難指示の発令時にとるべき行動に関する知識
 - コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動に関する知識
 - サ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）に関する知識
- (2) 平常時の心得
- ア 家族と避難先や連絡先の相談
 - イ 防災訓練への参加
 - ウ 自主防災組織への加入
 - エ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液等の備蓄及び非常持出品（貴重品、非常食品、生活用品等）の備蓄
 - オ 地震火災予防のための用具等（住宅用消火器・住宅用火災警報器・感震ブレーカー等）の準備
 - カ 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止
 - キ ブロック塀等の倒壊防止の点検・補修
 - ク 住居の耐震診断と必要な耐震化
 - ケ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (3) 災害発生時の心得
- ア まずわが身の安全の確保
 - イ 非常脱出口の確保
 - ウ 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）
 - エ 火が出たら落ち着いて消火
 - オ 避難する時の注意点
 - (ア) あわてて屋外に飛び出さないこと。
 - (イ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
 - (ウ) 山崩れ、がけ崩れに注意すること。
 - (エ) 避難は徒歩で、持ち物は非常持出品にすること。
 - (オ) みんなが協力しあって応急救護を実施すること。
 - (カ) 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。

2 防災展の開催

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部】

- (1) 展示
 - ア 災害に関する一般的知識
 - イ 過去の主な被害事例
 - ウ 県、市の災害対策
 - エ 避難所、避難経路、その他避難対策
 - オ 平常時及び災害時の心得
 - カ 県内、市内の自主防災組織及びその活動
- (2) 地震体験車での体験
- (3) 防災対策動画等の上映

3 社会教育の場等における防災教育

【主な実施機関：市（危機管理課、生涯学習課）、消防本部】

- (1) 講座の編成
 - ア 防災関係基礎知識
 - イ 平常時の心得
 - ウ 災害発生時の心得
 - エ 応急救護の基礎知識
 - オ 防災対策動画等の上映
- (2) 実習
 - ア 人工呼吸等応急救護の実習
 - イ 地震体験車での地震体験

4 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間等の効果的な時期を選んで啓発等を実施する。

- (1) 徳島県震災を考える日（毎年9月1日）
- (2) 徳島県震災を考える週間（毎年8月30日から9月5日まで）
- (3) 防災の日（毎年9月1日）
- (4) 防災週間（毎年8月30日から9月5日まで）
- (5) 水防月間（毎年5月1日から5月31日まで）
- (6) 土砂災害防止月間（毎年6月1日から6月30日まで）
- (7) 防災とボランティアの日（毎年1月17日）
- (8) 防災とボランティア週間（毎年1月15日から21日まで）

第3 学校における防災教育

【主な実施機関：市（学校教育課、危機管理課）、消防本部】

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育を通じて、地震・津波等に対する科学的知識の習得、自主防災思想のかん養及び災害予防措置並びに避難の方法の習得に必要な防災教育の充実を図る。

- 1 災害発生時における危険を認識し、日常的に備えるとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動できるようにする。
- 2 自然災害発生の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得できるようにする。
- 3 災害発生時には、助ける側の支援者として、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
- 4 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

第4 防災対策要員に対する防災教育

1 市職員に対する防災教育

【主な実施機関：市（総務課、危機管理課）、消防本部】

災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、関西広域連合等が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の内容

- ア 地域防災計画、災害応急対策マニュアル、避難所運営マニュアル等の各種マニュアル及び基本的な災害対策本部活動並びにこれらに伴う職員が果たす役割に関すること。
- イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の大規模な災害の事例、教訓に関すること。
- エ 防災関係法令に関すること。
- オ 南海トラフ地震に関すること。
 - ・南海トラフ地震に伴い発生が予想される地震動及び被害想定に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報及び措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
 - ・南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
 - ・南海トラフ地震対策として、今後取り組む必要がある課題
- カ 中央構造線活断層地震に関すること
 - ・中央構造線活断層地震に伴い、発生すると予想される地震動及び被害想定に関する知識
- キ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。
- ク 災害時における燃料不足への備えとして、平常時から公用車へのこまめな満タン給油の周知徹底
- ケ 市で保有する防災資機材の取扱い要領

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 災害応急対策マニュアル等印刷物の配布
- ウ 実習、現地調査等の実施

2 消防団員に対する教育

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部】

消防機材の取扱訓練、規律訓練及び火災対処訓練等の各種訓練等を通じ、消防団員の災害対処能力を向上する。

3 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

【主な実施機関：市（危機管理課、社会福祉課）、消防本部、
吉野川市社会福祉協議会】

災害時における、自主防災組織及びボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育を実施する。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員等を講師として、災害の原因及び対策等についての専門的な知識を習得させる。

また、災害時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の活動内容並びにその活動方法を習得させる。

この際、受講者に市地域防災計画の概要やハザードマップについて説明し、理解させる。

(2) 見学会等

関係機関、防災施設、防災展及び防災関係の催し等について見学をさせる。

4 防災上必要な施設管理者に対する教育

【主な実施機関：市（危機管理課、関係各課）、消防本部】

病院、商業施設等の不特定、かつ、多数の者が出入りする施設や、危険物を取り扱う施設等、防災上重要な施設の管理者は、関係機関と協力し、防災訓練及び安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止及び初期消火等、災害時における的確な判断力や行動力を養い、自主防災体制の整備を図るものとする。

5 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や、災害の歴史及び災害に関する石碑等の自然災害伝承碑が持つ意味等を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努める。

第5 防災体制の整備

平時から災害応急対策マニュアルの作成や、職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制を整備する。

1 災害応急対策マニュアルの作成

市の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した、災害応急対策マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練等を実施し、検証する。

また、活動手順、市の備蓄品や使用する資機材及び装備の使用方法等の習熟並びに所属が異なる他の職員や防災機関等との連携の重要性等について、理解を深め、徹底を図る。

2 人材の確保

発災後の迅速かつ円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備する。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材を確保するための方策を整備する。

第2節 防災訓練

第1 方針

「普段から訓練していないことは、緊急時にはできない。」ことは、阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

本市においても、南海トラフ地震や風水害等に対して、防災体制を構築しておくことが急務の課題であり、その中でも、防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このことから、市の災害対策本部や職員の対応能力の向上、関係機関や自主防災組織との更なる連携強化を目的として、関係機関独自あるいは関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した、実際的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、市民がこれらの訓練に積極的に参加でき、的確な災害対応を習得できるようにする。

第2 市及び関係機関が実施する訓練

1 市が実施する訓練

【主な実施機関：市（関係各課）、消防本部】

(1) 非常参集訓練

災害対策に必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等、職員の参集訓練を実施する。

(2) 通信連絡訓練

対策等の状況、被害情報等を関係機関相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定した訓練を実施する。

(3) 消防訓練

災害発生時における災害の規模や、事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(4) 避難訓練

災害発生時に市民等を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、避難指示等による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を、随時実施するよう指導する。

(5) 避難所開設・運営訓練

速やかな避難所開設と円滑な運営を図るため、関係の運用マニュアル等に基づく、住民主体の避難所開設・運営訓練を適宜実施する。

この際、感染症対策を踏まえた実際的な避難所運営訓練の実施に努める。

(6) 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。

また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

(7) 総合防災訓練

市の地域防災力の向上を図るために必要な訓練であり、自助・共助の推進、市・関係機関・医療機関等との連携の強化等をテーマとして、定期的に防災関係機関が一体となった訓練を実施する。

(8) 災害時情報共有システム等操作訓練

県が整備する災害時情報共有システム及び国が整備する新総合防災システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-PLo）等の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修及び訓練を実施する。

2 防災関係機関が実施する訓練

【主な実施機関：市（危機管理課、総務課）、消防本部】

(1) 関係機関

関係機関は、大規模な災害の発生を想定し、非常参集、通信連絡、消防、避難及び救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

(2) 市

関係機関が実施する非常参集、通信連絡、消防、避難及び救助等、各種の防災訓練に積極的に協力する。

3 保育所、こども園、学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

【主な実施機関：市（学校教育課、こども未来課、健康推進課、社会福祉課、長寿いきがい課、危機管理課、）、消防本部】

災害発生時の幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

第3 自主防災組織、市民等の訓練**1 自主防災組織、ボランティア等における訓練**

【主な実施機関：市（危機管理課、社会福祉課、学校教育課、教育総務課、生涯学習課）、消防本部、吉野川市社会福祉協議会】

自主防災組織やボランティア等は、住民の防災活動や防災意識の向上及び自主防災組織間の連携を図るため、市の指導を受けて、地域の事業所とも協調しながら、年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練及び避難訓練、避難所開設・運営訓練並びに応急手当・救急救命訓練、風水害対処訓練等を主として実施するものとする。

なお、自主防災組織やボランティア等から、指導・協力の要請を受けた関係機関は、関連する諸機関と連携し、自主防災組織やボランティア等の活動を積極的に支援するものとする。

また、避難所運営マニュアルや防災ハンドブック等の防災関連資料を配布する。

2 一般市民の訓練

【主な実施機関：市（危機管理課、各支所）、消防本部、市民】

市及び関係機関は、防災訓練を実施する際に、災害時において市民一人一人が適切な行動がとれるよう、広く市民の参加を呼びかける。

なお、市民は、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても、日頃から防災について話し合う等、高い防災意識を持つことが望ましい。

3 事業所における訓練

【主な実施機関：市（危機管理課、各支所）、消防本部】

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を定期的実施するものとする。

なお、これら事業所は、地域の一員として、市及び地域の防災組織が実施する防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

第4 広域合同防災訓練

1 訓練の実施

【主な実施機関：市（危機管理課、関係各課、各支所）、消防本部、近隣市町村、徳島県、阿波吉野川警察署、関係機関】

隣接市町村及び県と協力しつつ、広域合同防災訓練を実施する。

訓練は、大規模な災害の発生を想定し、関係機関相互の連携体制の確立や市民と一体となった実際の訓練を実施することとし、現地対策本部、広域応援体制、ボランティアの受入体制等の訓練を実施する。

2 訓練の内容

【主な実施機関：市（危機管理課、関係各課、各支所）、消防本部、近隣市町村、徳島県、阿波吉野川警察署、関係機関】

- (1) 災害対策本部の設置及び運営
- (2) 現地災害対策本部の設置及び運営
- (3) 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- (4) 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- (5) 避難準備及び避難誘導並びに避難所の開設と運営
- (6) ボランティアの受入れ及び活用
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 無線による被害情報の収集及び伝達

第5 個別防災訓練

1 水防訓練

【主な実施機関：水防団】

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により、水防に関する訓練を定期的実施する。

○ 訓練内容

- (1) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (2) 輸送（資材、器材、人員）
- (3) 工法（各水防工法）
- (4) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 消防訓練

災害発生時における災害の規模や事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

3 避難訓練

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防団】

災害発生時に市民等を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、避難指示等による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導する。

4 各種救助訓練

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部、消防団】

孤立者、負傷者等の救出、救助及び応急救護、物資の輸送並びに給水、炊出し等の救助活動を円滑に実施するために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。

また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

5 非常通信訓練

【主な実施機関：市（危機管理課）】

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的実施する。

6 緊急地震速報対応訓練

【主な実施機関：市（危機管理課）】

緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を、適時に実施する。

第3節 緊急輸送体制の整備

第1 方針

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を実施するため、指定された緊急輸送道路については、関係機関に対し、災害に強い道路の維持管理を要請するとともに、一般市道については災害に強い道路網を整備する。

第2 道路網の整備

【主な実施機関：市（監理課、建設課、危機管理課）】

1 基本的考え方

- (1) 自動車、歩行者等の利用に供する交通機能として、また、災害時における避難路、救援路等、市民等の日常生活の基盤として、利便性と安全性を考慮した道路整備を推進する。
- (2) 集落内の幹線市道の拡幅等により、道路改良率の向上に努め、災害に強い道路づくりを目指す。

2 道路整備

一般市道については、地域の実情を考慮し、緊急性の高い順に整備を進める。

また、幹線市道については、生活道路の安全性、利便性を考慮し、計画的に道路整備を実施する。市民等の日常生活に深い関わりを持つ各地域の道路については、計画的な整備を図る。

さらに、歩行者や自動車の円滑な交通を確保し事故などを抑止するため、道路の維持補修と管理に努める。

3 橋梁の整備

市の管理する橋梁については、自動車及び歩行者の事故抑制と交通の安全性確保のため、適切な維持管理を実施するとともに、耐震化・長寿命化などの改修を実施する。

第3 緊急輸送道路の確保

発災直後から、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送道路を指定し、道路啓開を実施する。

1 第1次緊急輸送道路（県指定）

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路。

(1) 国道192号

石井町境～吉野川市～美馬市境

2 第2次緊急輸送道路（県指定）

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、合同庁舎、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と、第1次緊急輸送道路を接続する幹線道路。

- (1) 国道 193 号
国道 192 号 (吉野川市山川町) ～吉野川市美郷支所
- (2) 国道 318 号
国道 192 号 (吉野川市鴨島町) ～吉野川市鴨島運動場
- (3) 県道 3 号 (志度山川線)
国道 192 号 (吉野川市山川町) ～徳島中央広域連合西消防署
- (4) 県道 31 号 (鴨島神山線)
国道 192 号 (吉野川市鴨島町) ～吉野川市役所
- (5) 県道 122 号 (板野川島線)
国道 318 号 (吉野川市鴨島町) ～市道西知恵島 17 号線 (吉野川市鴨島町)
- (6) 県道 139 号 (船戸切幡上板線)
国道 192 号 (吉野川市山川町) ～市道南整理 7 号線 (阿波市阿波町境)
- (7) 県道 235 号 (宮川内牛島停車場線)
徳島吉野線 (阿波市吉野町境) ～国道 192 号 (吉野川市鴨島町)
- (8) 県道 238 号 (川島西麻植停車場線)
国道 192 号 (吉野川市鴨島町) ～独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院
- (9) 県道 248 号 (奥野井阿波山川停車場線)
市道翁喜台 6 号線 (吉野川市山川町) ～国道 192 号 (吉野川市山川町)
- (10) 吉野川市道西中須 1 号線
国道 192 号 (吉野川市川島町) ～市道南中須・久保田線 (吉野川市川島町)
- (11) 吉野川市道南中須・久保田線
市道西中須 1 号線 (吉野川市川島町) ～吉野川県土整備事務所
- (12) 吉野川市道翁喜台 6 号線
吉野川市山川支所～奥野井阿波山川停車場線 (吉野川市山川町)
- (13) 吉野川市道本郷・飯尾福井線
国道 192 号 (吉野川市鴨島町) ～徳島中央広域連合消防本部・東消防署
- (14) 吉野川市道西知恵島 17 号線
県道 122 号板野川島線 (吉野川市鴨島町) ～吉野川医療センター

3 第3次緊急輸送道路 (県指定)

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線。

- (1) 国道 193 号
吉野川市美郷支所～神山町境
- (2) 県道 125 号 (市場学停車場線)
県道 12 号鳴門池田線 (阿波市市場町境) ～国道 192 号 (吉野川市川島町)

4 本市が指定する緊急輸送道路

【主な実施機関：市（監理課、建設課、危機管理課）】

県指定の緊急輸送道路と接続し、市内の防災拠点を結ぶ路線。

- (1) 国道 318 号
国道 192 号（吉野川市鴨島町）～阿波中央橋南
- (2) 県道 30 号徳島鴨島線
国道 318 号（吉野川市鴨島町）～県道 235 号宮川内牛島停車場線（吉野川市鴨島町）
- (3) 県道 122 号板野川島線
国道 318 号（吉野川市鴨島町）～国道 192 号（吉野川市川島町）
- (4) 吉野川市道本郷・上下島松元線
国道 192 号（吉野川市鴨島町）～国道 318 号（吉野川市鴨島町）
- (5) 吉野川市道知恵島中須賀・中郷線
県道 30 号徳島鴨島線（吉野川市鴨島町）～市道本郷・上下島松元線（吉野川市鴨島町）
- (6) 吉野川市道西中須 1 号線
国道 192 号（吉野川市川島町）～市道南中須・久保田線（吉野川市川島町）
- (7) 吉野川市道南中須・久保田線
市道西中須 1 号線（吉野川市川島町）～吉野川県土整備事務所
- (8) 吉野川市道翁喜台 6 号線
吉野川市山川支所～県道 248 号奥野井阿波山川停車場線（吉野川市山川町）
- (9) 吉野川市道本郷・飯尾福井線
国道 192 号（吉野川市鴨島町）～徳島中央広域連合消防本部・東消防署
- (10) 吉野川市道西知恵島 17 号線
県道 122 号板野川島線（吉野川市鴨島町）～吉野川医療センター

第4 緊急輸送道路の整備

【主な実施機関：市（監理課、農林業振興課）、徳島県】

緊急輸送道路の橋梁耐震化については、設計基準が古い橋梁や橋梁形式により対策が必要な橋梁など緊急度の高い橋梁から順次対策を実施する。

また、橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

法面对策については、点検結果に基づき、対策の優先度の高い箇所から順次整備を実施する。

さらに、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路を補完する農林道等の整備を計画的に推進する。

第5 民間事業者との連携

【主な実施機関：市（危機管理課）】

- 1 緊急輸送を円滑に実施するため、運送事業者等と協定を締結する等、体制を整備する。
- 2 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、及び物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、並びに物資の輸送拠点として、運送事業者等の施設を活用するための体制を整備する。
- 3 緊急輸送道路を早期に機能を確保するため、迅速かつ効率的な道路啓開が実施できるよう、建設事

業者をはじめとする民間団体等と連携・協力し、協定を締結しておく等、体制を構築するとともに、啓開に必要な資機材を備蓄し、配備する。

第6 緊急通行車両等の事前届出

【主な実施機関：市（財務課、危機管理課）】

災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、警察本部によって緊急通行車両等の事前届出制度が実施される。

この制度を活用して、公用車両の事前届出を推進する。

また、民間事業者等に対して、当該制度及び輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることが可能であることについて、周知するとともに、自らも当該制度を積極的に利用する等、その普及を図る。

第7 道路啓開計画の作成

自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備や雪害においては、道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に実施するため、道路法等に基づき、協議会の設置によって、他の道路管理者及び関係機関と連携し、道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを実施する。

第4節 自主防災組織の育成

第1 方針（自主防災組織の意義等）

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解し、各々がその役割分担を確実に推進するとともに、災害発生時には連携して対応することにより、被害の軽減が図れることを強く認識し、その対策に対する取り組みを推進する必要がある。

災害発生時の初動対応においては、まずは地域で組織される自主防災組織の活動であり、自主防災組織は、地区防災計画の策定及び計画に基づく各種訓練の実施・検証することにより、地域で自立できる防災体制を、維持・強化することが重要となる。

第2 災害対策の役割分担

1 市民の役割（自助）

「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、市民一人一人が自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）

2 地域の役割（共助）

「自分たちの地域は、地域で守る」との考え方にに基づき、地域の連携による防災活動を実施し、地域の住民が隣人等と協力し、地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）

3 行政の役割（公助）

行政が実施主体となる防災対策であり、自然災害に強い吉野川市を実現する活動をいう。

第3 地区防災計画及び活動マニュアルの作成支援

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部】

地域住民が効果的な防災活動を実施できるよう、自主防災組織による次の項目等についての地区防災計画や防災マニュアルの作成を支援する。

1 自主防災組織に期待される活動

（1）平常時の活動

- ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ウ 初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄
- エ 家庭及び地域における防災点検の実施
- オ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握
- カ 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知

（2）災害時の活動

- ア 正確な情報の収集及び伝達

- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導及び率先避難
- エ 救出救護の実施
- オ 給食、給水
- カ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難行動の補助及び集団避難の実施
- キ 炊き出しの実施及び協力
- ク 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

2 時系列による自主防災組織の活動

(1) 時系列による地震災害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">災害発生</div> ～災害発生直後～	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及 ○防災訓練の実施 ○資機材等の整備 ○災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後		<ul style="list-style-type: none"> ○自身と家族の安全確保 ○近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等)
数時間後	地域で救護活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。 ～災害発生から数日間～	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。 また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 (地域性や災害の規模によって、外部からの支援時期は異なる。)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○他団体等への協力要請 ○物資配分、物資需要の把握 ○炊出し等の給食・給水活動 ○防疫対策、し尿処理 ○避難中の自警(防犯)活動 ○要配慮者への配慮 ○ボランティア活動のニーズ把握

(2) 時系列による風水害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、高齢者等避難、避難指示に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位）や土砂災害の前兆現象に注意する。	※早期の情報伝達・事前行動が必要 ※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する ○住民への避難の呼びかけ ○土のう積み等、被害を抑える行動 ○避難行動要支援者の避難支援
	災害発生	
災害発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また、状況に応じ、水防活動、救出・救護を実施する。	※被害を抑えるための行動と避難所運営 ○水防活動 ○安否確認や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○避難所運営

※：風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

第4 自主防災組織等の育成・支援等

自主防災組織等の育成を図るため、必要な措置を講ずる。

1 協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制を整備するとともに、自主防災組織の活性化に向けて、市内の自主防災組織連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う協調・交流の機会を設ける等、組織間の連携の強化に努める。

この際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。

2 活動支援

自主防災組織に対し、発電機、エンジンチェーンソー及びレスキューキット等、防災活動に必要な資機材を貸与する等により、活動を支援する。

また、防災活動を行う自主防災組織に対しては、吉野川市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成19年4月告示第61号）に基づき補助金を交付する。

3 自主防災組織の訓練

自主防災組織が実施する各種訓練を積極的に支援する。

自主防災組織が実施する訓練の区分は、概ね以下のとおりである。

(1) 総合訓練

(2) 個別訓練（代表例）

ア 情報収集・伝達訓練

- イ 初期消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
 - (ア) 避難誘導訓練
 - (イ) 避難所運営訓練
- オ 応急手当・救急救命訓練
 - (ア) 初歩的な救急法の訓練
 - (イ) AED の取扱訓練
- カ 風水害対処訓練
- キ 土のう作成訓練
- (3) 防災（減災）運動会
- (4) 図上訓練（DIG）、ワークショップ等
- (5) 各種防災講座
- (6) 防災研修

4 リーダー養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化する。

5 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保

避難所運営・避難生活支援に取り組む避難生活支援リーダー/サポーター等及び地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

6 地域コミュニティにおける防災活動の支援

地域コミュニティを、市民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、企業等の関係団体に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として、主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導・助言等の支援に努める。

7 市職員の積極的参加

市の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動等に、積極的に参画する。

第5 自主防災組織の編成・規模

市の自主防災組織は56組織であり、組織率100%を達成している。
各自主防災組織の規模は、資料編のとおりである。

※自主防災組織一覧；資料編14. その他資料

第6 自主防災組織の防災計画

1 平常時の活動

組織	活動内容
自主防災会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災知識の普及 ・ 防災資機材の管理 ・ 防災訓練
連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する自主防災会との連絡調整 ・ 婦人会、子供会、青年団、PTA及びボランティア団体等の住民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを実施する。

2 災害時の活動

組織	活動内容
自主防災会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 救出救護 ・ 避難誘導 ・ 給水給食及び生活必需品の配付 ・ 避難所の開設・運営
連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する自主防災会との連絡調整 ・ 自主的で秩序ある避難所の運営のために必要な市職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整

第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における地域防災力の向上を図るため、共同した防災訓練の実施、物資等の備蓄及び高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を推進することとする。

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認める場合は、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 ボランティア受入体制の整備

【主な実施機関：市（社会福祉課、危機管理課）、吉野川市社会福祉協議会】

第1 方針

阪神・淡路大震災以降の近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されるとともに、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして、多種多様な災害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため、大規模災害発生時に、ボランティア活動が速やかに立ち上がり、効果的に活動できるように、平常時から、NPO・ボランティア等との連携協力関係を構築するとともに、災害時に、そのマンパワーを有効に活用できるよう、積極的に受入体制や活動環境を整備する。

第2 ボランティア活動の普及啓発

1 ボランティア活動の普及及び啓発

吉野川市社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催等により、市民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努める。

2 災害ボランティア登録制度の創設等

災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、災害ボランティア登録制度を創設する。

(1) 登録対象者

- ア 市内に在住又は勤務する個人又は団体
- イ 市内に活動拠点を有する個人又は団体

(2) 活動内容等

ア 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を実施する。

- (ア) 炊出し
- (イ) 清掃
- (ウ) 救援物資の管理及び配付
- (エ) 被災者の生活支援や話し相手
- (オ) 専門職ボランティアの補助等

イ 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を実施する。

- (ア) 平常時に行う建物の耐震診断

- (イ) 災害時に行う建物の危険度判定
 - (ウ) アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
 - (エ) パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
 - (オ) 特殊車両による救援
 - (カ) 救急救護
 - (キ) メンタルケア
 - (ク) 介護
 - (ケ) 通訳・手話等
- ウ ボランティアコーディネーター
- 一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や、各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を実施できる、ボランティアコーディネーターの育成を図る。

第3 ボランティア受入体制等の整備

市及び吉野川市社会福祉協議会は、NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を実施できるよう、「災害ボランティア登録制度」を活用する等、受入側の体制整備に努める。

また、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催及び災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保並びに防災訓練の実施等により、体制づくりを推進する。

また、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会等との役割分担等を定める。

特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結し、明確にする。

第4 NPO・ボランティア等との連携

吉野川市社会福祉協議会や、ボランティア団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた、連携体制を構築する。

第6節 企業防災の促進

【主な実施機関：市（商工観光課、危機管理課）、消防本部】

第1 方針

災害による不測の事態から、企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした、「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化及び予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等、重要なライフラインの供給不足への対応並びに取引先とのサプライチェーン確保等の、事業継続上の取組みを継続的に実施する等の「事業継続マネジメント（BCM）」の取組みを通して、企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第2 企業の事業継続計画策定等の支援

1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を実施するよう、市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報等を実施する。

2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として、主体的に地域活動に参加することが求められる。

このため、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に対応するため、情報を提供する体制等の条件の整備に取り組むとともに、企業等が、地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で、自主的な防災活動を実施できるよう、指導・助言等の支援を実施する。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に対するアドバイスを実施する。

第7節 避難対策の充実

【主な実施機関：市（危機管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、社会福祉課、建設課、監理課）】

第1 方針

被害を効果的に軽減するため、南海トラフ地震はもとより、各種災害に対しても、地域ごとの詳細な避難計画の策定と、計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため、災害から市民等の生命、身体の安全を確保するため、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路及び市民等の避難誘導等について計画し、計画的に避難対策を推進する。

また、躊躇なく避難情報を発令するため、避難情報の判断・伝達マニュアルを活用するとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制を構築する。

この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

さらに、居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを、迅速・容易かつ確実に受けることができる体制を整備する。

第2 避難場所・避難所の確保

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

防災施設の整備状況、地形・地質及びその他の状況を総合的に勘案し、必要があると認められる場合は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における、円滑かつ迅速な避難のために立退きをするため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、管理者の同意を得た上で、災害の種類（洪水、がけ崩れ・土石流及び地すべり、地震、大規模な火事、浸水等）ごとに指定する。

※指定緊急避難場所；資料編14. その他資料

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

ア 指定緊急避難場所を指定した場合は、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとする場合又は廃止する場合は、市に届出する。

ウ 当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める場合は、指定を取消し、県に通知するとともに、公示する。

(3) 指定緊急避難場所の整備

円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、指定緊急避難場所の環境を整備する。

その主な内容は次のとおりとする。

ア 指定緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から地域住民に周知する。

また、誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、

どの災害の種別に対応した避難場所であるかを、明示する。

- イ 指定緊急避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ、浄水器等の整備及び水源を確保する。
- ウ 医療・救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等を整備する。
- エ 避難の長期化を想定し、屋外の避難場所には、日よけのテントや飲料水、防寒具等を備蓄する。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

円滑な救援・救護活動を実施するため、政令で定める基準に適合する施設を、管理者の同意を得た上で、指定する。指定にあたっては、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を考慮する。

また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受入れ方法等について、市民に周知する。

ア 指定避難所を指定した場合は、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加える場合又は廃止する場合は、市に届出する。

ウ 指定避難所を廃止、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める場合は、指定を取消し、県に通知するとともに、公示する。

(2) 指定避難所に関する事項

ア 学校を指定避難所に指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は、応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整する。

イ 指定避難所については、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設を整備する。

ウ 指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、敷マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、また、女性の視点や要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テント、パーティション等の感染症対策に必要な物資・資機材、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器を整備する。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等を整備する。

エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資を備蓄する。

オ 指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を推進する。

カ 「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に作成した「市避難所運営マニュアル」に基づき、訓練や研修等を通じて、避難所の開設・運営に必要な知識等を普及する。

この際、市民等への普及にあたっては、地区の自主防災組織等が主体的に避難所を運営できるよう努める。

- キ 「災害時のペット対策ガイドライン」の内容に基づき、平常時から、関係団体との連携体制を整備するとともに、飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等について普及・啓発する。
- ク 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備え、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置する等、在宅避難者等の支援対策を検討する。
- ケ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備え、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置する等、車中泊避難者の支援対策を検討する。
この際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- コ 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、情報を把握する。

3 神社仏閣との連携

県は、一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会阿波部会との協定に基づき、観光客等の緊急避難場所等の確保に努めるとしている。

県と連携し、地域における神社仏閣等と連携した被災者支援体制の構築に努める。

第3 避難路の選定

市民等が安全に指定緊急避難場所等へ避難するための避難路を、概ね次の基準により選定し、確保する。

- 1 概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。
- 3 がけ崩れ、浸水等の危険のない道路であること。

第4 避難に関する広報

市民等が的確な避難行動をとることができるよう、平常時からあらゆる機会を捉え、避難に関する広報活動を実施する。

この際、近年の豪雨災害の教訓を活かし、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスク、市民等がとるべき避難行動の理解の促進及び市民等の避難行動等を支援する5段階の警戒レベルでの防災気象情報並びに避難情報の提供等について、周知する。

また、指定緊急避難場所については、標示板を設置し、市民等に対して周知する。

1 指定緊急避難場所等の周知

指定緊急避難場所について、市民等に対し、次の事項を周知・徹底する。

- (1) 名称
- (2) 所在位置
- (3) 経路
- (4) その他必要な事項

2 避難のための知識の普及

次の事項について、市民等に対し、普及・徹底する。

- (1) 平常時における避難の心得
- (2) 避難時における知識
- (3) 避難収容後の心得

第5 避難計画の作成

災害発生時において、安全かつ迅速な避難が実施できるよう、具体的な避難計画を作成する。
なお、作成においては、次の事項に留意する。

- 1 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- 2 避難場所の名称、所在地等
- 3 避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
 - (1) 給水
 - (2) 給食
 - (3) 負傷者に対する応急救護
 - (4) 生活必需品の支給
 - (5) その他必要な措置
- 5 避難場所における秩序維持
- 6 災害広報

第6 避難情報・伝達マニュアルの作成

避難指示等は、「避難情報・伝達マニュアル」による。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整備する。
具体的な避難対策は「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策」による。

第8節 避難行動要支援者支援対策の充実

【主な実施機関：市（社会福祉課、長寿いきがい課、
こども家庭センター、市民生活課、危機管理課）】

第1 方針

災害発生時には、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者及び妊産婦、医療的ケアを必要とする者並びに外国人等、災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の要配慮者に対する安全確保を図る。

さらに、避難行動要支援者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮する。

注) これまで使われていた「災害時要援護者」に代わり、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に、支援を要する人を「避難行動要支援者」という。

第2 避難行動要支援者への支援体制の確保

1 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

避難行動要支援者について、避難の支援及び安否確認等の避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報等の保護に十分に配慮しつつ、関係機関と共有するとともに、平時から自主防災組織や民生委員等と連携し、避難行動要支援者の状況を、把握する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ア 介護保険で要介護3以上の在宅で生活する人
- イ 身体障害者手帳1級及び2級の在宅で生活する人
- ウ 療育手帳A判定の在宅で生活する人
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の在宅で生活する人
- オ 65歳以上の寝たきりの人
- カ 65歳以上の一人暮らし、又は家族全員が75歳以上の後期高齢者の世帯
- キ 人工呼吸器を装着して在宅で生活する人
- ク 医療的ケアを受けて在宅で生活する子ども
- ケ その他、災害時において避難の支援が必要な人

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市等が保有する高齢者や障がい者の情報及び避難行動要支援者本人（又は親族）から得られた情報を活用し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、常に変化するため、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新

する期間や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態で保管する。

(4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

本人の同意に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供する。

ただし、災害時等、避難行動要支援者の生命、身体を保護するため、特に必要があると認める場合は、本人の同意を得ることは要しない。

なお、名簿の提供に際しては、個人情報の適正な取扱いについて、関係者に対し指導する等、個人情報を確実に保護する。

名簿情報提供者は、次のとおりとする。

- ア 消防署
- イ 警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ その他地域支援者

2 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援等を、円滑に実施するため、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制を整備する。

(1) 避難支援等関係者

避難支援等の関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって、次に掲げる者とする。

- ア 自主防災組織
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉協議会
- エ その他地域支援者

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等の関係者は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、避難支援、救助及び安否確認、避難生活上の措置並びに避難支援等関係者等の安全確保の措置について、事前に対策を講じておくものとする。

(3) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きができるための通知又は警告の配慮

ア 高齢者等避難の発令・伝達

自然災害発生時に、避難行動要支援者が、円滑かつ安全に避難を実施することができるよう「避難情報・伝達マニュアル」に基づき、適時・適切に発令する。

また、「高齢者等避難」として発令する情報は、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するため、極めて重要な情報である。

発令に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人一人に的確に伝わるようにするとともに、避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報の伝達及び早い段階での避難行動を実施できるよう、配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

情報伝達については、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送、緊急速報メール及び市ホームページ、広報車・消防団による広報、電話・FAXによる伝達並びに消防機関・社会福祉協議会・自主防災組織・民生委員・児童委員、その他地域支援者等による直接的な声かけ等、多様な手段を組み合わせる実施する。

(4) 個別避難計画の作成

ア 計画の作成

危機管理局や健康福祉部等の関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民及びNPO等の避難支援等に携わる関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

イ 計画の修正・管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適時適切に反映し、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないように、個別避難計画情報を適切に管理する。

ウ 計画の活用

消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例に定める場合には、避難行動要支援者名簿を提供する。

この際、多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者に対する情報を伝達する体制の整備、避難の支援・安否確認の体制の整備及び避難訓練を実施するとともに、名簿情報の漏えいの防止等の必要な措置を講じる。

エ 計画の提供

消防機関、県警察、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係機関(者)に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例に定める場合には、個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備及び避難訓練等の実施を図る。

この際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

3 福祉避難所

社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所(二次的な避難施設)を指定する。

(1) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。

(2) 福祉避難所の指定

社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケア等の、

必要な生活支援が受けられる等、安心して避難生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるため、必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）を指定する。

特に、要配慮者に対して円滑に情報が伝達できるよう、多様な情報伝達手段を確保する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について配慮する。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市施設、宿泊施設等の活用により、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じ、福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるようにする。

周知については、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し実施する。

(3) 福祉避難所の周知

指定状況や役割（受入対象者の限定等）について、広く市民に周知する。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し、周知する。

また、避難場所や避難路等の案内板について、分かりやすいよう、シンボル化等を図る。

(4) 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても、不足に備えて調達・確保する。

(5) 福祉避難所の運営

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成し、訓練等を通じ、社会福祉施設等の関係者に対し、必要な知識等の普及啓発を実施し、円滑な運営管理体制を構築する。

(6) 福祉避難所における感染症対策

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた、円滑な福祉避難所の開設及び運営体制を構築する。

第3 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設の安全確保等

(1) 社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。

また、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

さらに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震の各事業を関係機関との連携のもと実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の推進などに配慮するものとする。

(2) 施設管理者は、(消防法等で設置が義務付けられている) スプリンクラー及び火災通報装置等を、法令に基づき適正に設置し、及び管理するものとする。併せて、火災発生時の被害軽減のため、(義務設置でない) 施設についても、スプリンクラーや火災通報装置等の設置促進に努めるものとする。

2 避難確保計画の整備

市内の浸水想定区域、土砂災害警戒区域に存在する、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表するとともに、市に報告するものとする。

3 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件等を踏まえ、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を実施するため、自衛防災組織を整備し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもと、施設相互間、地域住民及び自主防災組織等との平常時から密接に連携し、利用者の実態に応じた協力が得られる体制作りに努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するものとする。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間や悪天候下を想定した防災訓練及び土砂災害警戒区域等、地域の特性に配慮した防災訓練等を実施し、訓練の結果を市に報告するものとする。

5 備蓄及び防災資機材の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、水、生活必需品及び防災資機材等を備蓄するとともに、発災後も業務を継続できるよう、自家発電設備や給水設備の整備など災害対応力の向上にも努めるものとする。

第4 在宅避難者対策

1 防災知識の普及・啓発及び訓練の実施

避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、広報誌、パンフレット等の配布を行い、地震災害に関する基礎的知識を普及・啓発する。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施する。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備する。

2 避難支援体制の確立

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認等の避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿を整備し、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有する。

また、平時から、自主防災組織や民生委員等と連携し、避難行動要支援者の状況を把握し、県が作成した「個別避難計画」作成の手引を参考に、支援の必要性の高い者から優先的かつ重点的に、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し活用できるよう努める。

3 緊急通報システムの整備

災害時における、的確かつ迅速な救助活動を実施するため、在宅避難行動要支援者に対する緊急通報装置の設置を促進する等、必要に応じ、緊急通報システムを整備する。

第5 外国人等に対する防災対策

1 外国人の所在の把握

災害時に、外国人の安否確認及び支援を実施するため、平常時から外国人登録を推進し、外国人の人数や所在を把握する。

2 防災知識の普及啓発

外国人向け多言語対応プッシュ型アプリ「Safety tips」を普及・啓発するとともに、観光施設等に啓発ポスター等を掲示する等、訪日外国人の利用・促進を図る。

3 防災訓練等の実施

在住外国人に対して、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災教育及び防災訓練への参加を推進する。

4 防災基盤の整備

避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記等を進める。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳を行うボランティア等を確保する。

第9節 帰宅困難者等対策

【主な実施機関：市（教育総務課、学校教育課、生涯学習課、危機管理課）】

第1 方針

旅行者や遠距離通勤者等に対し、地震災害により帰宅困難となった場合の避難及び帰宅の支援等、適切に対応する体制を構築する。

第2 帰宅困難者等への対応体制の整備

1 市民等への普及・啓発

市民等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所及び関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について、対応策を普及・啓発する。

2 企業等への普及・啓発

企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及・啓発する。

3 安否確認手段の支援

災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及・啓発する。

第10節 広域応援・受援体制の整備

【主な実施機関：市（危機管理課、総務課）、消防本部】

第1 方針

大規模災害が発生し、市単独による対応が困難な場合、他の市町村や関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する必要がある。

このため、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、応援・受援体制を整備するとともに、迅速かつ円滑に応急対策等を実施するため、他の市町村や関係機関との間に、相互応援協定等を締結し、連携を強化する等、広域的な応援・受援体制を強化・充実する。

第2 応援・受援体制の整備

1 応援体制の整備

- (1) 応援要請を受けた場合、速やかな応援ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項について業務要領を定める。
 - ア 支援対策本部又は応援班／担当の設置及び運営
 - イ 派遣部隊の編成及び派遣
 - ウ 携帯資機材・使用車両等の調達及び運搬
 - エ 応援活動の作業手順等
- (2) 土木・建築職等の技術職員が不足している自治体に中長期派遣等による支援を実施するため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制を整備する。
- (3) 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を努めて受けることがないように、食料、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで、自力で賄える自己完結型の組織体制を保持できるよう努める。

2 受援体制の整備

- (1) 円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関から応援を受けられるよう、受援計画を作成し、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順及び対象業務等について取り決め、連絡先の共有を徹底しておく等、平素から必要な準備を整え、実効性を確保する。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応急対策職員の執務スペースを確保する。
- (2) 「応急対策職員派遣制度」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」に伴う職員の受入体制を構築するとともに訓練等を通じ、発災後の円滑な災害対応及び業務の継続体制を確立する。
- (3) 応急対策職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援自治体等に対して紹介できる公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を駐車できる空き地等、活用可能な施設等をリスト化する。

第3 応援要請・受援体制の整備

1 応援要請体制の整備

災害発生時の応援要請を迅速かつ円滑に実施するため、応援要請手続き及び連絡方法を定める。

また、応援の要請や受援業務の実効性を高めるため、災害対策本部事務局及び各班に受援担当の係を設置する。

この際、訓練等を通じ、「応急対策職員派遣制度」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用の促進に努める。

さらに、土木・建築職等の技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を実施するため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制を整備する。

なお、協定を締結している他の自治体及び関係機関との間において、平時から、訓練及び情報の交換等を実施する。

(1) 応援要請手続

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(2) 応援要請の連絡方法

- ア 応援要請は口頭又は電話により実施する。
- イ 応援要請後、2の(4)で定める活動計画をFAXにより送付する。
- ウ 文書による応援要請は、災害による混乱が收拾した後に実施する。

2 受援体制の整備

応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう役割分担、具体的な活動拠点、対象業務等の受援体制の整備手続きを定め、実効性の確保に努める。

なお、受援体制検討の主な内容は次のとおりとし、受援体制の整備に努める。

(1) 災害対策本部事務局及び各班・支部に受援担当係の設置

(2) 災害対策本部事務局（受援担当係）の役割

- ア 受援に関する状況把握・とりまとめ要領
- イ 資源の調達・管理要領
- ウ 庁内調整要領
- エ 調整会議の開催要領
- オ 応援職員への支援要領

応援職員の受入に当たり配慮すべき事項（例）

- ・スペースの確保
- ・資機材等の提供

- ・執務環境の整備
 - ・宿泊場所に関する斡旋等
- (3) 災害対策本部各班への業務担当窓口（受援担当係）の設置及び役割
- ア 受援に関する状況把握
 - イ 資源の調達・管理要領
 - ウ 災害対策本部受援班への報告要領
 - エ 調整会議への参加
 - オ 応援職員への支援要領
- (4) 応援部隊の活動計画の作成
- 要請した応援部隊に対して、いつ、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を、整理した活動計画を作成する。
- (5) 応援要請及び応援活動の記録の作成
- ア 応援の要請先、要請日時、要請内容
 - イ 回答先、回答日時、回答内容
 - ウ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
 - エ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
 - オ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
 - カ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
 - キ 撤収日時
- (6) 応援受入計画
- 他自治体等からの多人数の応援部隊の受入れについては、「吉野川市災害時受援計画」による。

第4 相互応援協定の締結

隣接する市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い離れた位置にある自治体との相互応援協定の締結をする等、広域応援体制の拡充に努める。

また、すでに締結している協定については、その内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努める。

なお、相互応援協定の締結状況は次のとおりであり、連絡担当部局及び電話番号等については、不断の見直しを実施する。

また、災害による通信機能の途絶等の一定の条件のもとでは、応援を要請される側が自らの判断により出動ができるよう、協定の見直しについて検討する。

- 1 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定
徳島県及び県内 24 市町村
- 2 徳島県 8 市の災害時相互応援協定
徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、阿波市、三好市
- 3 県外の自治体

協定締結自治体	連絡担当部局	電話番号
倉吉市	総務部防災安全課防災安全係	0858-22-8162

第11節 情報通信機器・施設の運用・管理

【主な実施機関：市（危機管理課、財務課、デジタル推進課）、関係機関、徳島県】

第1 方針

大規模な災害が発生し、多種多様かつ多量な災害情報が発生する状況において、市及び関係機関は緊密に連携し、被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、市民等に対し、適切な広報を実施し、災害による社会的混乱を最小限にすることが重要である。

また、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、情報の収集及び伝達は、不可欠であることから、市及び関係機関は、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化及び無線を活用したバックアップ対策並びにデジタル化の促進等、情報通信体制を整備する。

第2 情報通信体制の整備

1 情報収集体制の整備

市及び関係機関は、市域の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集機関及び要員を定める等、情報収集体制を整備するとともに、県防災行政無線地上系システム及び衛星通信システム並びに市防災行政無線システムの活用を図る等、情報収集機能の向上に努めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

市及び関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等、情報伝達体制を整備するものとする。

(1) 指定電話及び情報連絡担当者

市及び関係機関は、情報伝達を円滑に実施するため、指定電話及び情報連絡担当部署（担当者）を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

(2) 市の情報連絡体制

市の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

ア 災害対策本部が設置されていない場合

危機管理課（電話 22-2235、Fax22-2248）

イ 災害対策本部が設置された場合

本庁東館2階（別途関係機関等に通知）

(3) 通信手段の多様化

市及び関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話及びタクシー等の業務無線等、各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

(4) 要配慮者に対する伝達手段の確保・整備の推進

障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が、防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得するため、体制の整備、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずる。

さらに、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずる。

3 広報体制の整備

市民及び事業所に対し、被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等、広報体制を整備する。

また、災害情報を迅速に広報するためのシステムを確立する等、情報伝達機能の向上に努める。

第3 防災通信システムの整備

1 吉野川市防災行政無線システムの維持・整備

災害情報の収集、伝達のため、次により構成される防災行政無線システムを維持・整備する。

- (1) 親局設備
- (2) 再送信子局
- (3) 屋外拡声子局
- (4) 遠隔制御装置
- (5) 戸別受信機

2 吉野川市防災・情報メールの維持・整備

職員は速やかに参集するため、吉野川市防災・情報メールに連絡先を登録・更新し、迅速な災害情報の伝達に活用する。

第4 防災情報システムの整備

1 防災情報システムの整備

被害状況の集計・分析やパソコン通信等に活用するため、コンピューター等の情報関連機器を整備する。

2 防災情報システムの耐震化

地震に備えて、防災情報システムの耐震化を図るため、次のような措置を検討する。

- (1) 無停電電源装置の導入
- (2) 防災関連システムのコンピューター設置場所への免震床の導入
- (3) 主要機器のシステムの二重化

3 防災情報の共有

災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、県との防災情報の共有を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報等の共有及び伝達（災害時情報共有システム、防災・危機管理ポータルサイト「安心とくしま」）
- (2) 携帯電話や携帯メール（すだちくんメール）を利用した情報の収集伝達
- (3) 被災者支援システム
- (4) Lアラート等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

第5 吉野川市防災・情報メールの活用

市民等に災害情報を伝達するため、防災・情報メールへの登録を推進し、活用する。

第6 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。

また、受信した緊急地震速報を、地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により、市民等に伝達する。

第7 エリアメール・緊急速報メールの活用

市民等に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールを活用する。

第8 衛星通信機器を活用したインターネット環境の整備

衛星通信機器を活用したインターネット環境を整備し、災害時に相互応援できる体制を構築する。

第9 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、平素から各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）を実施する。

第12節 防災拠点施設等の整備

【主な実施機関：市(危機管理課、財務課、学校教育課、教育総務課、生涯学習課、社会福祉課、建設課、各支所)、消防本部】

第1 方針

市及び災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保並びに総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや、電動車の活用を含め、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

この際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備及び通信途絶時に備えた、衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保するとともに、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるものとする。

第2 地域の拠点となる避難収容拠点の選定

周辺の避難所が被災した場合の代替施設や、物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー(支援)する地域の拠点となる避難所については、県が「拠点避難所」として整備する県立学校等や、市自らが整備する避難所を「避難収容拠点」として選定する。

1 避難収容拠点のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「避難収容拠点」がカバーする地域を定める。

2 避難収容拠点として有すべき機能

- (1) 建物の耐震化、LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- (2) 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備
- (3) 簡易トイレ、炊き出し用資材、テントなど避難生活等に必要な資機材等
- (4) ヘリポート
- (5) 建物の空調機器(冷暖房)

第3 防災上重要建築物

1 災害対策本部

本庁舎

2 災害対策支部

各支所

3 応援部隊の応急活動拠点

消防署等

4 避難収容拠点

(1) 施設

鴨島公民館、文化研修センター、市民プラザ、川島体育館、交流センター、山川体育館、
アメニティセンター、ふるさとセンター

(2) 学校

鴨島小学校、飯尾敷地小学校、鴨島東中学校、鴨島第一中学校、山川中学校、市立川島中学校

5 福祉避難所

資料編参照

第13節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

【主な実施機関：市（危機管理課、水道課）】

第1 方針

- 1 大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力には、おのずと限界があり、全ての被災者に対する迅速な対応は困難であると予想される。

したがって、市民は、平素から家庭や地域レベルでの防災意識を高め、災害時には、「自らの命は自らが守る」、「自分たちの地域は、地域で守る」ことを基本理念として、災害発生後、救援体制が立ち上がるまでの間は、市民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが重要である。

このため、自ら備蓄することの必要性を、市民に周知・徹底する。

- 2 避難所又はその近傍に、地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資を備蓄する。

備蓄する物品は次のとおり。

- ・快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具、キッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品、その他、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等

これらの物資の備蓄状況については、年に1回、市民に公表する。

- 3 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量を確保する。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども等にも配慮する。

- 4 衛星通信機器や水循環型シャワー等、複数台の配備が困難な資機材については、相互応援できる体制を構築する。

第2 物資の輸送体制

民間からの調達や、国及び他の自治体等からの支援により供給される大量の物資を、迅速に被災地に輸送するため、平時から輸送体制を整備する。

県は、市町村の要請、又は、被災の状況等に応じ、要請を待たずに、民間からの調達又は、国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点に物資を輸送する。

指定した拠点へ搬送される物資を、避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給するため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者等と連携する等、体制を整備する。

市域内の物資輸送拠点候補地

市防災備蓄センター、徳島県農業協同組合、市民プラザ

第3 食料の備蓄整備

1 備蓄（被災者用）

家屋倒壊等により、備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のための備蓄食料を確保する。市の人口や地理等の特性を考慮し、他の地域や民間との応援協定等を活用し、確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄する。

なお、備蓄物資の整備については、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（令和8年2月4日公表）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震想定」における「家屋の全壊、消失のため、避難所等で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象者と想定する。

(1) 南海トラフ巨大地震における想定避難者津波警報解除後当日

避難所生活者数 3,500人

避難所外生活者数 2,300人

避難者数合計 5,800人

(2) 中央構造線・活断層地震における想定避難者避難所生活者数

5,300人

2 備蓄（災害対策本部要員用）

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、災害対策本部の職員が、その能力を最大限発揮できるよう、3日分の食料等を備蓄する。

第4 飲料水の給水体制

1 運搬給水の備え

別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄する。

避難所、医療施設、社会福祉施設及び防災拠点施設等並びに防災上重要な施設を、運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池及び消火栓等や運搬輸送ルートについても定める。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整備する。その他、市民への非常用飲料水袋を備蓄する。

2 拠点給水の整備

運搬給水は、供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要があることから、避難所や浄水場、配水池、耐震性貯水槽及び消火栓等の設置場所に給水拠点を配置する。

また、飲料水安全確保のため、ろ過器、残留塩素濃度測定器及び塩素殺菌用薬品等を備蓄する。

3 防災井戸の活用

災害時に、安定した飲用水や生活用水を確保できるように、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源を確保する。

この際、地域の実情に応じた防災井戸の整備及び登録に努める。

また、登録する防災井戸については、災害時の利用について、管理者と活用手順等を定める。

第5 生活必需品等の備蓄・整備・充実

生活必需品等については、現在の備蓄のさらなる整備、充実に努めるとともに、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資の確保体制を整備する。

また、市民に対しては、災害に備え、必要な非常持ち出し品の準備及び食料・水等の備蓄について、啓発する。

第6 水防に必要な備蓄資機材の整備

水防活動において、資機材が不足する場合に、応急支援ができるよう、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、整備するとともに不足する資材を補充する。

また、重要水防区域内堤防延長1,000メートルないし2,000メートル毎に、1棟の割合で、面積33平方メートルの水防倉庫を設置し、必要な機材を配備する。

第7 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

大規模な災害発生のおそれがある場合に備え、事前に物資調達・輸送調整等支援システムにより、備蓄状況を確認するとともに、登録されている物資の輸送拠点を、速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先及び開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含めた、物資支援のため、準備体制を速やかに構築する。

第8 新物資システム（B-P L o）等の活用

- 1 市及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や、物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援新物資システム等を活用し、情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等新物資システムを活用し、備蓄物資や物資拠点を登録する。

第9 備蓄の現況

市の備蓄の現況は、資料編を参照

※吉野川市災害用備蓄品の現況；資料編6. 防災資機材に関する資料

第14節 孤立集落対策の強化

【主な実施機関：市（危機管理課、健康推進課）】

第1 方針

災害により、孤立化が予想される集落に対する応急対策について定める。

第2 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域等の集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。

孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- 1 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 2 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等のおそれがある個所に対する事前通行止め
- 3 洪水による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積等

第3 孤立予想集落

市内で災害発生時に、孤立化が予想される集落は、44箇所である。

第4 孤立化防止対策

1 通信手段の確保

- (1) 孤立化し、通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信を確保するため、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）を配備する。
- (2) 孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について、住民に周知する。

2 ヘリコプター離着陸場の確保

孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定める。

3 無人航空機等の活用

食料、飲料水、医薬品等の救援物資の緊急輸送を実施するため、無人航空機等による輸送手段を確保する。

4 生活物資の備蓄の促進

孤立が予想される集落において、飲料水（一週間分以上）、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材及び簡易トイレ並びに非常用電源のための燃料等、公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進する。

第15節 災害医療体制等の整備

【主な実施機関：市(健康推進課、社会福祉課、こども家庭センター、危機管理課)、医療機関等】

第1 方針

大規模災害発生時において、病院の機能停止をはじめ、長期の避難生活における身体・精神的疲労等が被災者の健康面に影響し、災害関連死が発生していることに鑑み、県が推進する「徳島県戦略的災害医療プロジェクト・基本戦略」に基づき、施策を推進する。

同プロジェクトにおいては、基本戦略が目指す姿として、圏域ごとの災害医療力の強化、医療やケアなどが必要な方々に対する健康支援体制の整備、災害関連疾患を防止するための避難環境の向上、情報共有機能の強化及び防災用品の普及と先進的な技術・製品の導入が掲げられている。

これらの施策実現のため、県、関連機関及び市医師会等との連携の強化を図り、平時から、圏域内における医療提供体制を構築する。

第2 施策の推進

1 災害医療力の強化・応援受援体制の構築

「徳島県戦略的災害医療プロジェクト・基本戦略」が定める災害医療圏域は、東部Ⅲ圏域に所在しており、東部Ⅲ圏域における災害医療力の強化を目指す必要がある。

このため、吉野川保健所、吉野川市医師会等との連携を密にし、体制強化や応援・受援体制の構築を推進する。

2 要配慮者支援の強化

(1) 災害時要配慮者への支援

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者について、災害後の円滑な避難や被災時の健康維持が図られるよう、多様な支援体制を整備する。

(2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

医学的管理を必要とする在宅患者等が、災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制を構築する。

3 避難所運営体制及び避難環境の向上

(1) 避難所運営体制

避難所運営体制は、本編第2章第10節避難対策による。

(2) 避難環境の向上

避難環境の向上について、以下に配意しつつ取り組む。

ア 生活の質を重視した避難所の運営

避難所を中心に、被災者に対し効果的な支援ができるよう、県及び各関係機関、災害対策部門、災害医療や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等各専門チームの連携

を強化し、効果的な支援ができるよう体制を整備する。

また、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際最低基準）の理念に基づき、様々な市民の視点を取り入れた避難所運営に取り組む。

イ 多様な避難環境の創出

避難者が、避難生活を快適環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出に配慮するとともに、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制を構築する。

4 情報共有機能の強化

(1) 市民等への情報提供、市民等からの情報把握

いかなる災害時においても、市民等が気象情報や避難情報を入手し、ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報を把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネット等、多様・多種化した通信・情報手段の確保に取り組む。

(2) 医療や防災関係機関との情報共有

災害時の医療提供を迅速かつ的確に実施できるよう、また、医療機関等や関係機関の間の情報共有と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」を活用する。

第16節 ライフライン途絶への備え

【主な実施機関：市(危機管理課、関係各課) 関係機関等】

第1 方針

大規模災害の発生による、ライフライン途絶に備え、対策を事前に検討する。
このため、次により各種対策を実施し、ライフライン途絶時の被害の軽減に努める。

第2 内容

1 知識の普及・啓発

あらゆる機会を通じて、市民に対しライフライン途絶に備えた知識の普及・啓発に努める。
主な普及・啓発項目は以下のとおり。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や、注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した、現金等の準備
- (4) 飲料水や簡易トイレ等の備蓄

2 事前予防のための取り組み

- (1) 電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等による電力供給網、通信網の支障が発生する対策として、地域性を踏まえ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。
- (2) 通信途絶に備え、衛星通信を活用したインターネット機器を整備する。
- (3) 上下水道管理者は、民間事業者等との協定締結等により、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても、上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

3 業務の継続に向けた取り組み

- (1) 市、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備、LPガス災害用バルク及び燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検及び訓練等に努めるものとする。
また、電気保安法人・電気工事組合等との協定に基づき、適切な電気主任技術者の職員派遣による早期の送電再開など早期復旧に努めるものとする。
さらに、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる、非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (2) 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておく等、上下水道一体となった対応に努めるものとする。
さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。市、

関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、非常用電源の確保に努めるものとする。

4 訓練の実施

市及び関係機関等は、大規模停電や通信障害を想定した訓練を実施するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ	2-50
第2節	活動体制	2-53
第3節	情報通信	2-61
第4節	情報の収集・伝達・報告	2-68
第5節	災害広報	2-77
第6節	自衛隊災害派遣要請	2-79
第7節	防災関係機関応援要請及び受入体制	2-83
第8節	他の自治体被災時の応援	2-87
第9節	災害救助法の適用	2-89
第10節	避難対策の実施	2-91
第11節	交通確保対策	2-104
第12節	緊急輸送対策	2-108
第13節	消防防災ヘリコプター等の活用	2-110
第14節	消防活動等	2-112
第1款	消火活動	2-112
第2款	水防活動	2-115
第3款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	2-117
第15節	救出・救助対策	2-118
第16節	医療救護活動	2-121
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給	2-126
第1款	応急給水	2-126
第2款	食料供給	2-128
第3款	生活必需品等の供給	2-131
第4款	生活情報の提供	2-133
第5款	LPガスの供給計画	2-134
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施	2-135
第1款	保健衛生活動	2-135
第2款	防疫	2-137
第3款	行方不明者の捜索及び火葬等	2-139
第19節	要配慮者支援対策の実施	2-143
第20節	動物救済対策	2-146
第21節	災害廃棄物の処理	2-147
第22節	住宅の確保	2-151
第1款	応急仮設住宅の供与	2-151
第2款	住宅の応急修理	2-153
第3款	被災者向け住宅の確保	2-154
第23節	障害物の除去	2-155
第24節	ボランティア活動の支援	2-157
第25節	義援金・義援物資の受入・配分	2-159
第26節	公共土木施設等の応急対策	2-162
第1款	公共施設等	2-162
第2款	農業用施設等	2-172
第27節	教育対策	2-174
第28節	災害警備対策	2-179
第29節	応急金融対策	2-181
第30節	労務	2-183

第2章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

【実施機関：市（全課）、関係機関】

第1 方針

市及び各関係機関は、災害対応の各段階に応じた災害応急対策の優先順位を共有し、行動する。
また、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生時に講ずべき対策等を、体系的に整理した災害応急対策マニュアル等を整備する。

第2 災害応急対策の流れ

災害発生時及び災害発生のおそれのある各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり、時系列的に示す。

ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

1 気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し、災害発生に備え警戒〕

- (1) 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- (2) 関係職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (3) 必要に応じ、関係機関にリエゾン派遣を要請
- (4) 必要に応じ、災害対策本部・支部の設置、消防団等の指揮体制確立
- (5) 被害情報の収集・共有
- (6) 河川等の警戒監視の強化
- (7) 災害救助法の適用（おそれの段階）
- (8) 避難情報等の発令

ア 警戒レベル3 高齢者等避難の発令

(ア) 指定避難所等の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）

(イ) 避難行動要支援者の所在確認、指定避難所等への移動

(ウ) 一般市民の避難準備、自主避難

(エ) 児童生徒等の安全確保

イ 警戒レベル4 避難指示の発令

(ア) 一般市民等の立退き避難又は屋内安全確保

(イ) 避難所備蓄物資による対応

(ウ) 避難者の状況把握（避難者名簿作成準備）

ウ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令

自宅等に残留している住民の避難、建物上層階等での籠城避難

2 地震、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- (1) 関係職員の緊急参集
- (2) 必要に応じ、関係機関にリエゾン派遣を要請
- (3) 災害対策本部の設置
- (4) 消防機関による人命救助・救急活動
- (5) 消防機関による消火活動
- (6) 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- (7) 被災状況により自衛隊等の出動要請、派遣要請

3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- (1) 被害情報の収集・報告
- (2) 国、自衛隊、県、他市町村等への応援・受援体制の確立
- (3) 避難者対策の実施
 - ア 避難所の開設・運営
 - (ア) 施設の応急危険度判定の優先実施
 - (イ) 開設・運営担当職員の派遣
 - (ウ) 避難所の避難者名簿作成及び食料等必要量の把握
 - (エ) 避難所等への仮設トイレの設置
 - (オ) 避難所等への食料・水・生活必需品等、市備蓄物資等の輸送・配分
 - (カ) 要配慮者への支援の実施
 - イ 避難所外避難者の状況の把握
 - ウ 救護所の開設
 - エ 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため、警報等の情報提供
- (4) 各種施設の被災状況の把握
- (5) 物資等の緊急輸送手段の確保
- (6) 道路等公共施設の緊急対策
- (7) 被害状況の把握
- (8) ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- (9) 帰宅困難者対策
- (10) 災害救助法の適用
- (11) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (12) 遺体収容施設の確保
- (13) 被災建築物の応急危険度判定
- (14) 被災者台帳の作成

4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- (1) ボランティアセンターの設置
- (2) ボランティアの受入れ
- (3) 義援金の受付
- (4) 義援物資の受入

- (5) 救援物資の受入、仕分け、配分
- (6) 学校施設の応急復旧、応急教育・保育の実施
- (7) 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理

5 災害発生から1週間以内 [応急的な復旧を開始]

- (1) 公営住宅等の提供
- (2) 被災住宅の応急修理
- (3) 被災者の心のケア
- (4) 被災者の生活支援
- (5) 遺体の検視、検案、身元確認、遺族への引き渡し、火葬
- (6) 災害廃棄物の処理
- (7) 道路等公共土木施設の応急復旧
- (8) ライフラインの応急復旧（ガス・水道・下水道）

6 災害発生から1ヶ月以内 [応急的な復旧を本格化]

- (1) 学校教育の再開
- (2) 義援金の配分
- (3) 被害者生活再建支援法の適用
- (4) 応急仮設住宅の建設

第2節 活動体制

【実施機関：市（全課）、関係機関】

第1 方針

市域において災害が発生又は発生するおそれがある場合は、関係機関はもとより、民間団体や市民等も含めて一致協力し、災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、災害被害を最小限に止める必要がある。

このため、災害の状況等による配備に応じた災害応急体制に移行し、的確かつ円滑に防災業務を遂行する。

【災害応急体制】

- 警戒体制：第1次配備
- 災害警戒本部・支部体制：第2次配備
- 災害対策本部・支部体制：第3次配備

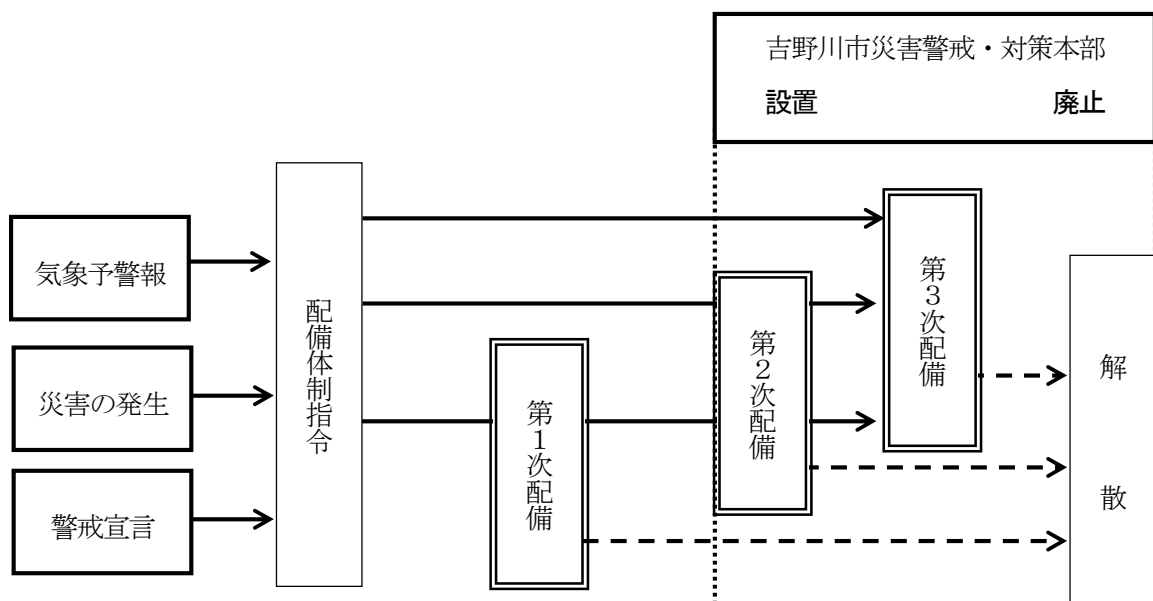
また、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断した場合は、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置する。

第2 災害応急体制、職員の配備

1 職員配備

市において、災害が発生した場合、勤務時間の内外を問わず、自身の安全確保に十分配慮しつつ、定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事する。

なお、職員の配備は、次に示すとおり第1次配備から第3次配備の3段階とする。



2 災害応急体制の配備基準

(1) 配備基準

配備区分	配備基準		配備要員
	風水害	地震	
第1次配備 (警戒体制)	○大雨注意報等による相当な災害の発生が予想されるとき、又は台風が徳島県に接近するおそれがあるとき	○市内で震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	○第1次配備基準に達した場合、危機管理局長が状況を報告し、市長が決定する。 ○部長が指定する課長等の管理職職員 ○各部の配備要員は、原則として指定職員とするが、状況により、各部の判断で、人員増を行い、必要と認められる人員を配備する。
第2次配備 (災害警戒本部・支部設置)	○気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、大雪警報等が発表され、被害が予測されるとき ○台風が徳島県を通過することが確実とされたとき	○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	○第2次配備基準に達した場合、危機管理局長が状況を報告し、市長が決定する。 【本部体制】 ・本部長：危機管理局長 ・全部次長 ・全課長 ・各部の配備要員は、原則として指定職員とするが、状況により、各部の判断で、人員増を実施する。 【支部体制】 ・総括支所長 各支所：指定職員
第3次配備 (災害対策本部・支部設置)	○「顕著な大雨に関する情報」(線状降水帯)が発表されたとき ○大雨特別警報及び他の警報が併せて発表され、重大な災害の発生が予想されるとき ○指定河川(岩津水位)の水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想されるとき ○上記警報の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から特にその対策を要するとき	○震度5強以上の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	○第3次配備基準に達した場合、市長は災害対策本部を設置する。 【本部体制】 ・全職員 【支部体制】 ・全職員

(2) 業務内容

「災害対策本部運営規程」及び「災害応急対策マニュアル」による。

3 災害応急体制の決定

災害応急体制の配備決定は、次により実施する。

ただし、決定者に事故があった場合は（２）で定める代決者が実施する。

（１）配備決定手続き

ア 第1次配備（警戒体制）

第1次配備基準に達した場合、危機管理局長が状況を報告し、市長が決定する。

イ 第2次配備（警戒本部）

第2次配備基準に達した場合、危機管理局長が状況を報告し、市長が決定する。決定後、ただちに災害警戒本部を設置する。

ウ 第3次配備（災害対策本部）

第3次配備基準に達した場合、市長は災害対策本部を設置する。

（２）代決者

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の配備の決定者は次のとおりとし、決定者が不在又は連絡不能の場合は、代決者がただちにその職務を遂行し、事後その承認を受ける。

【配備の決定者及び代決者】

決定者	市長
代決者	①副市長 ②教育長

4 職員の配備

（１）配備指令の発令

危機管理局長は、配備の決定後、ただちに職員に対し配備指令を伝達する。

（２）非常配備体制指令の解除

危機管理局長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれなくなつたと認める場合は、配備指令の解除について市長に報告し、承認を得て解除する。

（３）伝達手段

危機管理局長は、次の手段により配備体制を伝達する。

ア 勤務時間内

（ア）庁内放送

（イ）防災行政無線

（ウ）防災・情報メール

（エ）電話

○ 庁内放送等の文例

「市長からの緊急指令を伝達します。（繰り返し）台風○号による集中豪雨により市内に被害が発生した模様です。（○時○分災害対策本部を設置し、）市は、災害対策本部体制に移行します。各部は、災害対策本部体制に移行し、応急対策の実施に万全を期してください。事務局要員は直ちに東館2階221会議室に参集してください。（以上繰り返します。）」

イ 勤務時間外

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 防災・情報メール
- (ウ) 電話等

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく、直ちに災害対策本部体制の配備につく。

○ 配備指令の伝達等の文例

「市長からの緊急指令を伝達します。災害対策本部体制の配備指令が発令されました。(繰り返し) 各部は、直ちに災害対策本部体制に移行してください。事務局要員は直ちに東館2階221会議室に参集してください。」

5 災害発生時の職員配備計画の作成

- (1) 各課は、別途「班別一覧」を作成し、不断に更新する。
- (2) 危機管理課は、配備指令の当初の伝達等を円滑に実施するため、職員配備体制を定める。

6 参集要領

(1) 参集場所

ア 所属部署へ参集することを原則とするが、南海トラフ地震対策を念頭に、勤務時間外にて震度5強以上の地震発生時又は道路の冠水等により参集に時間を要する場合は、所属長から指示された参集場所に参集する。

イ ただし、課長職以上の者は、震度5強以上の地震発生時(勤務時間外)又は道路の冠水等により参集に時間を要する場合においても、所属の部署へ参集する。

(2) 参集時の具体的行動要領

具体的な行動要領は、「災害応急対策マニュアル」による。

(3) 参集の免除

以下の場合、参集を免除するが、その状況を所属の参集状況とりまとめ担当者へ報告するとともに、参集を妨げる事態が収束次第、直ちに参集する。

ア 職員自身が災害発生中に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重症である場合

イ 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

ウ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

エ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

オ 当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合

カ その他の事情により特に所属する班の長がやむを得ないと認めた場合

第3 配備基準に応じた組織体制

1 警戒体制（第1次配備）

(1) 危機管理局長の任務

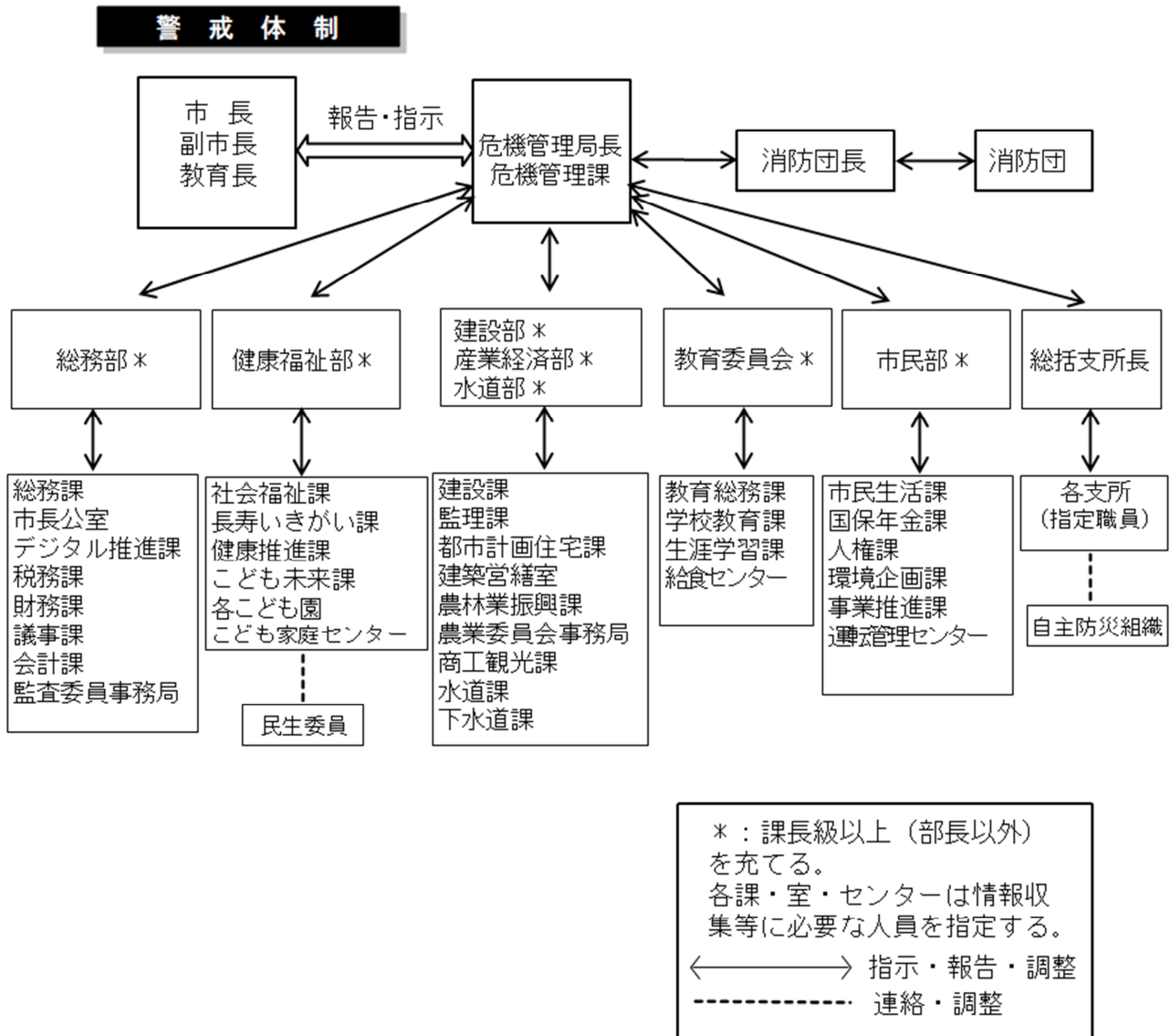
第1次配備基準に達した場合は、市長に状況を報告し承認を得て、警戒配備態勢に移行するとともに、庁内放送、職員招集メール及び電話等を通じて、配備要員への伝達を指示する。

なお、配備の解除については、総務部長・市民部長・建設部長・健康福祉部長・産業経済部長・副教育長・消防団長で協議し、市長の承認を得て決定する。

(2) 警戒体制要員の任務

「班別一覧」に定める第1次配備時の各自の役割を遂行するとともに、各部次長等の指揮により活動する。

(3) 体制



2 災害警戒本部・支部体制（第2次配備）

(1) 危機管理局長等の任務

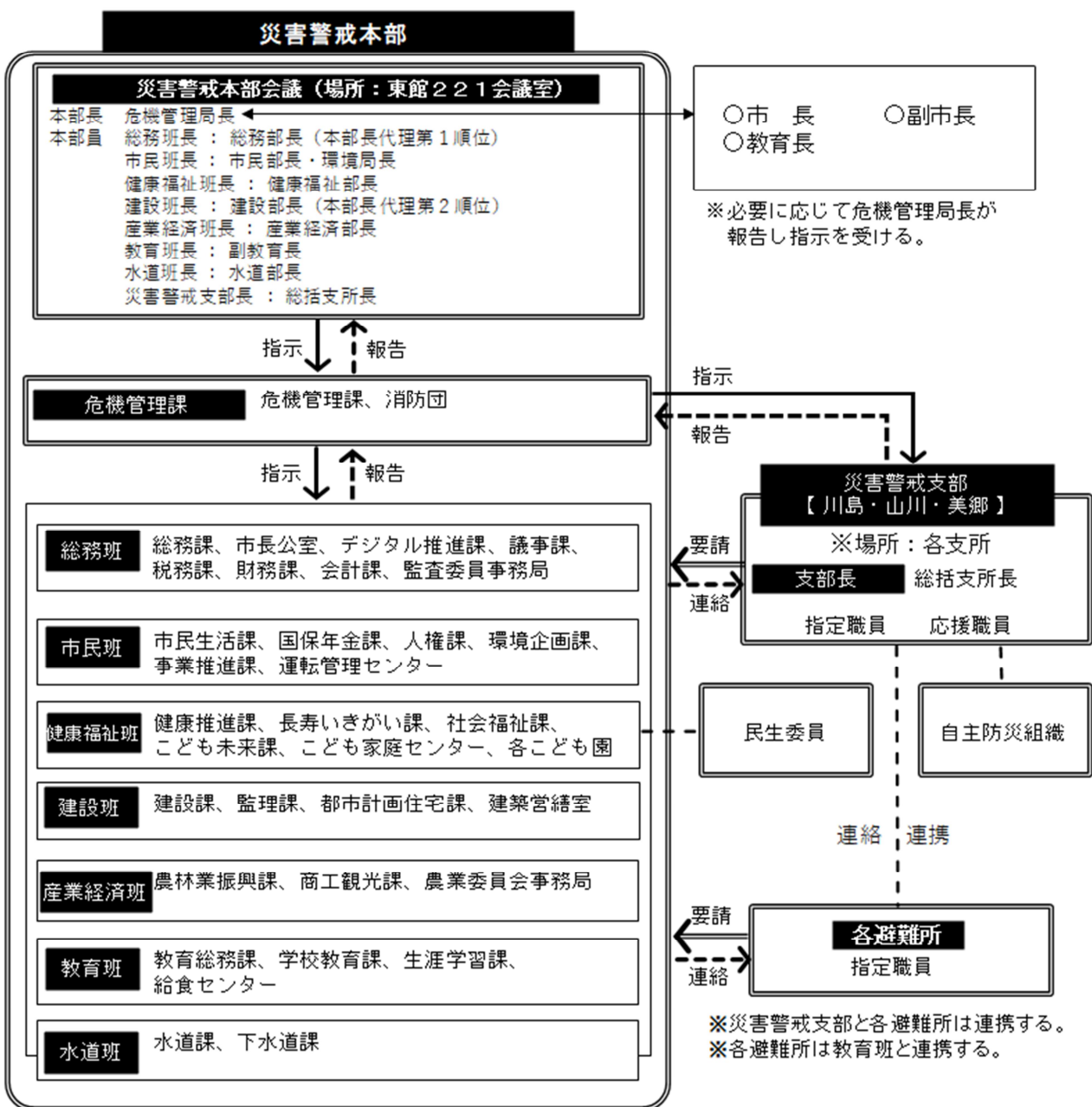
第2次配備基準に達した場合、危機管理局長は市長の承認を得て、災害警戒本部体制への移行を、直ちに庁内放送、職員招集メール及び電話等による伝達を指示するとともに、災害警戒本部会議を開催する。

なお、災害警戒本部会議は、危機管理課を状況把握及び指示拠点に、随時、各班の任務のうち重要事項を決定し、各班及び災害警戒支部に実行を指示する。

(2) 災害警戒本部・支部要員の任務

災害警戒本部・支部の配備要員は、「班別一覧」に定める第2次配備時の役割を遂行するとともに、危機管理課へ適宜、状況を報告する。

(3) 体制



3 災害対策本部・支部体制（第3次配備）

(1) 災害対策本部事務局（以下、「事務局」という。）の任務

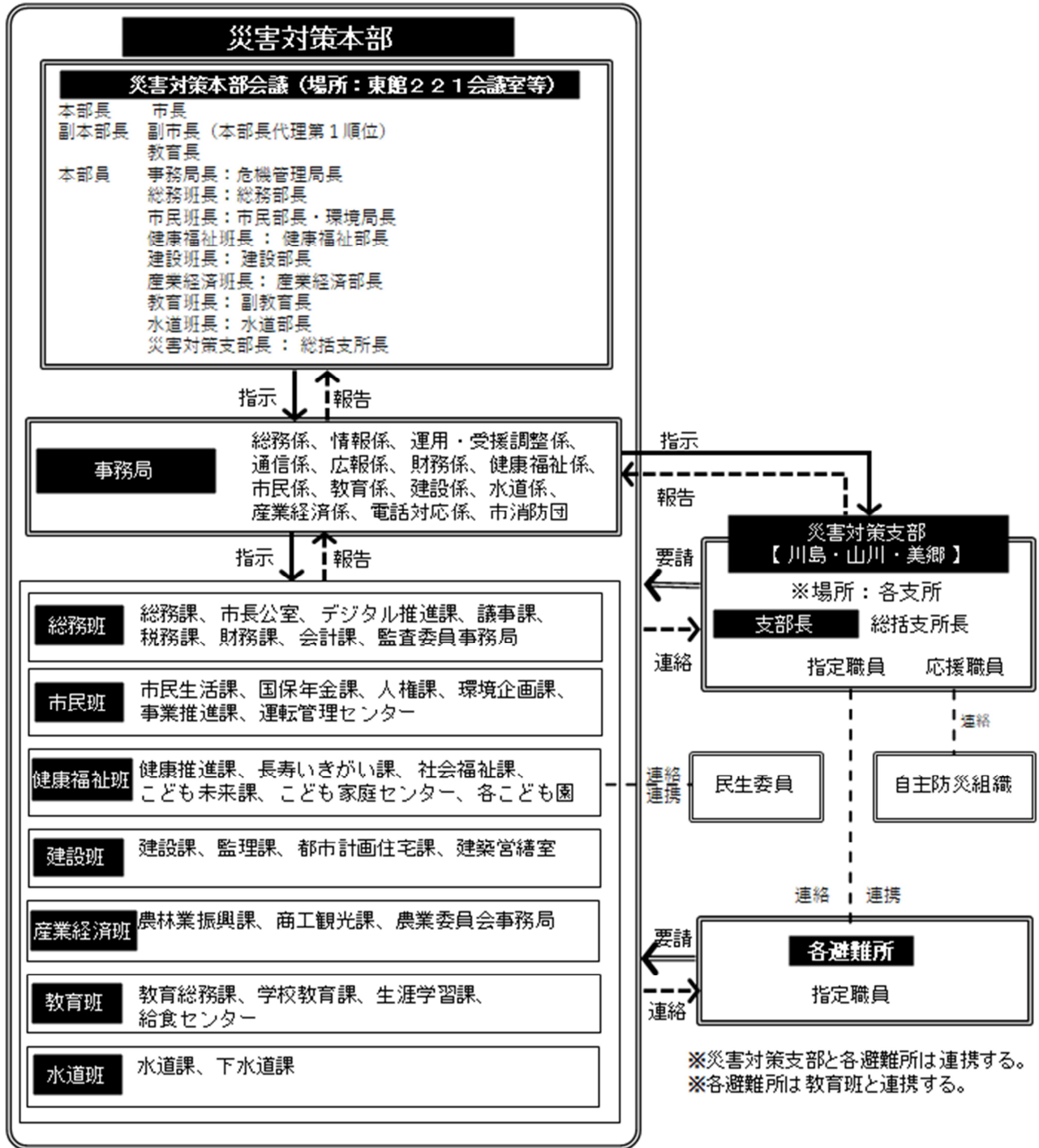
第3次配備が決定された場合、直ちに庁内放送、職員招集メール及び電話等を通じて、各部及び全職員に対して、災害対策本部体制への移行を伝達するとともに、事務局を東館2階に設置するとともに、災害対策本部会議を準備、開催する。

なお、事務局は、情報を集約・整理し、分析を行い、関係する各係及び防災機関との調整により、災害応急対策を立案し、各班及び災害対策支部に実行を指示するとともに実行状況を把握する。

(2) 災害対策本部各班・支部要員の任務

各班は、「吉野川市災害対策本部運営規程」及び「災害応急対策マニュアル」に定める分掌事務を遂行するとともに、事務局へ適宜、情報及び実行状況を報告する。

(3) 体制



第4 災害応急体制の解除

災害応急体制における第1次・第2次・第3次配備は、それぞれ、危機管理局長、市長が次のとおり認めたときに解除する。

- 1 市の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき
- 2 災害応急対策がおおむね完了したとき

なお、市長は、災害対策本部を閉鎖した場合は、危機管理局長を通じて、直ちに配備要員にその旨通知するとともに、徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知する。

第3節 情報通信

【主な実施機関：市（関係各課）、関係機関】

第1 方針

災害による被害の未然防止、被害を軽減する措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた伝達系統により、迅速・的確に関係機関及び市民等に周知する。

また、災害発生後の初動期においては、災害応急対策を実施するため、最も重要な通信手段の確保を優先的に実施する。

第2 災害通信連絡系統

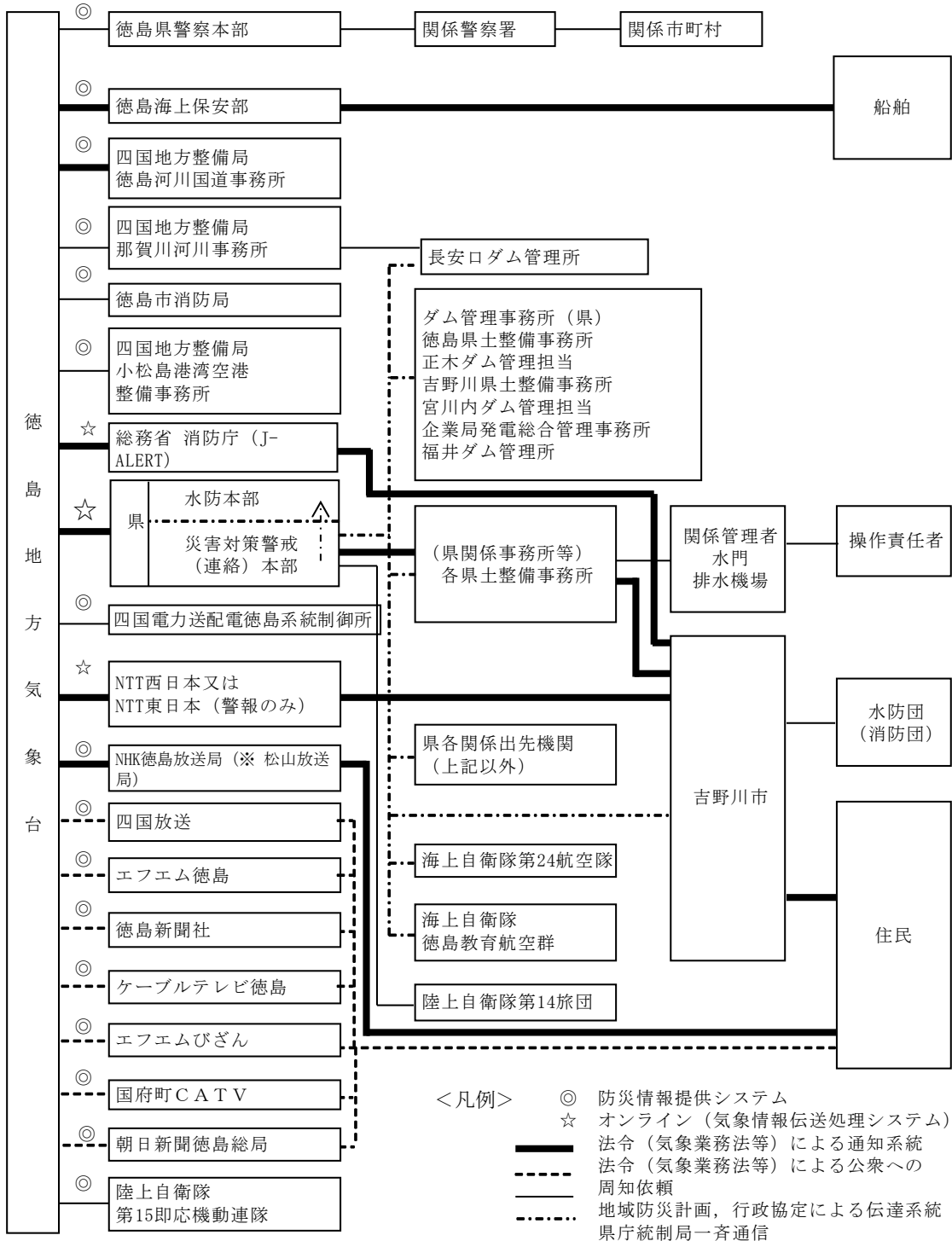
災害の発生が予想される時又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ正確に伝達し、周知・徹底を図る。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝える。

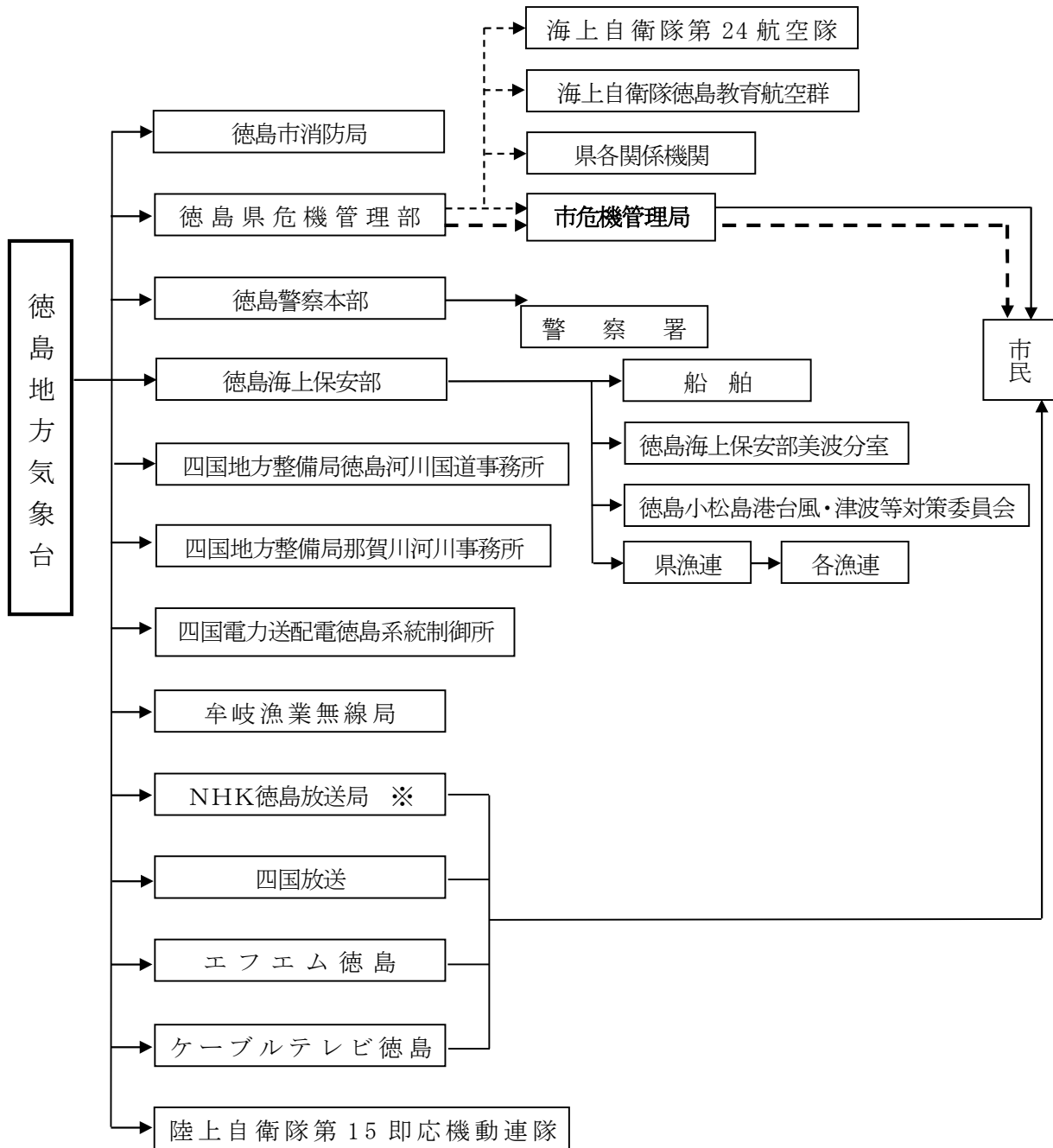
第3 伝達系統

気象に関する特別警報・警報、気象に関する注意報・情報、地震に関する情報、指定河川洪水警報・注意報及び火災気象通報等の伝達は、次の系統により伝達する。

1 気象に関する特別警報・警報の伝達系統

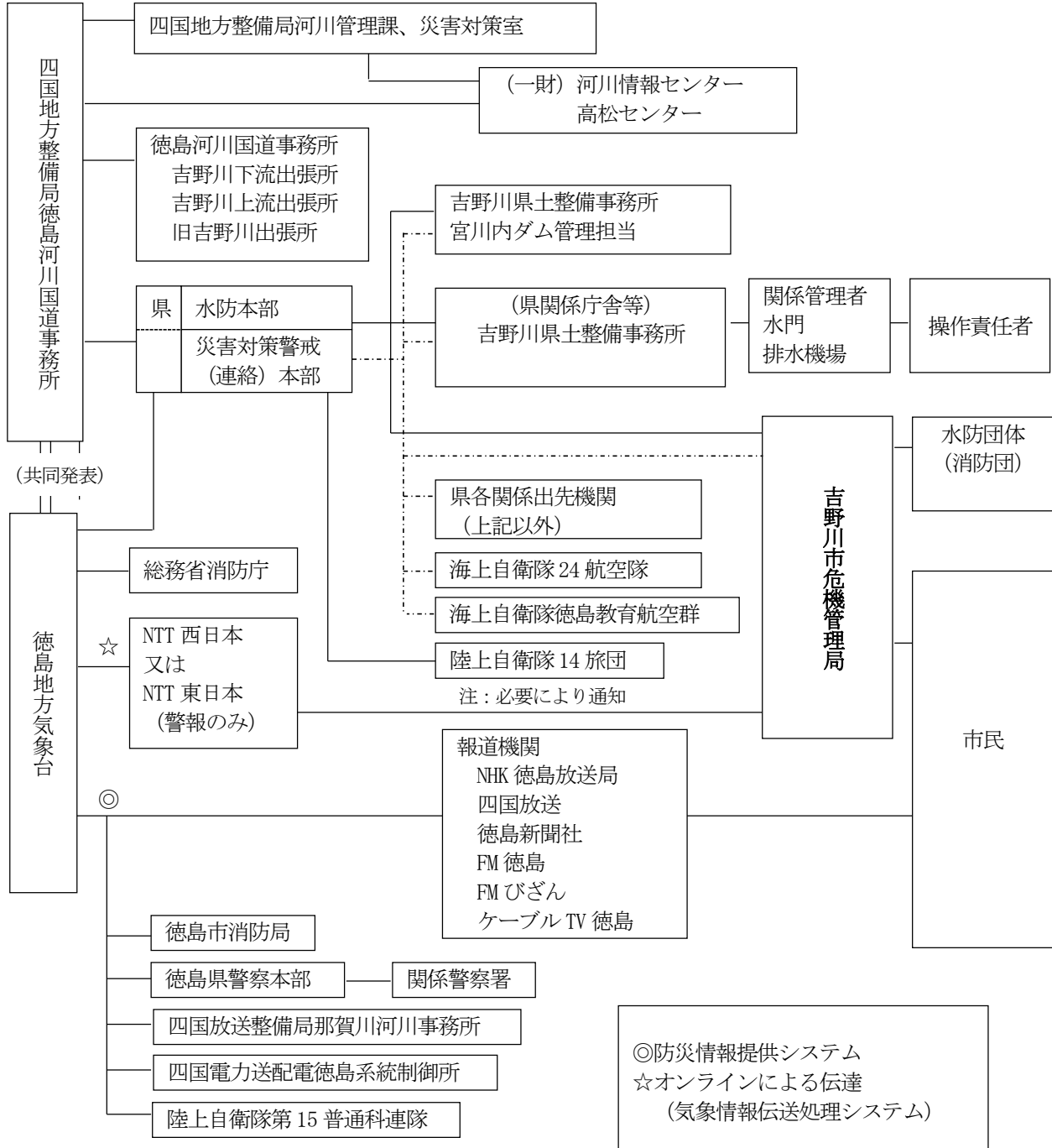


2 気象に関する注意報・情報、地震に関する情報の伝達系統



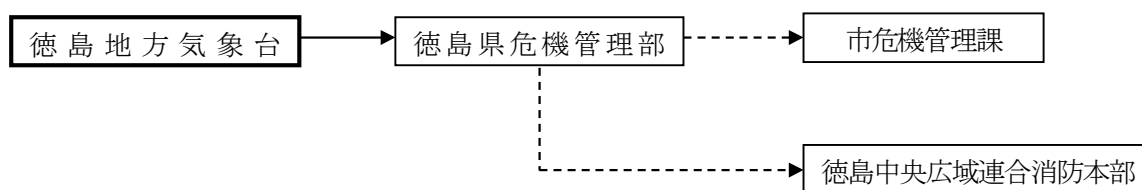
3 指定河川洪水警報・注意報、情報の伝達系統

徳島地方气象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同で発表する指定河川の洪水予報に関する通報



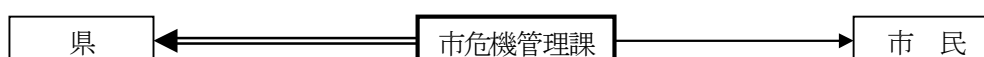
4 火災気象通報等の伝達系統

(1) 火災気象通報の伝達系統



(注)▶ は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

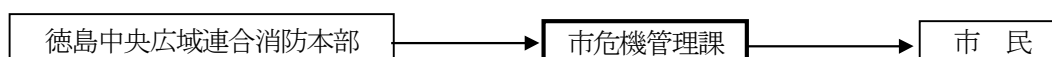
(2) 火災警報の伝達系統



(注) 1 火災警報は、市（危機管理課）が（1）の通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めるときに発令することができる。

2 —▶ は周知 ⇔ は連絡

(3) 林野火災注意報・警報の伝達系統



※林野火災注意報の発令基準

以下の①～③のいずれかの条件に該当する場合、林野火災注意報を発令することができる。

①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

③その他、火災予防上特に危険があると、連合長が認める場合

※林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準①②に加え、強風注意報が発表された場合

第4 異常な現象発見時の通報

1 通報義務

(1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市（危機管理課）又は警察官に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市（危機管理課）に通報しなければならない。

2 市の通報義務

市（危機管理課）は1により通報を受けた場合、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

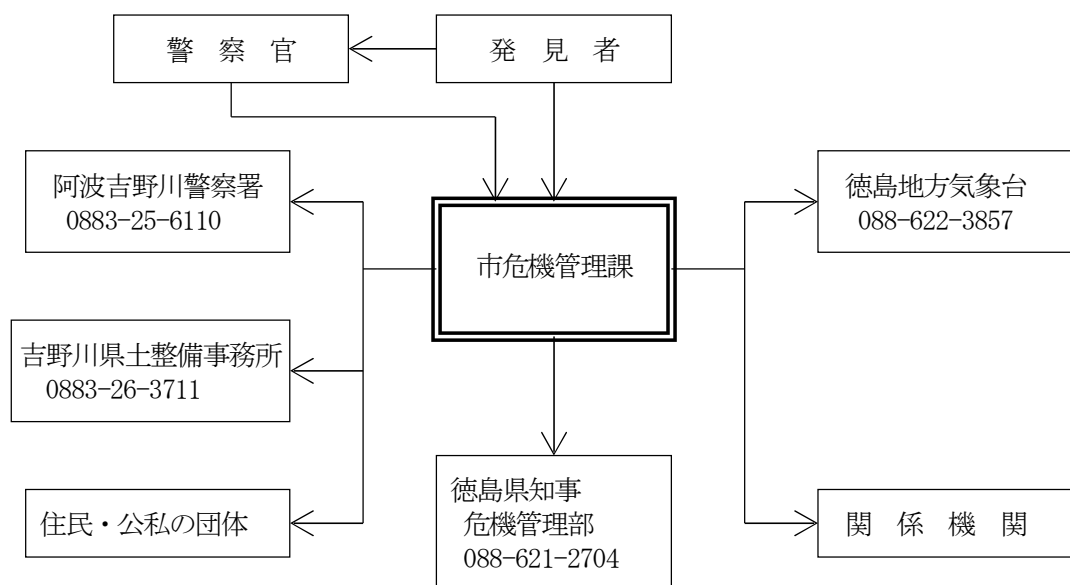
(1) 徳島地方気象台

- (2) 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）
- (3) 阿波吉野川警察署
- (4) 吉野川県土整備事務所
- (5) その他関係機関

3 市の対応

市（危機管理課）は、2による通報と同時に市民等その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

<異常現象通報系統>



第5 災害用通信施設等の運用

【主な実施機関：市（危機管理課、デジタル推進課）、消防本部、関係機関】

1 通信連絡系統の整備

災害時における通信連絡が円滑かつ迅速に実施できるよう、平常時から有線及び無線を通じた複数の通信連絡系統を整備するとともに、防災行政無線の機能をテストする等、機能維持に努める。

また、通信連絡系統の運用の考え方を関係各課及び関係機関に周知・徹底する。

2 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（直通電話、重要加入電話等）を活用する。有線通信が途絶している場合は、防災行政無線、救急無線のほか、あらゆる機関の無線通信施設を活用する。

なお、無線通信も途絶した場合にあっては、職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして情報の伝達、連絡に努める。

(1) 電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等については、緊急かつ特別の必要がある場合は、NTT支店、営業所及

びNTTドコモに対し非常通話、非常電報等を申し込み、電気通信設備を優先利用する。

NTT西日本株式会社徳島支店 直通：088-621-3890

(2) 防災行政用無線の運用

徳島県防災行政無線の運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、平素から緊急時に備える。

なお、災害時には、防災行政無線を最大限に活用し、県及び関係機関と一体となって、迅速かつ正確な災害情報の収集、伝達に利用する。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができない時又は利用することが著しく困難である場合は、電波法第52条第4項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために実施される場合である。

この非常通信を利用して、市におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図る。

(4) 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報を市民に伝達する。

- ・ 広報車
- ・ ケーブルテレビ
- ・ 防災行政無線
- ・ 可搬型衛星通信設備（スターリンク）
- ・ 防災・情報メール
- ・ 市公式LINE
- ・ アマチュア無線など

(5) 放送の要請

電波法第55条又は第56条の規定による必要な通知又は要請等を実施する際に、緊急を要する場合で、かつ特別の必要がある場合は、放送局に放送を要請することができる。

第4節 情報の収集・伝達・報告

【主な実施機関：市（全課）、関係機関】

第1 方針

災害発生時は、迅速に職員を動員し、関係機関や自主防災組織等の協力を得て、被害情報及び関係機関の活動状況を一元的に集約・分析し、適時、的確に応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報を共有する。

また、効果的な災害応急対策が実施できるよう体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努める。

第2 被害情報及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市職員、関係機関、自主防災組織あるいは市民等から、主として次のような被害概況情報を通報により又は職員を派遣する等積極的に収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合にあつては、国（消防庁等）に報告する。

- (1) 人的被害の状況
- (2) 火災の発生状況（炎上、延焼、消防団の配置等）
- (3) 土砂災害の発生状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- (4) 建築物の被害状況（住宅の倒壊状況、住宅の浸水状況、要救助者の有無など）
- (5) 道路、鉄道の被害状況（橋りょう、盛土、電柱等の被害状況）
- (6) 市民等の行動、避難状況

2 情報の内容

市の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等、市民等の生命、身体の保護に関連ある情報を優先する。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- (3) 被害状況
- (4) 災害応急対策実施状況
- (5) 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- (6) 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- (7) 避難状況
- (8) 医療救護活動状況
- (9) 市民等の動静
- (10) その他、応急対策の実施に必要な事項

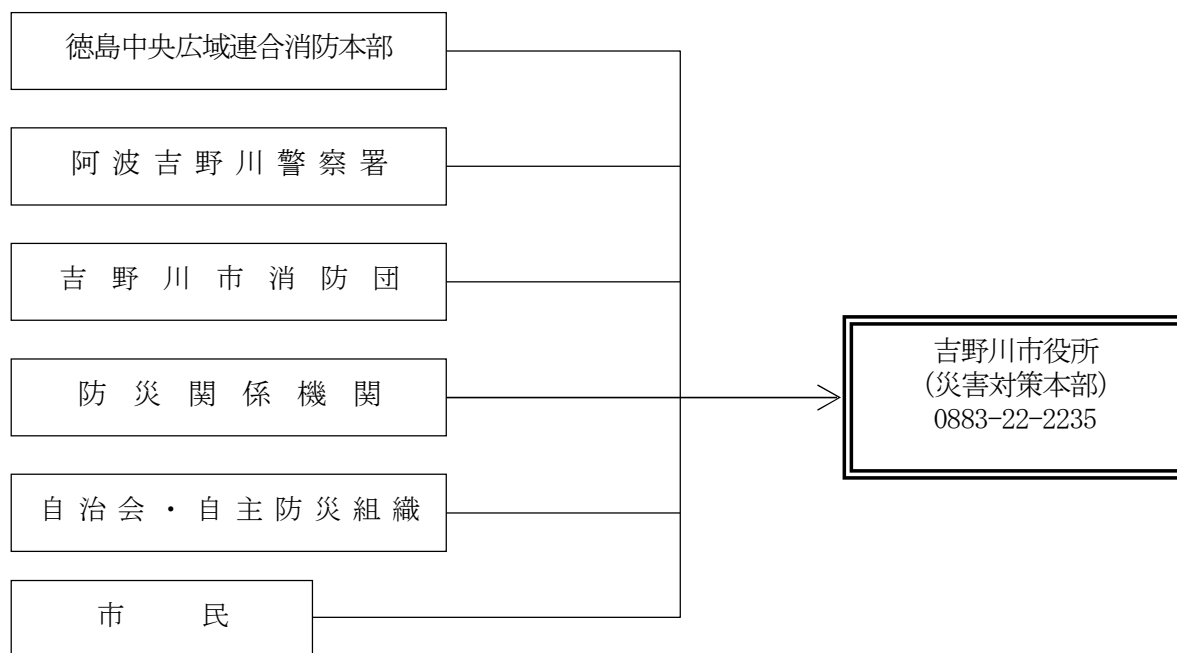
3 情報の収集方法

(1) 収集手段

被害情報収集のための通信手段としては、固定・携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設及び衛星通信を活用するほか、関係機関からの収集及び情報収集のために職員を被災地等に派遣する等、あらゆる手段により、迅速かつ正確な災害の状況を収集する。

(2) 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。

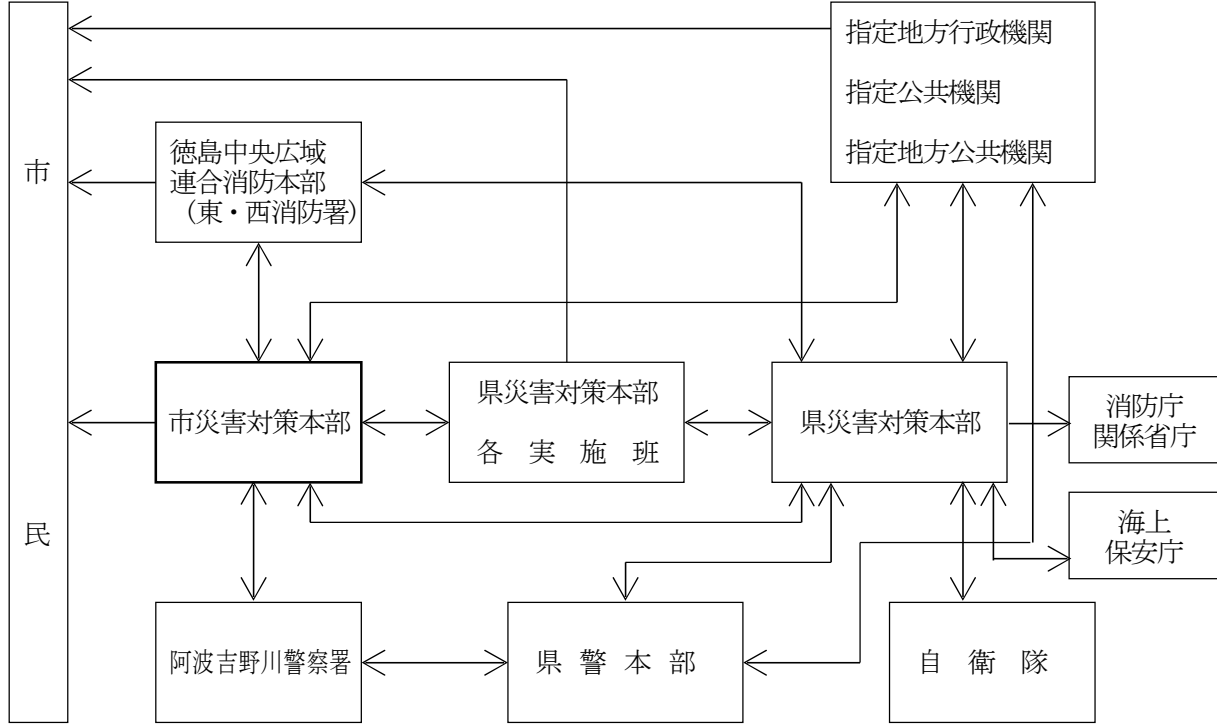


4 情報の収集、伝達系統

被害情報の伝達・共有は、災害時情報共有システムにより実施する。

県下の関係機関は、おおむね次の系統により、相互に情報を収集、伝達する。

【情報の一般的収集、伝達系統図】



5 災害情報の処理

(1) 被害情報責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、各班及び支部に情報担当者を配置する。

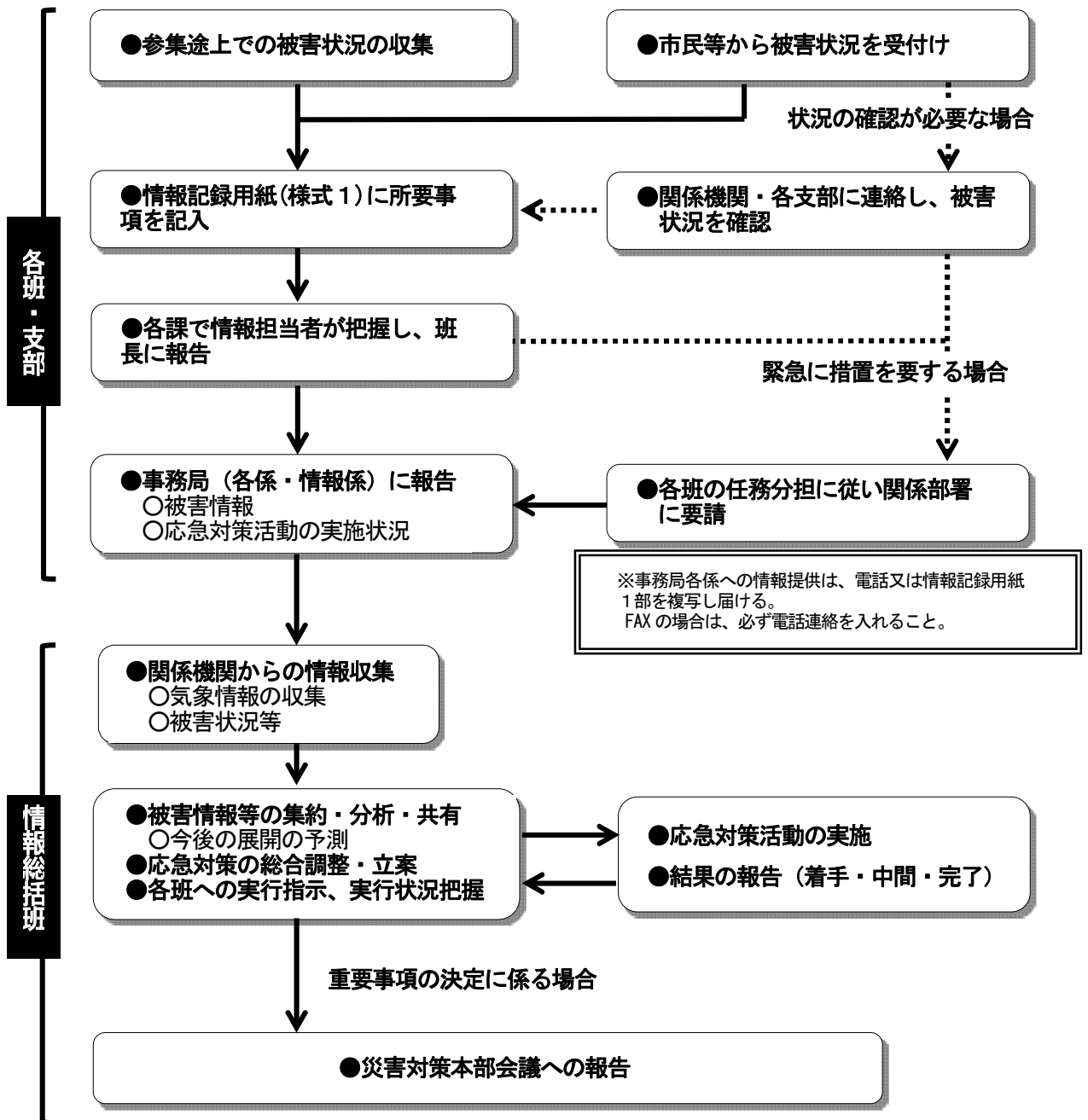
情報担当者は、次の職務を遂行する。

- ア 入手した被害情報は、記録された後、確実に事務局に伝達する。
- イ 所定の報告先の機関へ報告する。
- ウ 担当している被害状況を完全に掌握する。
- エ 所管する施設等から情報がない場合は、能動的・積極的に入手する。

(2) 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- ア 被害状況等を把握した各班の情報責任者は、事務局に報告する。（緊急に措置を要する場合は、各班の任務分担に従い、関係部署に要請する。）
- イ 事務局は、各班・支部からの情報及び関係機関からの情報等を集約・整理・共有し、災害応急対策の方針、対策を立案し、重要な対策及び避難情報の発令等を、災害対策本部会議において報告する。
- ウ 応急対策実施後、各班の取りまとめ担当者は、活動の状況（着手、中間、結果）を事務局に報告する。



第3 被害状況の報告要領

1 被害情報の内容

伝達する被害情報の内容は、別紙様式「災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告」による。

2 報告の基準

県に報告すべき災害は、次のとおりであり、報告は、別記「火災・災害等即報要領」による。

- (1) 市において災害対策本部を設置した災害
- (2) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- (3) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (4) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (5) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (7) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

3 調査方法

被害状況の調査は、市民等の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について調査するものとし、次に掲げる機関についても調査の上、通報に協力するものとする。

- (1) 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- (2) NTT西日本株式会社徳島支店
- (3) 株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店
- (4) KDDI株式会社四国総支社
- (5) ソフトバンク株式会社
- (6) 四国電力株式会社徳島支店
- (7) 四国ガス株式会社徳島支店
- (8) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

4 報告の種類

被害情報の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 発生報告
災害が発生した場合、直ちに実施する。
- (2) 中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次実施する。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定した時に実施する。

5 報告の方法

(1) 伝達手段

原則として、災害時情報共有システムへの入力による。

ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAX等、あらゆる手段により報告する。

ア 災害速報及び中間報告

災害速報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとするが、通信途絶時には携帯電話、アマチュア無線等の通信手段を活用するなど可能な最短方法にて報告する。

イ 確定報告

確定報告は、必ず別紙様式により、文書で報告する。

※災害確定報告；資料編14. その他の資料

(2) 報告先

市災害対策本部の各班及び支部は、次表により所管する事項の被害状況について、逐次速やかに電話・FAX又は口頭により事務局に報告する。

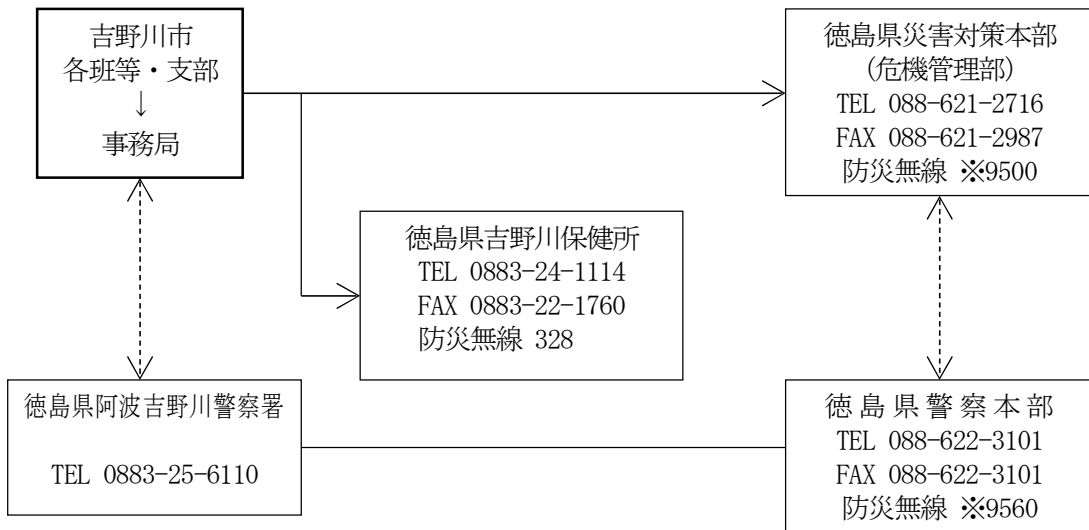
県出先機関に報告できない場合には、県災害対策本部に報告する。

県に報告できない場合は、国（消防庁等）に報告する。（災害対策基本法第53条）

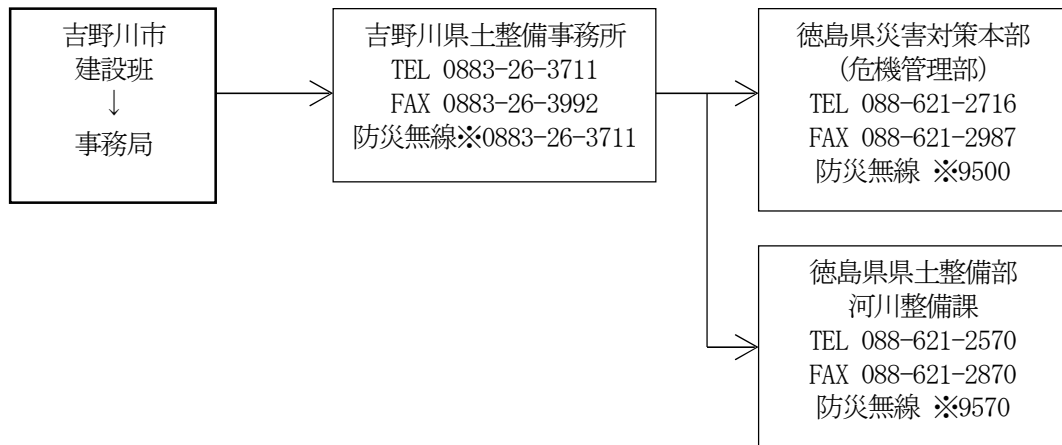
	報告内容	報告先
県が災害対策本部を設置しない場合	県の出先機関の所管に属さない市の被害の災害発生報告、災害確定報告（以下「災害報告」という。）	知事（関係各課長）
	県の出先機関の所管に係る市の災害報告	各出先機関の長
県が災害対策本部を設置した場合	実施班の所管に属さない市の災害報告	本部長
	実施班の所管に係る市の災害報告	各実施班長
県が災害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	災害対策支部長
県が現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	現地災害対策本部長

(3) 報告の系統

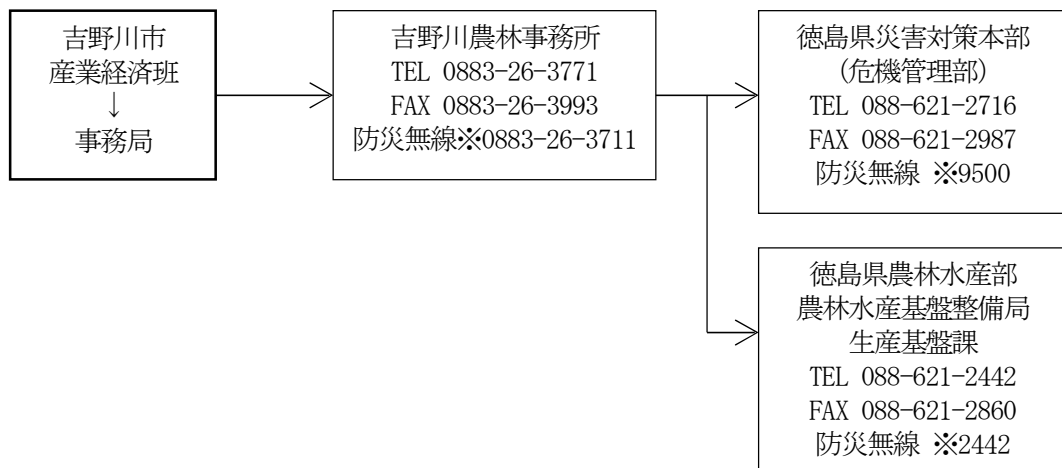
ア 人、住家被害等



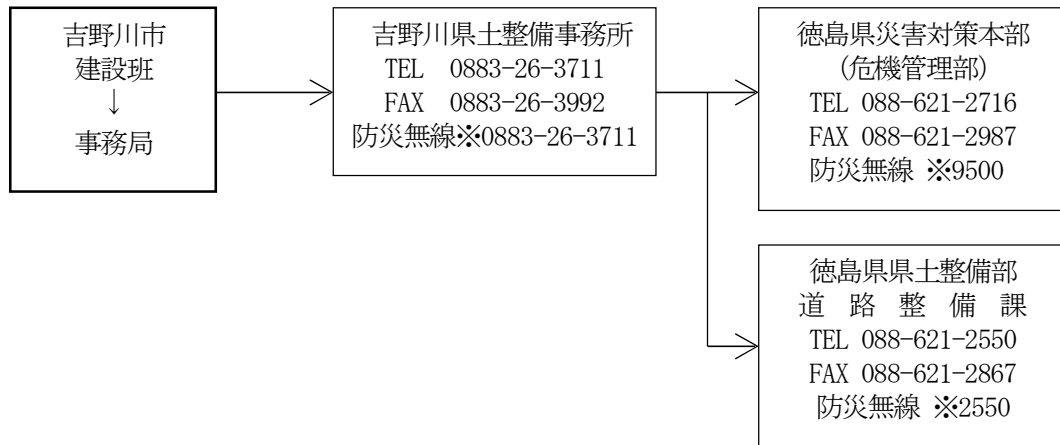
イ 河川被害



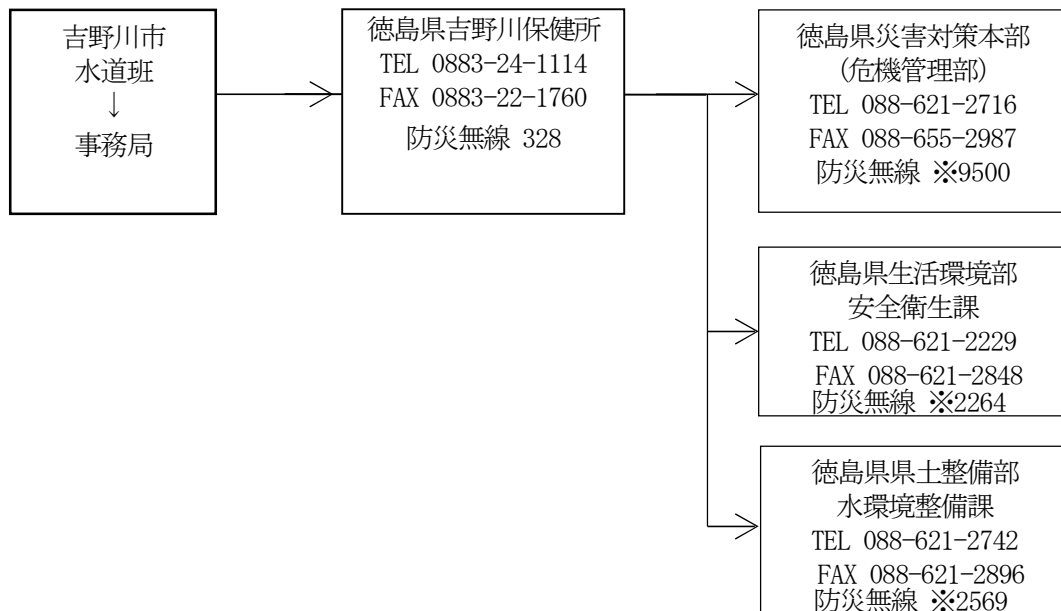
ウ 貯水池・ため池被害



エ 道路被害



オ 水道施設被害



カ 公共下水道施設被害



6 被害状況等の相互伝達

5の(3)のアからカに掲げる人的・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害、水道施設被害及び公共下水道施設被害をはじめ、鉄道施設被害、電信電話施設被害並びに電力施設被害等の重要な被害状況については、各機関は所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係わる情報を、徳島県地域防災計画に定める関係機関に報告するほか、市域の関係機関に対しても相互に伝達する。

なお、伝達手段については、防災行政無線を活用するとともに、電子メールシステムやケーブルテレビ等も活用する。

7 被害状況等の避難所への伝達

事務局は、5の(3)のアからカに掲げる人的・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害及び水道施設被害並びに公共下水道施設被害をはじめ、鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、随時避難所に伝達する。

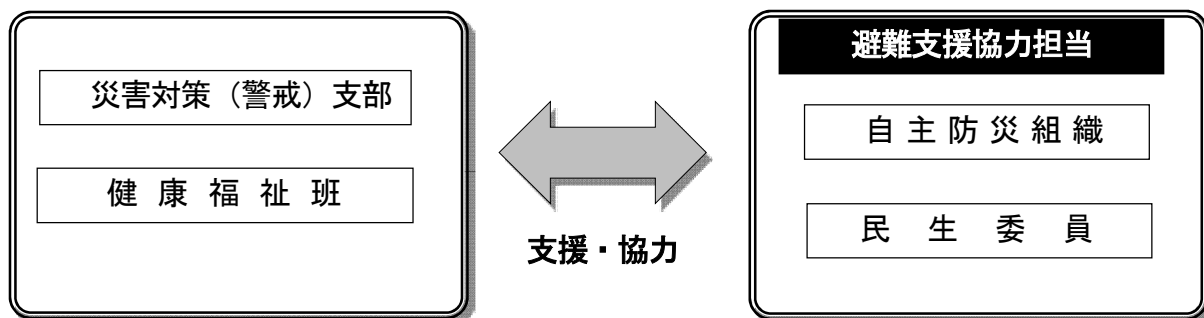
8 市民等との連携

- (1) 災害対策（警戒）支部は、市民等との連携を図り、被害を最小限に抑えるよう努める。
- (2) 災害対策（警戒）支部は、自主防災組織の代表者、民生委員に対して災害関連情報や避難情報を電話連絡し、地域住民に周知する。

【自主防災組織の代表者、民生委員に連絡する事項】

- 災害警戒本部（支部）・災害対策本部（支部）を設置したこと。
- テレビやラジオにより今後の気象情報を注意すること。
- 高齢者等避難、避難指示を発令したこと。
- （施設名）に避難所を開設したこと。
- 高齢者等避難を発令したので、避難行動要支援者の避難誘導にあたること。
- 避難指示を発令したので、避難すること。
- 被害等が発生した場合は、支部に連絡すること。

- (3) 健康福祉班長及び各支部は、自主防災組織等、民生委員等の協力のもと、避難行動要支援者に避難情報等を周知する。
- (4) 市民等から相談等があった場合は、事務局から指示により適切な対応を実施する。



第5節 災害広報

【主な実施機関：市（市長公室、各支所、危機管理課、）】

第1 方針

災害時における市民等の人心の安定と、災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画に定めるところによる。

特に、障がい者、高齢者等の要配慮者及び女性に配慮した広報に努める。細部は、「災害応急対策マニュアル」による。

第2 広報のための情報収集

1 被害情報等の収集

被害情報は、本章「第4節 災害情報の収集・伝達・報告」により収集した情報及び災害対策本部会議資料を使用し、広報資料を作成する。

2 写真等の収集

写真は、被害調査等の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じ、担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を実施する。

第3 市民等への広報

1 広報の内容

市が実施する広報活動においては、次の事項に重点をおく。

- (1) 災害時における市民等の注意事項
- (2) 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- (3) 災害応急対策の実施状況、対策の概要
- (4) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- (5) 高齢者等避難、避難指示の発表及び避難所等での心得
- (6) 災害復旧の見通し
- (7) 電気、下水道、水道等供給の状況
- (8) その他必要な事項

2 広報の方法

関係機関と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開する。

広報手段としては、防災行政無線システム、広報車、広報紙、ケーブルテレビ、防災・情報メール等を活用して実施するが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお、おおむね災害が終結した場合は、広報車により、避難所等を巡回し、必要な広報活動を実施する。

第4 取材対応

災害に関する情報及び市の災害対策事項、その他市民等に周知すべき事項は、事務局において、事項の軽重、緊急性等を検討した上で、記者への口頭説明又は各社への電話連絡（作成した文書を読み上げること。）によって、一元的に対応する。

なお、取材に係る庶務的事項は事務局において所掌する。

第5 広聴活動

災害時には、被災者、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、相談窓口等を設置し、適切な応急対策を推進する。

第6節 自衛隊災害派遣要請

【主な実施機関：徳島県、市（全課）、自衛隊】

第1 方針

災害発生後、被害の状況により現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断（予想）した際は、速やかに県知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は、徳島県知事である。

市域において災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施する必要があると認められる場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 災害派遣の範囲

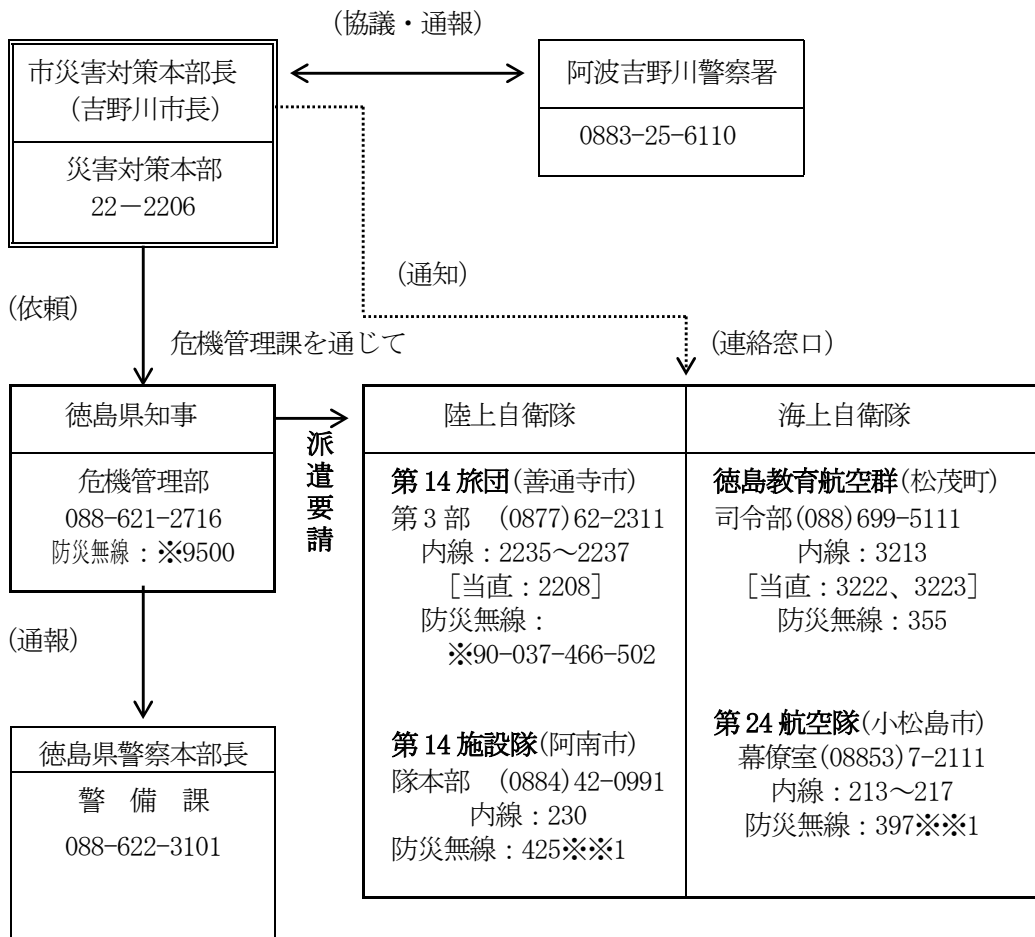
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索・救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は県又は市が準備）
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

活動項目	活動内容
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

3 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
- (2) 陸上自衛隊第14施設隊長（阿南市）
- (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- (4) 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）



4 災害派遣要請要領

- (1) 県は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合は、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県と自衛隊災害派遣要請部隊等との協定書に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとする場合は、市は県に対し、状況判断に必要な情報を、速やかに提供する。
- (3) 災害派遣の必要があると認める場合は、県に対し、次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により、災害派遣要請を依頼する。
ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのない場合は、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

<記載事項>

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

※災害派遣要請依頼書；資料編 11. 自衛隊に関する資料

- (4) 災害の発生に際して、特に、緊急を要し、通信途絶等により、市が県に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を記載した災害状況通知書により、最寄りの自衛隊に通知する。

なお、上記通知をした場合は、速やかにその旨を県に対して報告する。

※災害状況通知書；資料編 11. 自衛隊に関する資料

第3 災害派遣部隊の受入

1 受入体制の整備

- (1) 連絡員の指名
派遣部隊との連絡調整は、事務局（運用・受援調整係）が実施する。
- (2) 受入計画
応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるよう、準備する。
- (3) 連絡員の派遣等
事務局は、派遣部隊の受入れに際し、自衛隊に対して災害対策本部事務局に連絡班の派遣を要請する。
また、自衛隊の要求により、災害派遣部隊の主要な活動地区へ市の連絡員を派遣する。
- (4) 活動の競合重複の排除
事務局は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。
- (5) 誘導
事務局は、災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

(6) ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請の依頼と同時に、次に定めるヘリポートの準備をし、自衛隊にも提供する。

(7) 資機材等の提供

災害派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、調達及び提供に配慮する。

(8) 宿泊施設又は野営適地の提供

自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地を提供する。

2 災害対策用ヘリポートの設置

災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、自衛隊に通知する。

※災害対策用ヘリポート降着適地一覧表；資料編 11. 自衛隊に関する資料

第4 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成した場合は、速やかに知事に対し、次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により、災害派遣撤収要請を依頼する。

※災害派遣撤収要請依頼書；資料編 11. 自衛隊に関する資料

第5 災害派遣経費の負担

1 経費の負担

自衛隊の救助活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- (4) 県、市町村が管理する有料道路の通行料

2 その他

負担区分について、疑義が生じた場合またはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して定める。

第7節 防災関係機関応援要請及び受入体制

【主な実施機関：市（全課）、消防本部】

第1 方針

市域において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方自治体等に応援を要請し、受入体制を整備する。

また、平素から法令又は本計画の定めるところにより、関係機関と協議し、協力体制を確立する。

第2 資料の相互交換

市、県及び指定行政機関等は、災害応急対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

第3 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制

1 応援要請の判断

災害発生後、地震規模や災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した場合は、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方自治体等に応援を要請する。

2 応援要請手続等

応援要請の必要があると判断した場合は、他市町村や県等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模地震が発生し通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要請・要求の内容等		要請事項等
徳島県	1 災害応急対策の実施又は応援の要求	(1) 災害救助法の適用 ①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の状況 ③適用を要請する理由 ④適用を必要とする期間 ⑤既にとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥その他必要とする事項
	(2) 被災者の他地区への移送要請	①移送要請の理由 ②移送を必要とする被災者の数 ③希望する移送先 ④被災者の収容期間

要請・要求の内容等		要請事項等
	(3) 応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請を含む）又は災害応急対策の実施の要請（法第68条）	①災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 ②応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） ⑤その他必要な事項
	(4) 自衛隊災害派遣要請の要求（法第68条の2）	本章 第6節 自衛隊災害派遣要請によるものとする
	(5) 指定行政機関、他市町村、都道府県の応援のあっせんの要求（法第30条）	①派遣の斡旋を求める理由 ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項
他の市町村	2 他の市町村への応援要請（法第67条）	①災害の状況及び応援を要請する理由 ②応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③応援を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容 ⑤その他必要な事項
	3 指定地方行政機関の長、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請（法第29条、地方自治法第252条の17）	①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員数 ③派遣を要請する期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他必要な事項

3 応援受入体制

応援要請と同時に応援部隊の受入体制を構築する。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保する。

(2) 受入体制の構築

受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項についてはその都度臨機応変に判断する。

ア 災害対策本部に受援班の設置

イ 災害対策本部各班に業務担当窓口（受援）の設置

ウ 活動計画の作成

エ 要請及び応援活動の記録の作成

なお、これらの項目の詳細については、本計画災害予防第10節「広域応援・受援体制の整備」第3「応援要請・受援体制の整備」による。

第4 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制

1 応援要請の判断

消防本部は、災害による被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき、速やかに他の消防組織に応援を要請するものとする。

2 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断した場合は、他の消防組織に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

なお、平成7年の改正で、一定の条件のもとでは要請される側が、自らの判断で出動することができるよう改正している。

協 定	内 容	連絡先
1 広域消防相互応援協定	(1) 災害の発生日時、場所及び状況 (2) 必要とする人員、車両及び資機材等 (3) 集結場所及び連絡担当者 (4) その他必要事項	徳島県危機管理部 直通：088-621-2704 徳島県内の市町村及び消防事務を実施する一部事務組合 ※資料編13.吉野川市防災会議及び防災関係機関に関する資料
2 石井町		石井町代表：088-674-1111
3 倉吉市		倉吉市防災安全課 代表：0858-22-8162

3 緊急消防援助隊の要請

消防本部は、災害被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣について、市を通じ県に要請する。

4 応援受入体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び市（事務局）との緊密な情報交換を実施する。

(2) 受入体制の内容

受入体制の内容は第3の3の(2)に準じ、その都度臨機応変に対処する。

(3) 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫及び駐車場等の調達及び提供を実施する。

第5 公共的団体等との協力体制

1 協力体制の確立

災害発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策等に対する積極的な協力を得るため、協力体制を確立する。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体が考えられる。

- (1) 吉野川市医師会
- (2) 吉野川市歯科医師会
- (3) 吉野川市薬剤師会
- (4) 吉野川市自治会連合会
- (5) 吉野川市婦人団体連合会
- (6) 吉野川市自主防災組織
- (7) 吉野川商工会議所、吉野川市商工会
- (8) 徳島県農業協同組合
- (9) 吉野川市アマチュア無線クラブ
- (10) 吉野川市建設業協会
- (11) 徳島県トラック協会

2 協力業務等

1の公共的団体等と協議し、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにし、災害時において、積極的な協力を得る。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること
- (2) 災害時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に関すること

第6 海外からの応援に対する受入体制

1 連絡体制の確保

海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員及び物資等の必要事項について、情報交換を緊密に行える体制を確保する。

2 受入体制の整備

人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受入体制を整備する。

第8節 他の自治体被災時の応援

【主な実施機関：市（危機管理課、総務課）、消防本部】

第1 計画の趣旨等

他の自治体において災害が発生し、その自治体の自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、速やかに応援が行えるような体制を整備する必要がある。

第2 相互応援協定に基づく応援

他の地方自治体において災害が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施する。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が相互応援協定を締結していない場合であっても、必要と判断した場合は、自主的に応援活動を実施する。

1 支援対策本部の設置

直ちに関係各課等で構成する支援対策本部又は応援班／担当を設置し、被災自治体への物資の供給及び人員の派遣等の調整及び指示を実施する。

2 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して実施する。

なお、職員の派遣に際しては、被災自治体からの援助を受けないよう、飲料水、食料から衣服、情報伝達手段に至るまでを各員に携行させ、自己完結型の体制とする。

また、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

3 応援内容

(1) 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送道路の緊急確保等自治体境付近における必要な措置

(3) その他必要な事項

第3 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊による応援

1 消防相互応援協定に基づく応援活動

消防本部は、他の地方自治体において災害が発生し、応援の要請があった場合は、消防相互応援協定に基づき応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が消防相互応援協定を締結し

ていない場合であっても、必要と認められる場合は自主的に応援活動を実施するものとする。

(1) 応援体制

応援活動は、応援部隊を編成して実施する。

なお、応援部隊の指揮は、被災地の市町村等の消防組織の長が応援部隊の長に対して実施する。

(2) 応援内容

- ア 同時多発延焼火災の消火活動
- イ 要救助者の検索及び救助活動
- ウ 同時多発した多数傷病者の救急活動
- エ その他消防活動

2 救急消防援助隊による応援活動

消防本部は、市を通じ県より緊急消防援助隊の派遣要請があった場合（緊急の場合は県を介さず消防庁から直接派遣要請がある場合もある）、緊急消防援助隊を編成し、被災地へ派遣する。

第9節 災害救助法の適用

【主な実施機関：市（全課）】

第1 方針

市域において、災害救助法で定める一定基準以上の住家への被害の状況が明らかな場合及び多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、①災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して経済的に救助を必要とすること、②被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし又は救出に特殊の技術を必要とすることを勘案し、災害救助法を適用し、応急的・一時的な救助を実施することにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、国の機関として知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、市は、県から委任を受けた場合、又は県の補助機関として救助を実施する。

第3 適用基準及び算定基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、災害救助法施行令第1条に定める災害の程度により適用され、住家の被害による場合と、災害が発生し、生命、身体への危害又はそのおそれが生じた場合に適用される。

2 算定基準

算定基準は資料編「災害救助法に関する資料」に記述。

第4 適用手続

1 報告

市域における災害が第3の1の「適用基準」に該当し、又は該当するおそれがある場合は直ちにその旨を県に情報提供し、適用を要請する。

災害救助法が適用された場合は、県からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

2 事務手続

事務手続きは資料編「災害救助法に関する資料」による。

第5 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、資料編の早見表のとおりであるが、やむを得ない特別の事情がある場合は、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について県と協議する。

※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表；資料編8.災害救助に関する資料

第10節 避難対策の実施

【主な実施機関：市（全課）、消防本部、阿波吉野川警察署、
自衛隊、徳島県】

第1 方針

大規模な災害発生時には、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、市民等の生命、身体の安全を確保するため、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。

特に、市民等の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、地域住民に対して避難準備及び自主的避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する。

また、危険の切迫性に応じて、①避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、②その対象者を明確にすること、③対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民等の積極的な避難行動を喚起する。

第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められる場合は、危険区域の住民、滞在者及びその他の者に対し、次の方法により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

(1) 業務体制の構築

躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平時から、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制を構築する。

(2) 災害一般の避難の指示等

ア 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民等に対して、分かりやすく適切に情報を伝達する。

イ 市民等に対する避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯に、高齢者等避難を発令する。

ウ 災害が発生するおそれがあると認める場合は、特に、避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求める。

エ 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動、又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民等がとれるように努める。

オ 災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認める場合は、その立退き先を指示する。

状況に応じては、屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

これらについての措置を行った場合には、速やかに県に報告する。

この場合、避難のための立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合は、警察官は必要と認める地域の住民、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。

この場合、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

カ 県は、県域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなった場合は、市が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

キ 警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに県に報告する。

ク 避難を指示する際に、国（徳島河川国道事務所、徳島地方気象台等）及び県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難	市長	要配慮者等への避難行動の開始を求める 立退き避難が必要な場合にはその準備を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められたとき
避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	水防管理者(市長) (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しく危険が切迫していると認めるとき。
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示 警告及び避難の措置	市長が避難のための立退きを指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。

	自衛官 (災害対策基本法 第63条、自衛隊法 第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し必要な限度で避難の措置をとることができる。
--	---------------------------------------	-----------	--

(3) 洪水についての避難指示等

- ア 必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難のための立退きを指示する。
- イ 水防管理者（市長）は、洪水により著しく危険が切迫していると認められる場合に、危険な地域の住民に立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。

(4) 地すべりについての避難指示等

- ア 必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりについては屋内避難による安全確保は実施しない）。
- イ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合は、県又はその命を受けた県職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の住民に対し、立退きを指示することができる。
この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(5) 土砂災害警戒情報の活用

「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示等の発令の判断準備として、位置づける。

(6) 放送事業者による避難情報の伝達のための放送

- 放送事業者は、市との申し合わせにより、市が発令する高齢者等避難、避難指示等（以下「避難情報」という。）を、市民等へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオにより、放送する。
- この際、放送事業者は、市からの避難情報に関する放送の要請を受けた場合は、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、市民等へ放送する。

2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

- (1) 災害対策本部等において避難情報の発令を決定した場合は、事務局は支部長（総括支所長）に伝達するとともに、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者に対する放送要請等、多様な手段を用いて市民に周知する。
- (2) 各支部は、対象地域の住民に対して避難情報を周知する。
- (3) 対象地域の住民に避難情報を周知することが困難な場合は、支部は消防班（消防団）に協力を依頼する。
- (4) 避難行動要支援者に対しては、健康福祉班及び各支部が、自主防災組織、民生委員、自治会長等の協力のもと、避難情報を周知する。

		高齢者等避難	避難指示
発令時の状況		警戒レベル3 ●災害の発生する可能性が高まった状況 ●避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する段階	警戒レベル4 ●同左 ●地域の状況に応じて避難を促す段階
発令者		市長（災害対策本部長）	
市民への周知方法	実施担当	本部（危機管理局）の担当 各支部の担当	本部（事務局）の担当 支部の広報担当
	手段	●広報車や防災行政無線等による周知 ●自治会長等への連絡 ※自治会内の連絡網を活用	●広報車や防災行政無線等による周知
	広報文（例）	吉野川市役所です。 防災情報「警戒レベル3、高齢者等避難」をお知らせします。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。吉野川市は、〇〇時〇〇分、〇〇川流域の〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。避難に時間のかかる方は避難を開始してください。それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。避難場所は〇〇〇〇です。 なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。	吉野川市役所です。 緊急放送、防災情報「警戒レベル4、避難指示」をお知らせします。 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。 吉野川市は、〇〇時〇〇分、〇〇川流域の〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇川流域の低地部で未だ避難していない方は、避難を完了してください。 避難場所への避難に限らず近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。
の動 対 要 支 援 者 行	実施担当	各支部	各支部
	手段	●民生委員、自治会長、自主防災組織等の協力のもと、隣近所の支援を依頼する。	●避難状況と避難行動要支援者の名簿を照合し、安否を確認する。

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令をする場合は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

4 関係機関の相互連絡

県、市、水防管理者（市長）、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行った場合は、法令に基づく報告又は通知するほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関に速やかに連絡する。

(1) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
市長	災害対策基本法第60条に基づき避難のための立退きの勧告又は指示をしたとき	県 危機管理部 088-621-2704
	災害対策基本法第61条に基づき警察官等から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき	
水防管理者(市長)	水防法第29条に基づき避難のための立退きを指示したとき	阿波吉野川警察署長 TEL 25-6110
警察官	災害対策基本法第61条に基づき避難のための立退きを指示したとき	市長
知事又はその命を受けた職員	地すべり防止法第25条に基づき避難のための立退きを指示したとき	阿波吉野川警察署長 TEL 25-6110

(2) 報告又は通知事項

避難のための立退きを指示し又は立退き先を指示した場合及び屋内での退避等の安全確保措置の指示並びに警察官から避難のための立退きの指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示について通知を受けた場合は、速やかに、県に対し、次の事項を報告する。

- ア 避難指示、屋内での退避等の安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- イ 避難指示等をした日時及び対象区域
- ウ 対象世帯数及び人員

第3 警戒区域の設定

【主な実施機関：市（全課）、阿波吉野川警察署、消防本部、自衛隊】

1 警戒区域設定の目的

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市民の生命又は身体の危険を防止するため、特に必要があると認められる場合は、警戒区域を設定し、人的被害を未然に防止する。

2 警戒区域の設定

(1) 市（災害対策基本法第63条）

警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官（災害対策基本法第63条）

市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、警察官は、権限を代行する。

権限を代行した時は、直ちに市に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市の職員又は警察官が現場にいない場合に限り、権限を代行することができる。

権限を代行した時は、直ちに市に通知する。

(4) 消防職員又は水防職員（消防法第28条、水防法第21条）

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、第2の避難の指示と同様の方法により、市民等への周知及び関係機関へ連絡する。

第4 避難者の誘導

【主な実施機関：市（全課）、阿波吉野川警察署、消防本部、自衛隊、徳島県】

1 避難誘導の実施

発災時には、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を実施する。消防職員、警察官その他の避難措置の実施者は、市民等が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、避難は市民等が、自主的に実施することを原則とする。

なお、自主防災組織は、避難が円滑に行えるよう集団避難の実施に努める。

また、高齢者等避難、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて地域住民への周知徹底に努める。

さらに、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が実施できるように努める。

(1) 避難の順序

避難の誘導にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に、できる限り集団で

実施する。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市に協力して避難誘導を実施する。

(2) 誘導経路等

誘導経路等については、周囲の状況等を的確に判断し、その安全性を確認の上、危険箇所には表示、なわ張り等を実施するほか、要所に誘導員を配置し、事故を防止する。特に、夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて船艇、ロープ等の資材を配置して万全を図る。

(3) 安全確保措置

避難指示等を発令した場合の安全確保措置は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所に移動することが危険を伴う場合等、やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」の移動又は「屋内安全確保」で待避することについて、平素から市民等への周知・徹底する。

2 応援協力

避難者の誘導及び移動の実施が困難な場合は、他市町村又は県に対し、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材等について、応援を要請する。

第5 避難所等の開設

【主な実施機関：市（教育総務課）】

1 避難場所の開設

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、市民等に周知徹底を図る。

また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を担うものとする。

2 避難所の開設

被害状況により被災者を収容する必要があると認める場合は、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所を開設する。この場合、避難所が県の管理する施設である場合には、県は開設に協力する。なお、避難所の開設等については、「避難所運営マニュアル」による。

また、避難所を開設する場合には、施設の安全性を確認する。

(1) 設置基準

ア 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇した者（旅館の宿泊人、通行人等）
- (ウ) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

イ 設置場所

- (ア) 避難所として指定している施設
- (イ) 既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合にあつては避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

※指定避難所一覧；資料編14. その他の資料

(2) 設置期間

災害発生の日から7日間とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県の事前承認を受ける。

3 避難所開設の要請等

避難所として既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合は、県に対し県の管理する施設を避難所として開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達を要請する。

4 避難所の追加開設

災害発生状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション、テレビ等の多様な手段を活用して周知する。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努める。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。それでも収容人数が不足する場合は、県又は隣接市町村と協議して所用の措置を講ずる。

5 避難所開設の通知・報告

避難所開設状況について、速やかに県及び関係機関に報告又は通知する。その際、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション及びテレビ等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

- (1) 避難開始日時
- (2) 避難所開設場所
- (3) 収容状況
- (4) 開設期間の見込み

第6 避難所の運営

【主な実施機関：市（教育総務課）】

1 避難所の運営

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難者の自主運営を原則とするが、関係機関の協力のもと、市が適切に行い、運営に関する事項を定める。

この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際最低基準）の理念を取り入れるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営についてNPO・ボランティア等の専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

イ それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や飲料水等を受け取りに来ている被災者（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握する。

ウ TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の整備をはじめ、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

このため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所及び調理器具や食料を確保するとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずる。

また、「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防止する。

エ 避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮や、子ども・若者の居場所を確保する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置等、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮し、避難所を運営する。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者及び女性等に配慮する。

オ 性別に関係なく使えるスペースの確保や、男女共用のユニバーサルトイレの設置等、当事者の意見も参考に、性的マイノリティに配慮した、避難所を運営する。

カ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

キ トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

ク 照明を増設する。

ケ 性暴力・DV防止に関するポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全確保に配慮する。

コ 警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報を提供する。

サ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速に斡旋する。

シ 避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ス 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や、アセスメントの実施、食物ア

アレルギーに配慮した食料を確保する。

セ ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携して、ペットの同行避難ができる体制を整備する。

ソ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しては、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供及び正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

タ 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等を準備し、避難者に提供する。

(2) 職員等の派遣

避難所を開設した際は、担当職員を派遣し、自主防災組織、ボランティア等と協力し、収容された被災者に対し、必要に応じ、次の業務を実施する。

ア 避難所運営本部の設置

イ 給水、給食

ウ 毛布、衣料、日用必需品等の支給

エ 負傷者に対する応急医療

オ 行政相談等必要とされるその他業務

なお、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、及び避難所における安全性の確保等、女性の視点や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者及び女性等にも配慮する。

(3) 応急仮設住宅の提供等

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や、空家等を把握し、早期に斡旋する。

2 要配慮者への対応

(1) 避難生活支援

避難所に収容された高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、次のような措置を講ずる。

ア 避難所では、スロープや多機能トイレ等の設置等、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した施設・設備を整備する。

イ 要配慮者に向けた情報提供に十分配慮する。

ウ 要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向けの仮設住宅を設置する。

さらに、旅館やホテル等を避難所、応急仮設住宅として借り上げる等、多様な避難所等を確保する。

エ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) その他

要配慮者のうち、必要とする者には、社会福祉施設への緊急入所、車椅子等の手配等について、福祉事業者、ボランティア団体等の協力により、避難生活の支援を計画的に実施する。

(参考) 避難所の業務例 (阪神・淡路大震災時)

時 期	主な業務例
発災～1ヶ月後	安否確認、飲料水、食料の確保、救護所、仮設トイレ、風呂の設置、ボランティアの受入れ等
おおむね1ヶ月経過後	上記に加えて避難所設置の長期化に伴うルール、自治組織づくり、苦情対応、行政相談、教育再開等の対応

3 学校を避難所とする場合の配慮

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整する。

第7 広域避難の要請

【主な実施機関：市（全課）】

県及び市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応する。

- 1 避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施する。
- 2 事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難について、県への応援要請が実施できる。
なお、県は市からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施する。
- 3 県外への広域避難（避難所・応急仮設住宅等）への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請する。
また、災害の発生により県及び市町村がその事務を実施することができなくなった場合で、被災者の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。
- 4 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際は、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等を決定しておく。
- 5 情報の提供
広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に実施する。
また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。
- 6 1. 5次避難所の検討
要配慮者をホテルや旅館等の2次避難所への移動を支援するための一時的な避難所いわゆる1.5次避難所については、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、県が実施を検討する。

第8 避難の周知徹底

【主な実施機関：市（全課）】

1 避難場所等の周知

- (1) 災害の危険が及ぶことが想定される地域や、指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を、防災マップ等により、市民等に周知・徹底する。
- (2) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。
- (3) 災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方について周知する。

2 避難指示等の周知徹底等

避難指示等を発令した場合は、その内容について広報媒体及び防災行政無線、広報車等による直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知する。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、避難行動要支援者の特性に応じた手段で伝達する。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合は、地域の住民自らの判断、自主防災組織や自治会等による集団で避難する等、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を実施できるように努める。

第9 避難所外避難者の支援

【主な実施機関：市（全課）】

1 避難所外避難者の把握

地域の公共的空き地や車中等、指定した避難所以外に避難している避難者を把握する。

この際、避難所外避難者に対して、防災行政無線等の伝達手段を用いて、最寄りの避難所に現況を連絡するよう周知する。

2 支援の実施

- (1) 避難所外に避難している避難者に対して、情報の伝達、食料・物資等の配布及び指定避難所への移動等を支援する。

特に、車中避難者等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対しては、エコノミークラス症候群などを防止するため、関係機関の協力を得て、予防法を知らせるパンフレットの配布や保健師等による巡回健康相談の実施等により健康状態を把握する。
- (2) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が、地域の実情に応じて、実施する状況把握の取組を円滑に実施することができるよう、事前に実施主体間で調整するとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位の決定及び個人情報利用目的や共有範囲について、検討する。
- (3) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を、支援拠点の利用者に対しても提供する。

(4) 車中泊避難するためのスペースを設置した場合は、車中泊避難するためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を実施するとともに、被災者支援に係る情報を、車中泊避難者に対して提供する。

3 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

第11節 交通確保対策

【主な実施機関：市（全課）、阿波吉野川警察署】

第1 方針

災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱する等により、被災者の救援救護活動や人員及び緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあることから、道路啓開、通行規制、航空輸送のための防災ヘリポートの運用等により、緊急輸送を、迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

また、災害応急対策に従事する人員及び活動に必要な資機材等の輸送を円滑に実施するため、不通箇所の通報及び交通規制に関する措置等を迅速かつ的確に実施する。

第2 道路交通状況の把握

【主な実施機関：市（全課）、阿波吉野川警察署】

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査を速やかに実施するとともに、四国地方整備局徳島県千河川国道事務所、吉野川県土整備事務所及び阿波吉野川警察署等の行政機関はもとより、四国電力㈱やNTT西日本㈱等の民間事業者との情報交換を緊密に実施し、道路交通状況等を把握する。

第3 緊急輸送道路の確保

【主な実施機関：市（建設課、監理課、危機管理課）、阿波吉野川警察署】

1 被害状況の把握

災害が発生した場合、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況等を把握するための調査を速やかに実施するとともに、阿波吉野川警察署、吉野川県土整備事務所、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所との情報交換を緊密に実施する。

2 啓開道路の決定

道路の被害状況等を把握した後、県、四国地方整備局等他の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路を決定する。原則として、緊急輸送道路を最優先に実施する。

3 啓開資機材の確保

建設業協会等から、使用できる建設機械等、啓開資機材を調達する。

4 啓開作業の実施

原則として、必要最小限の4m（有効幅員3.0m＋両側0.5m）の幅員の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に、陥没、亀裂等の舗装破損を応急復旧する。

啓開作業は、緊急輸送道路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、自衛隊、警察、消防機関等と連携して実施する。

5 広報の実施

道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対して適時適切に広報を実施する。

第4 緊急輸送拠点の確保

【主な実施機関：市（国保年金課、危機管理課）】

被災状況により、必要と認められる場合は、市防災備蓄センター等に災害時の緊急輸送拠点を開設する。

緊急輸送拠点では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を実施する。

第5 防災ヘリポートの運用

【主な実施機関：市（危機管理課）】

1 防災ヘリポート開設の決定

県、警察及び自衛隊等から要請があった場合及び必要と認められる場合は、防災ヘリポートを開設する。

2 防災ヘリポートの開設方法

防災ヘリポートの設置については、次の事項に留意して開設及び運用を実施する。

(1) 地表面の条件整備

ア 回転翼の影響で、砂塵等が上がらない舗装された場所が望ましい。

イ やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している場合には十分に散水する。

ウ 草地の場合は、硬質で、丈の低いものであることが望ましい。

(2) 着陸点の表示

着陸点には、石灰等を用いてHの記号を表示する。

(3) 風向の表示

ア 着陸帯付近に、上空から確認できる吹き流し又は旗を立てる。

イ 表示地点は、着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。

ウ 吹き流し又は旗は、布製とし、風速 25m/s 程度に耐えられる強度を有しているものであることとする。

(4) 危険防止

ア 離着陸時は、風圧等により危険であるので人を接近させない。

イ 安全上の監視員を配置する。

(5) その他留意事項

ア 救急車、輸送車両の出入りに便利なこと。

イ 電話その他の通信手段の利用が可能であること。

ウ 緊急時には、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために、有効なあらゆる手段を講じる。

第6 交通規制の実施

【主な実施機関：市（危機管理課、市長公室、建設課、
監理課）、阿波吉野川警察署】

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって実施する。

区 分	実施者	範 囲
交通規制	道路管理者 ○国 ○県 ○市町村	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警 察 公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合（災害対策基本法第76条） 2 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合（道路交通法第6条第2項） 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合（道路交通法第6条第4項）
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない場合で、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

(注) 道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり、適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

2 交通規制の実施

道路の破損、決壊、その他の事由により、通行が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象区間又は地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止又は制限する。

なお、大規模な災害により、広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を実施する必要があると認める場合は、隣接市町村、県及び四国地方整備局等の道路管理者と協議の上、阿波吉野川警察署に対し、交通規制の実施を要請する。

3 交通規制の通知

道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、阿波吉野川警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域及び期間及び理由を通知する。

なお、通知するいとまがない時は、これらの事項を事後速やかに通知する。

4 交通規制の周知

交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して、交通混乱の防止を図るとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の周知・徹底を図る。

第7 道路の応急復旧

【主な実施機関：市（建設課）】

災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

また、管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力又は必要により、県に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第8 運転者のとるべき措置の徹底

【主な実施機関：市（危機管理課）、阿波吉野川警察署】

大規模な災害が発生した時の運転者のとるべき措置として、次の事項の周知・徹底を図る。

運転者のとるべき措置

- 1 走行中の場合は、次によること。
 - (1) できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停車させること。
 - (2) 停車後は、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (3) 車両を置いて避難する時は、できる限り路外に停車させること。やむを得ず車両を道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- 2 津波から避難するため、やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第12節 緊急輸送対策

【主な実施機関：市（危機管理課、財務課）、阿波吉野川警察署】

第1 方針

災害時における被災者の避難及び物資の輸送等は、災害応急対策活動の根幹となるため、輸送手段の確保等、緊急輸送にかかる業務を、迅速かつ確実に実施する。

第2 緊急輸送の対象

市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は次のとおりである。

- 1 医療、助産その他救護のための輸送を必要とする者
- 2 医薬品、医療用資機材
- 3 食料、飲料水、生活必需品等の救護物資
- 4 応急復旧資機材
- 5 災害救助部隊及び要員、救助に必要な資機材
- 6 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- 7 その他必要と認められるもの

第3 緊急輸送車両の確保

1 緊急輸送車両の使用申請

- (1) 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には、市有車両は事務局において集中管理する。
- (2) 市の各班等は、市有車両を緊急輸送に使用する場合は、事務局に対し、次の事項を明らかにして、緊急輸送車両の使用を申請する。
 - ア 使用目的
 - イ 車種
 - ウ 使用期間
 - エ 希望する受取りの日時及び場所

2 輸送の確保

- (1) 市有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊及び輸送事業者等に対し次の車両等の貸与を要請する。
 - ア 乗用車
 - イ 乗合自動車
 - ウ 貨物自動車
 - エ 航空機等
- (2) 応援要請の手続
災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期

間、輸送対象及び輸送台（隻）数等、必要な輸送条件を明示して実施する。

3 緊急輸送車両の配車

(1) 配車計画書の作成

市有車両及び調達車両を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。

(2) 各課等への配車

(1)の配車計画に基づき、緊急輸送車両の使用申請のあった各課等へ引き渡す。

4 緊急輸送車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を実施する車両以外の車両の通行の禁止又は制限されることがある。

したがって、災害が発生した場合に使用する予定のある市有車両については、緊急通行車両事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管する。

なお、災害発生時には、緊急通行車両届出済証を、最寄りの警察署又は検問所に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

5 緊急輸送車両の確認申請

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を実施する車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、4により緊急通行車両届出済証の交付を受けていない市有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認を申請し、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

※緊急通行車両確認証明書（参考）；資料編10. 交通に関する資料

第13節 消防防災ヘリコプター等の活用

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部、徳島県】

第1 方針

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプター及び防災機関等を有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第2 活用範囲

1 救急活動

- (1) 傷病者の搬送（原則として医師が搭乗できる）
- (2) 医師及び医療機材等の搬送
- (3) 傷病者の転院搬送（医師が搭乗できる場合）

2 救助活動

- (1) 水難事故等の捜索救助
- (2) 中高層建築物火災等の救助
- (3) 孤立した被災者等の救出
- (4) 大規模事故での救助

3 災害応急活動

- (1) 被災状況等の調査及び情報の収集等
- (2) 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の輸送
- (3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報

4 火災防衛活動

- (1) 大規模火災等の消火
- (2) 消防隊員及び消火資機材等の搬送
- (3) 被害状況等の調査及び情報の収集等
- (4) 避難誘導等の広報

5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

第3 緊急運航要請・依頼要領

1 要請依頼

県災害対策本部に出動を要請する。

2 受け入れ体制の整備

県災害対策本部の担当班と密接な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材及び空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

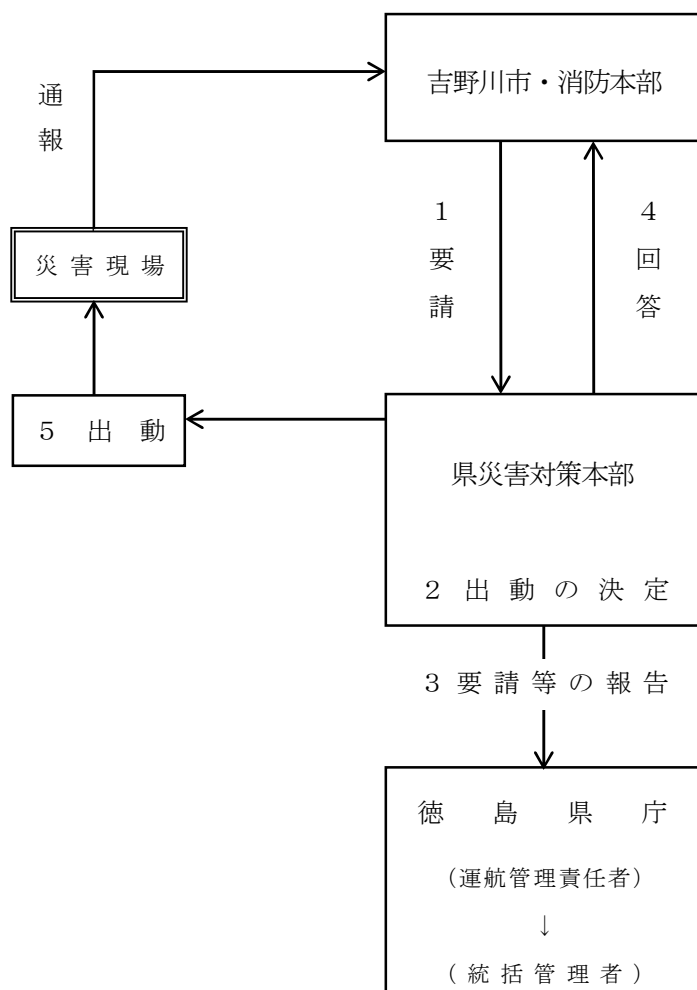
3 報告

災害等が収束した場合、災害等状況報告書（様式第2号※2）により、運航管理者に報告する。

※消防防災ヘリコプター関係；資料編10. 交通に関する資料

- ・消防防災ヘリコプター緊急運行要請書（様式1）
- ・災害等状況報告書（様式2）

4 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



第14節 消防活動等

第1款 消火活動

【主な実施機関：市（危機管理課）消防団、消防本部】

第1 方針

消火活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 市民、自主防火組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- 2 市民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に、危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- 3 消防機関は、関係機関と連携して、その全機能をあげて消火活動を実施する。

第2 消火活動の実施

1 消防機関（消防本部）

（1）火災発生状況等の把握

ア 消防本部は、災害発生後、火災の通報を待つのみならず、職員による巡回等により、火災の早期発見に努めるとともに、関係機関との密接な連携のもとに、管内の消火活動に関する次の情報を収集する。

（ア）延焼火災の状況

（イ）民家防火組織等の活動状況

（ウ）道路の通行状況

（エ）消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況

イ 災害の状況を市災害対策本部事務局に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

（2）火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に実施する。

ア 火災発生が少ないと判断した時は、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命及び生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。

ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに、住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を実施する。

エ 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。

オ 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮

圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。

キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 応援派遣要請

自地域の消防力では災害への対応が困難である場合、消防相互応援協定に基づき、他の市町村の消防隊の応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し応援を求める。

(4) 応援隊の派遣

市が被災していない場合、消防相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対しては、直ちに出動する。

2 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した組織として、地域の自主防災組織を指導するとともに、現有装備を活用して、次により出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導、その他災害の防御活動を実施するものとする。

(1) 出火防止

地震発生と同時に、付近の住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

(2) 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を実施する。

3 事業所等

(1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス及び石油類、毒物並びに劇薬等の流出又は漏洩等、異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を実施する。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を実施する。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇薬等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがある時は、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 市民

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は、直ちに火気の遮断をするとともに、LPガスは、ボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を実施するとともに、大声で周辺の人に知らせ、協力を求める。

5 惨事ストレス対策

消火活動を実施する職員等に対して、惨事ストレス対策の実施に努める。

第2款 水防活動

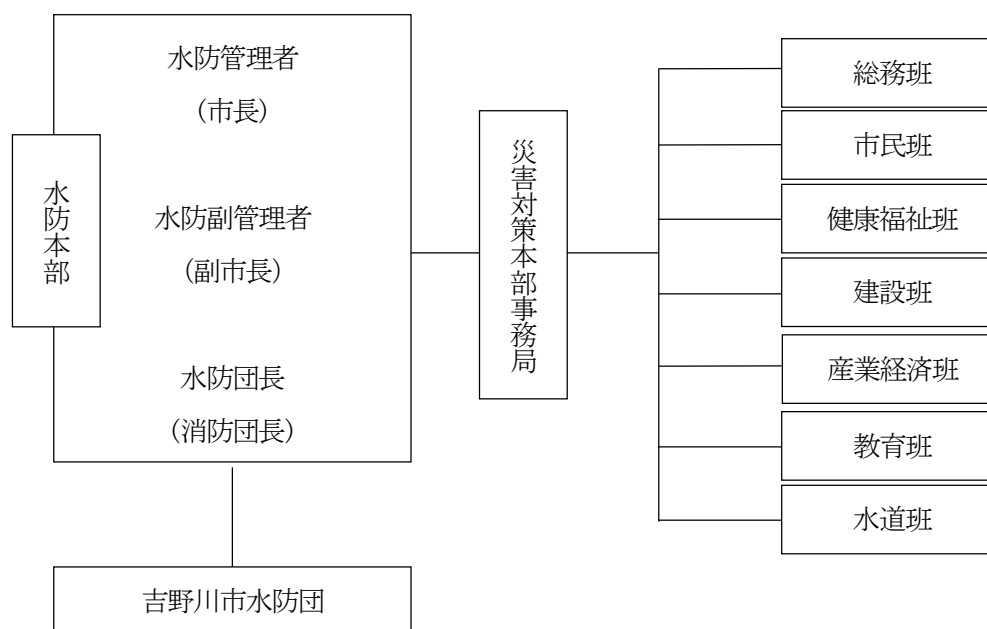
【主な実施機関：市（危機管理課、建設課、監理課）、消防本部、水防団】

第1 方針

水防法第10条の規定により、気象状況の通知を受けた時から洪水に対する危険が解消するまでの間、水防活動体制を配備し、万全の対策を図る。

第2 水防活動の実施

1 吉野川市水防本部の組織等



2 水防団（水防本部）等の任務

水防団は、浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、次の活動を実施する。

なお、災害対策（警戒）本部が設置された時は、同本部の建設班の所管として水防業務の遂行にあたる。

- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- (3) 水防活動、水防団相互の協力及び応援

また、同本部の各班の任務は、「災害応急対策マニュアル」にとりまとめる。

※「災害応急対策マニュアル」参照

3 緊急時の措置

河川の管理者及び水防管理者（市長）は、警戒体制（第1次配備）が発令された場合、自らの避難時間及び水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、その管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、被災箇所を発見した時は、速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

4 重要水防区域

重要水防区域は、資料編「災害危険箇所等に関する資料」に記述。

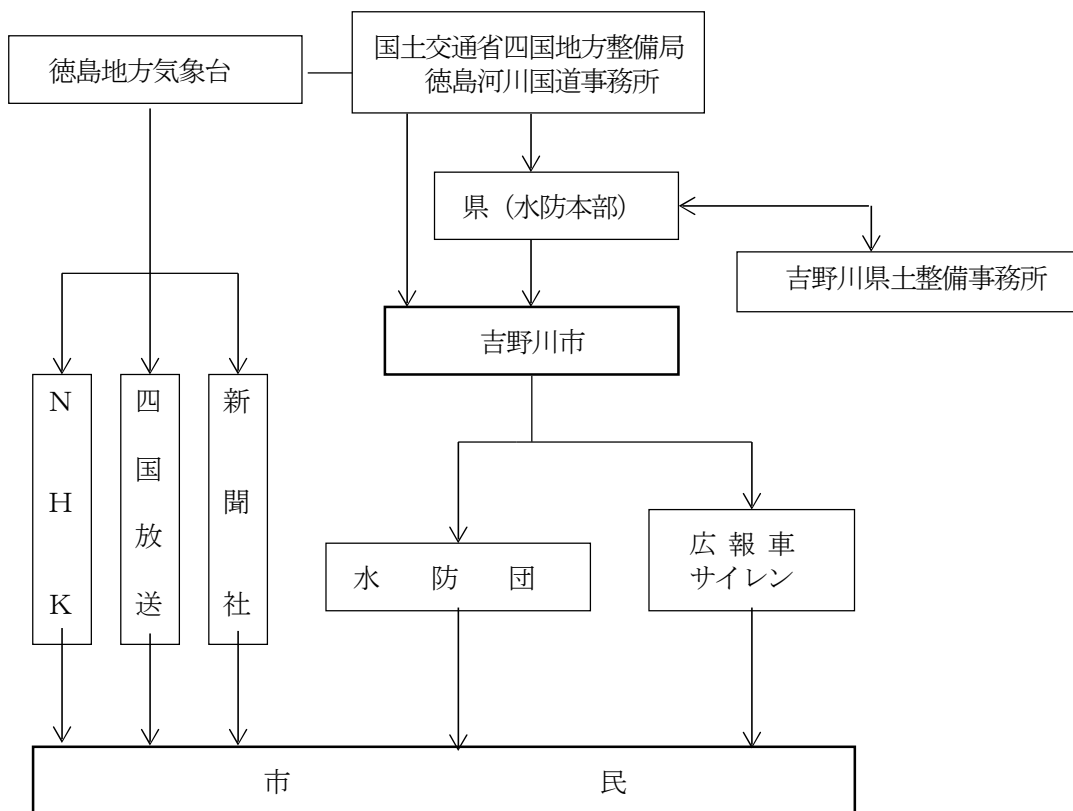
※重要水防区域一覧；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

5 気象状況の伝達等

水防管理者（市長）は、雨に関する警報及び注意報が発表された場合は、その状況に応じて水防団に連絡し、河川の見廻りを強化するとともに、市民等に対して情報の伝達及び周知するものとする。

6 伝達系統

吉野川において洪水のおそれがある時は、水位流量が示され、次の系統により市民等に周知する。



7 惨事ストレス対策

水防活動を実施する職員等に対して、惨事ストレス対策の実施に努める。

第3款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

【主な実施機関：市（建築営繕室）、徳島県】

第1 方針

地震により、建築物及び宅地が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、市民等の安全の確保を図るため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施するため、必要な措置を講ずる。

第2 被災建築物応急危険度判定

1 応急危険度判定の実施

(1) 実施の決定等

地震発生後の建築物の被害程度の状況を把握し、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定の実施を決定する。

なお、応急危険度判定の実施に際しては、被災状況により判定実施区域を決定し、必要人員を算定し、市に登録されている応急危険度判定士及び市職員のみでは判定活動に必要な人員が確保できない場合は、県に対して支援を要請する。

(2) 判定作業の準備

判定作業を円滑に実施するため、事前に次のものを準備する。

ア 判定調査票、判定ステッカー

イ 判定街区マップ

ウ 腕章、マジック、ガムテープ、バインダー等

エ 判定士が持参するが若干数用意するもの（下げ振り、クラックスケール、コンベックス、打診器等）

オ その他作業に必要な資機材

(3) 判定作業の広報

避難所等での情報提供、広報車や広報誌等により、あるいはラジオ、テレビ等を活用し、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(4) 判定の実施

被害建物の外部からの目視検査等により、建築物、落下危険物、転倒危険物等の危険性を調査し、「震災建築物の応急危険度判定基準」に基づき、建築物の安全性について、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階の判定を実施する。

2 判定の効果

市からの災害情報の提供にとどまるものであり、建築物の使用制限を課するものではない。

第15節 救出・救助対策

【主な実施機関：市（危機管理課、総務課、健康推進課、建設課、監理課）、
消防本部、阿波吉野川警察署】

第1 方針

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出並びに保護を実施する。

第2 実施責任者

- 1 被災者の救出は、市が実施する。
- 2 人の生命・身体が危険な状態にある者の救出は、消防及び警察が他の措置に優先して実施する。

第3 実施機関

1 消防機関（消防本部）等

（1）基本方針

被災者の救助及び捜索等は、県警察等とともに実施する。

（2）情報の収集及び伝達

ア 消防本部は、119番通報、かけこみ通報、救急無線及び防災ヘリ並びに参集職員の情報などを総合して、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 消防長は、災害の状況を市に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

（3）救助の対応方針

災害発生後、多発すると予想される救助・救出の要請に対して、原則として次の基準により対応する。

ア 被災者の救出及び捜索等は、消防機関（消防本部等）が主体となり、警察機関とともに実施する。

イ 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関との連携の上、救急救護活動を実施する。

ウ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を実施する。

エ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を実施する。

オ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を実施する。

カ 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

キ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

(4) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合は、建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を実施する。

(5) 現場救護所の設置

災害の状況によって必要と認める場合は、災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を実施する。

(6) 後方医療機関への搬送

ア 救命処置を要する重傷者を最優先として、医療機関に搬送する。

イ 搬送にあたっては、搬送先の医療機関では、施設・設備の被害及びライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況であるかの情報を早期に収集し、救護班及び救急隊に対して、情報を伝達する。

ウ 医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外の医療機関との連絡をとり、転院搬送を実施する。

(7) 応援派遣要請

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づき、他の市町村の消防隊の応援を要請する。また、必要に応じ、県に対し応援を要請する。

(8) 応援隊の派遣

市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

(9) 警察、医療機関との連携

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する時は、特に、警察及び医療機関と密接な連絡をとりつつ、救出活動を実施する。

2 消防団及び自主防災組織等

災害発生後に同時多発火災が発生した場合は、消防機関の主力は、延焼阻止に向けられる。

また、交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため、火災が発生しなくとも、平常時のような救助・救急活動は期待できないため、地域における自主防災活動が重要なものとなる。

したがって、消防団及び自主防災組織は、災害発生後においては、地区住民の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生した時は、地区の住民の協力のもと、自主的な救助・救急活動を実施する。

第4 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が実施するが、費用の対象等は次のとおりである。

1 対象者

- (1) 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

2 救出期間

災害発生の日から3日以内

3 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

第5 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第16節 医療救護活動

【主な実施機関：市(健康推進課、社会福祉課、危機管理課)、
消防本部、吉野川市医師会等、徳島県】

第1 方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、医療機関等及び関係機関と密接に連携し、被災者の救護に万全を期する。

第2 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は、市が実施する。

なお、市で実施困難な場合は、隣接市町、県その他の医療機関の応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 応急医療体制の確保

1 初動体制等

(1) 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を実施するためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

市医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関等の被害状況や活動状況等に関する情報を収集する。

(2) 初動体制の確保

ア 吉野川市医師会に、吉野川市保健医療福祉調整本部（以下、「調整本部」という。）の設置を要請する。

イ 調整本部は、東館2階会議室に設置する。

ウ 事務局（健康福祉係）及び健康福祉班は、調整本部と連携し、速やかに保健医療福祉活動体制を構築する。

(3) 救護班の編成

ア 必要に応じて、調整本部の指示のもと、医師、看護師、助産師又は保健師をもって医療チームを編成し、出動する。

イ 災害の種類及び程度によっては、吉野川市医師会、吉野川市歯科医師会、徳島県薬剤師会阿波吉野川支部等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を実施する。

吉野川市医師会の主な対応は次のとおりである。

(ア) 大規模災害時に医師会は、調整本部に参画する。

(イ) 市災害対策本部の要請により、調整本部の指示のもと、医療救護所へ医療チームを派遣する。

(ウ) 市域の医療機関の診療施設の被害状況等については、情報を収集・集約し、市災害対策

本部へ情報を提供する。

ウ 災害の程度によっては、市の能力をもってしても十分な対応ができないと認められる場合は、県及びその他の関係機関に、次の事項を明示して協力を要請する。

- (ア) 必要人員
- (イ) 期間
- (ウ) 派遣場所
- (エ) その他必要事項

※医療機関（吉野川市内）他；資料編9.医療・防疫に関する資料

(4) 救護所の設置

必要に応じて、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、機能が維持されている医療機関、避難所等に医療を実施するための救護所を設置するとともに、市民に周知する。

第4 応急医療活動

1 医療機関等

市及び医療機関等は、設備及び人員等において、患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を実施するものとする。

2 救護班

(1) 輸 送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など、特段の配慮を実施する。

(2) 連絡要員の配置

被災地域内の医療情報の拠点に応援のために市職員を派遣し、各医療救護所等に配置するなど、救護班の連絡調整のために特段の配慮を実施する。

(3) 業 務

救護班は、次の業務を重点的に実施する。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- イ 後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産
- カ 記録及び災害対策本部への状況報告
- キ その他状況に応じた処置

(4) ボランティアとの連携

健康福祉班は、事務局（健康福祉係）、社会福祉協議会及びボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護班に指示し、救護活動を実施する。

3 医薬品等の供給

- (1) 関係機関において緊急輸送道路を確保し、市役所に備蓄している医薬品並びに吉野川市医師会の協力のもと、流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等に速やかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期する。
- (2) 輸血用血液製剤については、徳島県赤十字血液センターへ供給を要請する。

第5 後方医療救護体制

1 患者受入先の確保

- (1) 後方医療施設の確保
 - ア 被災地内の災害医療活動を調整するため、県が災害拠点病院に現地災害医療コーディネーターを配置し、被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を実施する。
 - イ 救護班では対処できない中等・重症患者は、救急医療圏（東部Ⅲ）の2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容される。
 - ウ 2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容される。
- (2) 被災病院等の入院患者の転院等
病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない時、あるいは治療困難等により、被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要がある場合で、病院等で後方医療施設が確保できない場合は、後方医療施設の確保に努める。

2 搬送体制の確保

- (1) 緊急輸送道路の確保
重傷者を後方医療施設へ搬送するために、緊急輸送道路（陸路及び空路）を確保する。
- (2) 傷病者の搬送
 - ア 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。
 - イ 病院等が後方医療施設へ転院搬送を実施する場合は、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を実施するほか、必要に応じて、消防本部又は県に対して救急自動車又はヘリコプター等の出動を要請する。
- (3) 搬送手段の確保
 - ア 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により、医療施設への搬送を実施する。
 - イ 消防機関の救急自動車確保できない場合は、輸送車両を確保する。
 - ウ 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じ、空輸を県のヘリコプターや関西広域連合が事業主のドクターヘリ等を活用して実施する。
なお、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。
 - (ア) 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

3 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性の患者に対しても提供することが必要である。

このため、被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び病院等に情報を提供する。

4 医療ボランティア

(1) 受入体制の確保

健康福祉班は、災害発生後設置されたボランティアセンターで、医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

(2) ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおり。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 災害対策本部との連絡調整
- ウ その他必要な活動

(3) 活動内容

ア 医師・看護師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を実施する。
- (イ) 被災地の医療機関において医療活動を実施する。
- (ウ) 後方医療施設において医療活動を実施する。

イ 薬剤師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を実施する。
- (イ) 医薬品の集積場所において医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を実施する。

ウ 保健師・管理栄養士

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を実施するとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

エ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を実施する。

オ その他

その他必要な活動を実施する。

5 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による連携・調整

被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉及び薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを活用し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に実施する。

- (1) 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置運営の総合調整

- (3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第17節 飲料水・食料及び物資等の供給

第1款 応急給水

【主な実施機関：市（国保年金課、水道課、危機管理課）】

第1 方針

災害のため、飲料水が枯渇し又は汚染して飲料に適する水を確保することができない被災者等に対して、応急給水を実施する。

第2 実施責任者

被災者等に対する飲料水の直接の供給は市（水道事業管理者）が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材は、備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により、確保する。

なお、被害状況により、確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請する。

第4 応急給水活動

1 確保目標水量

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により、発災直後の供給を賄う。

被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量をおおむね次のように定め、応急給水を実施する。

- (1) 第1段階（災害発生～3日目） 生命維持のため最小限必要量3リットル／人・日
- (2) 第2段階（4日目～） 飲料水・炊事用水・トイレ用水
- (3) 第3段階（～4週間） 飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

2 応急給水方法

応急給水方法は、運搬給水及び拠点給水方式を併用するが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先する。

(1) 拠点給水方式

指定避難所及びこれらの近隣の浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、また、耐震性貯水槽や、地下水の豊富な地域特性を活かし、避難所への手押しポンプの計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

(2) 運搬給水方式

災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な

拠点には、運搬給水で対応する。

- ア 災害救護所、医療施設、社会福祉施設
- イ 避難所
- ウ その他災害対策本部が指定した場所

3 応急給水対策

- (1) 応急給水拠点を確保、整備する。
- (2) ポリ容器、ポリタンク、給水タンク等を確保する。
- (3) 市の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。
- (4) 井戸、プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源を確保する。
- (5) 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制を整備する。
- (6) 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し、応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

4 水質の安全対策

- (1) 給水拠点に設置する耐震性貯水槽、手押しポンプによる地下水等については、日頃より定期的に水質検査を実施し、また、残留塩素を補うために必要な薬品を備蓄する。
- (2) 給水車、仮設貯水槽等については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認する。特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により、安全を確保する。

第2款 食料供給

【主な実施機関：市（国保年金課、社会福祉課、危機管理課）】

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等を実施する。なお、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により、発災直後の供給を賄う。

第2 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等は、市が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 応急食料の確保

1 必要量の調査

状況に応じ、調査班を編成して、現地へ派遣し、応急食料の必要地域、必要数量及び必要品目等を把握する。

2 単独による食料確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

- (1) 1による調査結果に基づき、備蓄食料を放出する。
- (2) (1)によっても不足する場合は、協定を締結している事業者から調達する。

3 県への協力要請等

- (1) 市単独で食料の確保が困難と認められる場合は、県に対して食料の供給を要請する。
- (2) 災害救助法が適用された場合、米穀及び乾パンについては、市単独での確保ができない場合は、県に要請する。
- (3) これらの要請について、緊急に必要とする場合、電話等により県に依頼するほか、通信途絶などの場合には、中国四国農政局徳島県拠点に要請する。
ただし、事後速やかに県に報告する。

第4 応急食料の輸送

必要と認められる場合は、食料集積地として地域内輸送拠点を速やかに開設し、ここを拠点として食料の集積、一時保管及び指定避難所等まで配送する。

なお、原則として食料の輸送等の実施は次による。

1 市の備蓄食料

市の備蓄食料の指定避難所等までの輸送及び市域におけるそれらの配送は、原則として市が実施する。

2 市の調達食料

事業者から調達する食料は、当該事業者が食料集積地まで直送する。(従って、事業者との協定内容には、輸送の項目まで入れる必要がある。)

なお、調達食料の市内の配送は、原則として市が実施する。

3 県の調達食料

県の調達食料の市食料集積地までの輸送は、原則として県が実施する。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接受取る。

第5 応急食料の配付

1 配付対象者

次の事項を勘案、配付対象者を決定する。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (3) 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食料品の持合わせがなく、調達が困難な者
- (4) 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持合わせのない者
- (5) 食料の配付を希望する在宅避難者及び避難所以外の避難場所等に避難している避難者(車中泊含む)

2 配付品目

配布の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食料の中から随時決定する。

3 配付基準

- (1) 災害救助法適用前
災害救助法の基準に準じ、市長の判断により決定し、配付する。
- (2) 災害救助法適用後
災害救助法及び同法施行細則により実施するが、それによることが困難な場合は、県の承認を得て実施する。

4 配付方法

- (1) 避難所での配付
配付食料は、避難所の運営本部へ引き渡し、運営本部を通じて配付対象者に配付する。
- (2) 在宅避難者等への配付
 - ア 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当該避難所からイにより、食料の配付を受ける。
 - イ 食料の配付を希望する在宅避難者は、所定の収容避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該避

難所で受け取ることを原則とする。

ウ 避難所の運営本部は、当該避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の在宅避難者で食料の配付を希望する避難者の数を加えた、人数分の食料の配付を受けることに留意する。

エ イにかかわらず、自ら避難所へ配付食料の受取りに來れない高齢者や身体障がい者等の在宅避難者に対しては、自治会等や地区の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

第6 炊出し

- 1 炊出しによる食料の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添える。
- 2 炊出しは、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所又は近隣の給食施設を利用して実施する。
- 3 市の施設において炊出しを実施することが不可能若しくは困難な時は、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼する。

第3款 生活必需品等の供給

【主な実施機関：市（危機管理課、国保年金課、社会福祉課、各支所）】

第1 方針

被災者に対し、生活必需品等を確実に支給する。

第2 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の支給は、市が実施する。県は市から調達の要請があった場合は、その調達又は斡旋を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 生活必需品等の確保

1 必要量の調査

状況に応じ、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要な地域、必要数量及び必要品目等を把握する。

2 市単独での生活必需品等の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

(1) 1による調査結果に基づき、備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。

(2) (1)によっても不足する場合は、協定を締結している事業者から調達する。

3 県への協力要請等

市単独で生活必需品等の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

第4 生活必需品等の輸送

必要と認められる場合は、生活必需品の集配拠点として、地域内輸送拠点を速やかに開設し、ここを拠点として生活必需品の集積、一時保管及び指定避難所等まで配送する。

なお、原則として生活必需品の輸送等は、次による。

1 市の調達物資

市が調達した物資の集配拠点までの輸送及び市域におけるそれらの配送は、原則として市が実施する。

2 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が実施する。

ただし、輸送距離等の事情により、それが困難な場合は、市が直接受取る。

3 支給基準

(1) 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市の判断により支給する。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するが、それによることが困難な場合は、県の承認を得て実施する。

4 支給方法

避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施する。

第5 生活必需品等の支給

1 支給対象者

災害により、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水し、生活上必要最小限の家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し、支給する。

2 支給物資

支給が必要な期間及び被災者の実態を勘案しつつ、次の範囲内で、確保した物資の中から、現物をもって随時支給する。

被服、寝具及び身のまわり品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

第4款 生活情報の提供

【主な実施機関：市（関係各課）、関係機関】

第1 方針

関係機関と連携して、被災者の生活向上と早期自立を図るため、有意義な各種情報を積極的に提供する。なお、情報媒体については、次の媒体が考えられる。

第2 情報媒体

1 情報紙

様々な生活情報を集約し、災害ニュース等の情報紙を印刷・発刊して、避難所及び関係機関等に広く配布する。

2 ファクシミリ

各避難所に対し、文書情報を同時提供するため、NTT及び通信機器事業者等の協力を得て、生活情報等を定期的に提供する。

3 電子メール、ホームページ

電子メール、ホームページ、その他ネットワークサービス及びインターネットプロバイダー等の協力を得て、災害情報や生活情報の入手が可能となる場を設置するとともに、関係機関は、各種情報のアップロード等に努める。

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ局の協力を得て、定期的に災害情報や生活情報を提供する。

5 コミュニティ放送

各ラジオ局の協力を得て、定期的に災害情報や生活情報を提供する。

第5款 LPガスの供給計画

【主な実施機関：市（商工観光課）、徳島県エルピーガス協会】

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対し、LPガス等を供給又は斡旋する。

第2 実施責任者

LPガスの供給又は斡旋は、市が実施する。

第3 LPガス等の供給等

炊き出し等に必要なLPガス等を供給又は斡旋し、LPガス及び器具の調達ができない時は、次の事項を示し、徳島県LPガス協会吉野川支部に支援を要請するとともに、県に調達の斡旋を要請する。

- 1 対象避難者数
- 2 必要なLPガスの量
「第2款 食料供給」に合わせた必要数とする。
- 3 必要な器具の種類及び個数
「第2款 食料供給」に合わせた器具の種類必要数とする。
- 4 供給期間
「第2款 食料供給」に合わせた供給期間とする。
- 5 供給地（住所等）
「第2款 食料供給」に合わせた供給地とする。

第18節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

第1款 保健衛生活動

【主な実施機関：市（健康推進課、環境企画課、危機管理課）、
自衛隊、市医師会、徳島県】

第1 方針

市民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策を講じる。

第2 吉野川市保健医療福祉調整本部等との連携

吉野川市医師会は、市の要請に基づいて設置する調整本部及び吉野川保健所との連携を図り、被災者の健康支援体制を早期に確立する。

第3 健康管理

被災者に対し、次のような保健対策を実施し、避難所や被災者の健康管理及び二次的健康被害の予防に努める。

1 健康調査

被災者に対し、避難所及び仮設住宅等において健康調査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努める。

2 巡回健康相談等

避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を実施するため、保健師による巡回健康相談や、家庭訪問を実施するとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう、訪問指導、健康相談及び健康教育等の巡回サービスを実施する。専門的な支援が必要な被災者に対しては、専門チームと連携し支援する。

3 こころのケア等

県で編成される精神科医師、看護師等による「災害時こころのケアチーム（DPAT）」並びに関係機関等と密接に連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保により、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調を予防する。

4 食事・栄養管理等

県や関係機関と連携し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じて栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、これらの活動を適切な時期に効果的に展開するため、県や関係機関（とくしま災害栄養チーム等）と連携し、管理栄養士等の受援活動を実施する。

5 感染症対策

被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、必要な感染症対策の措置を講じるよう努める。

6 予防接種

避難所等においてインフルエンザ等の感染症予防と、り患、重症合併症の併発等を予防するため、必要に応じ、予防接種を実施する。

第4 食品衛生監視

1 食品衛生監視

被災地の状況に応じて必要と認める場合は、保健所に相談の上、次の活動を実施する。

- (1) 救護食品の巡回指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する危害発生の防止

第5 入浴施設の確保

被害が甚大で、特に、上水道等の復旧が長期に及ぶ場合や、避難所等での避難生活が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により、入浴施設を確保する。

1 一般公衆浴場の再開支援

一般公衆浴場事業者にその再開を要請し、必要な場合は支援する。

なお、浴場の再開状況については、広報等により避難者等に周知する。

2 仮設入浴施設の設置

1によっても入浴施設が不足する場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置する。

3 自衛隊による支援

利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野外用入浴施設による入浴支援を要請する。

4 その他施設の利用

その他の施設の入浴施設の一般開放を要請するとともに、温水プール等の転用を検討する。

第2款 防疫

【主な実施機関：市（環境企画課、健康推進課、危機管理課）、徳島県】

第1 方針

被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図り、被災地において、感染症のまん延を防止するための対策を講じる。

第2 実施責任者

被災地域の防疫は、市が実施するが、本市のみで実施できない場合は、県、隣接市町村又は関係機関に対し、応援を要請する。

第3 防疫活動

県の指示、その他必要に応じ、防疫活動班を編成し、保健所に相談の上、被災地において、次の防疫活動を実施する。

1 情報収集

防疫活動班は、被災地、避難所等の衛生状態を把握するとともに、気象庁、警察署及び消防署等との情報交換や、市民からの要望等により、防疫活動に必要な情報を収集する。

2 消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項及び第29条第2項の規定による県の指示に基づき、県の定めた場所を対象として、消毒を実施する。

3 ねずみ族・こん虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、県が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等を駆除する。

4 生活の用に供する水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定による県の指示に基づき、生活の用に供する水を供給する。

5 予防教育及び広報活動の推進

被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。

6 患者等に対する措置

被災地域において感染症の患者又は感染症の所見がある者に対し、速やかに保健所に相談の上、所定の対策を実施する。

7 避難所の防疫措置・感染症対策指導

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。また、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施する。

8 臨時予防接種

県から臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

第4 防疫活動に必要な携行資材

- 1 噴霧器
- 2 消毒薬品
- 3 こん虫駆除薬剤
- 4 その他必要に応じ防疫用薬品資材を一般販売店から緊急調達

※防疫用器材保有数；資料編9. 医療・防疫に関する資料

第5 保健広報活動

災害発生地域や避難所において、広報紙及び広報車等を活用して、災害時の感染症や食中毒の予防等に関する知識の普及に努める。

第6 報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力のもとに、次の事項について、災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により、吉野川保健所を経由し、県に報告する。

- 1 被害の状況
- 2 防疫活動の状況
- 3 災害防疫所要見込経費
- 4 その他

第3款 行方不明者の搜索及び火葬等

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防団、消防本部、阿波吉野川警察署、自衛隊】

第1 方針

大規模な災害が発生した場合は、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は災害によりすでに死亡している者の遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として埋葬又は火葬を実施する。

第2 実施責任者

行方不明者の搜索、収容及び火葬等は、市が県警察及び消防機関等の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 行方不明者の搜索

1 対象者

行方不明者の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して実施する。

2 搜索方法

- (1) 災害発生時に死亡していると推定される行方不明者がある場合は、速やかに必要な人員及び機械器具等を確保し、搜索する。
- (2) 行方不明者の搜索にあたっては、自衛隊、警察及び消防機関と連携をとり、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織や住民等の協力を得て実施する。
- (3) 行方不明者搜索中に死体を発見した者は、直ちに所轄の警察署に連絡する。

3 応援要請

災害の状況やその他の事情により実施できない場合、又は、死体が流失等により他の市町村にあると認められる場合等にあつては、県又は近隣市町村、若しくは海上保安庁又は死体の漂着が予想される市町村に対し、応援を要請する。

4 災害救助法適用時の基準

(1) 搜索期間

行方不明者搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も行方不明者搜索を実施する必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして県に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間の延長をする理由（具体的に）

- エ その他（期間の延長をすることによって捜索される死体の数等）
- (2) 費用の範囲
- 捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、その額は当該地域における通常の実費とする。

第4 遺体の処理

【主な実施機関：市（社会福祉課）、阿波吉野川警察署、吉野川市医師会】

1 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため、遺体の処理を実施することができない場合に処理する。

2 処理方法

(1) 遺体の収容

被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体収容所（検視・検案・安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合は、周辺市町村へ協力を要請する。

(2) 市の措置

遺体を発見した時は、直ちに阿波吉野川警察署に連絡するとともに、遺体収容所に遺体を搬送し、警察官による検視及び医師による検案の後、次の方法により処理する。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

災害に伴う混乱により、遺族が遺体を処理することができない場合は、市が遺体の洗浄、縫合、消毒等を実施する。

イ 遺体の一時保存

検視の結果、災害による死であることが確認された死体で、身元が判明している遺体は遺族に引き渡すが、身元が判明しない死体については、埋火葬等の処理をするまで、一時保存する。保存にあたっては、棺桶、ドライアイス及び寝間着等を調達し、遺体の腐乱の進行を遅らせる。

(3) 警察官の措置

警察官は、死体を発見し又は発見の届出を受けた場合は、医師の立会と助言を得て検視した後、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 検視の結果、犯罪に起因せず、身元の明らかな遺体については、所持金品等とともに遺体を遺族に引き渡す。

イ 検視の結果、犯罪に起因しないことは明らかであるが、身元が判明しない死体については、所持金品等とともに、遺体を市に引き渡す。

ウ 検視の結果、犯罪に起因することが判明した遺体は、必要な措置を行った後、前記に準じて処理する。

(4) 医師の措置

検視に立ち会う医師は、検案を実施し、警察官に助言するとともに、検案結果を基に死体検案書の作成等を実施する。

3 災害救助法適用時の基準

(1) 処理期間

遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も遺体を処理する必要がある場合は、処理期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして県に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間の延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間の延長をすることによって取扱いを要する遺体の数等）

(2) 費用の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の措置

イ 遺体の一時保存

ウ 遺体の検案

第5 遺体の火葬等

【主な実施機関：市（市民生活課、環境企画課、各支所）】

1 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため火葬又は埋葬をすることができない場合等に、応急的な措置として火葬又は埋葬に付する。

2 埋火葬の方法

(1) 埋火葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

(2) 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。

(3) 火葬又は埋葬は、「遺体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。

(4) 火葬を終えた遺骨及び遺留品は一時保管し、遺族等からの申し出により引き渡す。

3 身元不明の遺体の取扱

(1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬する。

(2) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない遺体は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

4 災害救助法適用時の基準

(1) 埋火葬の期間

埋火葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も埋火葬をする必要がある場合は、埋火葬期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして県に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間の延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される遺体の数等）

(2) 費用の範囲

ア 棺（付属品を含む）

イ 骨つぼ及び骨箱

ウ 火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

（埋火葬にあたっての供花代、読経代等は含まない。）

第19節 要配慮者支援対策の実施

【主な実施機関：市（社会福祉課、長寿いきがい課、国保年金課、健康推進課、こども未来課、こども家庭センター、教育総務課、学校教育課）、各学校、こども園、吉野川市社会福祉協議会】

第1 方針

災害発生時において、高齢者、傷病者、障がい者及び妊産婦、乳幼児並びに児童、外国人等の要配慮者は、災害発生時に、迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから、応急時及び復旧時のあらゆる段階において、要配慮者の実状に応じ、配慮する。

第2 社会福祉施設における支援対策

1 救助及び避難誘導

- (1) 施設管理者は、定めた避難誘導方法等に従い、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するとともに、必要な場合は、市に支援を要請するものとする。
- (2) 施設管理者からの要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため職員を派遣し、必要と認める場合は、近隣市町村に応援を要請するとともに、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

- (1) 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要な場合は、市に支援を要請するものとする。
- (2) 施設管理者からの要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の受入施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保する。

3 飲料水等の確保

- (1) 施設管理者は、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資及びマンパワーの不足数について把握し、必要な場合は、その提供について、市に支援を要請するものとする。
- (2) 施設管理者からの要請に基づき、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資及びマンパワーの調達及び配付を実施する。

4 ライフラインの優先復旧

社会福祉施設の機能を早期に復旧させるため、電気、水道等のライフラインの優先復旧を関係事業者へ要請する。

5 巡回保健サービスの実施

災害の状況等に応じ、職員、保健師及び民生委員等からなる巡回保健班を編成し、被災した施設の入所者や、他の施設に避難した者等に対して、巡回による介護やケア等の必要と認められる保健・福祉サービスを提供する。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や、利用可能な施設及びサービスに関する情報等を提供する。
- 3 被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストーマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資や、ガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達する。
- 4 避難所や、在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や、施設への緊急一時入所等の必要な措置を講ずる。

第4 在宅避難行動要支援者に対する支援

1 安否確認

民生委員、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て、在宅避難行動要支援者の安否確認を実施する。

2 搬送及び受入体制の確保

- (1) 災害により負傷した避難行動要支援者の受入先として、医療施設、社会福祉施設又は避難所等を確保する。
- (2) 避難行動要支援者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の車両を確保する。
なお、これらの車両を確保できない場合は、県等に対して応援を要請する。

3 飲料水等の確保等

避難行動要支援者に配慮した、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配付する。
なお、配付に際しては、配付場所や配付時間を別に設ける等、避難行動要支援者に配慮した方法をとる。

4 巡回保健サービスの実施

災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員及びホームヘルパー等からなる、巡回保健班を編成し、住宅、避難所又は仮設住宅等で生活する災害弱者に対して、巡回による介護やケア等の必要と認められる保健・福祉サービスを提供する。

第5 児童に係る対策

- 1 保護者のいない児童の速やかな発見と、実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を実施する。
- 2 掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談

所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について、情報を提供する。

第6 外国人等に対する対策

- 1 被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- 2 外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- 3 必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

第7 災害時（介護福祉）コーディネーターとの連携

被災地域において、介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、県から配置される災害時コーディネーターとの連携を図る。

第20節 動物救済対策

【主な実施機関：市（環境企画課、農林業振興課）、徳島県、
（公社）徳島県獣医師会、県動物愛護管理センター、保健所、
活動団体動物愛護団体、ボランティア等】

第1 方針

被災地における動物の救護については、本計画の定めるところによる。

第2 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、市は協力する。

第3 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。

- 1 飼養されている動物に対する餌の配付、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配付について調整する。
- 3 緊急保護施設を設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- 4 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- 5 飼い主責任による、避難所へのペット同行避難を推進する。

第21節 災害廃棄物の処理

【主な実施機関：市(環境企画課、運転管理センター、農林業振興課、社会福祉課)、吉野川市社会福祉協議会】

第1 方針

地震等の災害発生により、道路の損壊や障害物等により一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を実施することが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。

については、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に実施するため、市災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進する。

第2 ごみ・し尿処理等

1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理、し尿処理等、清掃を実施する。

ただし、災害の規模が大きいため、市において処理できない場合は、隣接市町村及び県の応援を要請する。

2 ごみ処理

(1) 情報収集

ア ごみ処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は、応急復旧を図る。

イ 職員の現地派遣、市民等からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

(2) ごみ処理計画の策定

災害時におけるごみを一般廃棄物(生活ごみ)と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定して廃棄物処理計画を策定する。

なお、廃棄物の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら次の量を目安として推定する。

ア 一般廃棄物

(ア) 災害発生直後～半月 平常時の 85%

(イ) 災害発生後半月～1ヶ月半 平常時の 105%

(ウ) 災害発生後1ヶ月半以降 平常時と同じ

イ 災害廃棄物

(ア) 全壊家屋1棟当たり

a 木造 85 t (47 m³)

b 非木造 422 t (169 m³)

(イ) 半壊家屋1棟当たり

a 木造 51 t (28 m³)

b 非木造 253 t (101 m³)

(ウ) 落下物等1件当たり 1 t (0.5 m³)

(3) 分別収集

廃棄物処理計画の策定にあたっては、ごみの適正な処分を実施するため、極力分別・再利用に留意し、最終処分量の削減に努める。

(4) 市民等への広報

市民等に対して、廃棄物処理計画の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分などのルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかける等、ごみ対策に関する広報に努める。

(5) 処理方法

ア 一般廃棄物

災害により発生するごみが、通常の処理量を上回る場合、市民等の協力を得て、分別収集を徹底し、次により、収集可能な場所に設けられた仮置場に集積する。

(ア) 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策の上から避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から、最優先で収集・処理する。

(イ) 粗大ごみ等

災害が発生した場合、毛布、畳、ダンボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要な場合は、周辺環境に配慮しながら仮置場に集積する。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積する。

イ 災害廃棄物

倒壊家屋等から大量に排出される瓦、廃材、ブロック等の災害廃棄物については、地域ごとに仮置場を設けて、一時的に集積し、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から、漸次処分する。

ウ 処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずる。

(6) 応援要請

災害の状況により、必要があると認められる場合は、県又は近隣市町村に対し、ごみの処分を実施するための必要な機材や、人員の確保について、応援を要請する。

また、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担する等、効率的に災害廃棄物等の搬出を実施する。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者及び建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力を要請する。

(7) 受援体制の整備

災害廃棄物収集・運搬処理の拠点施設として、運転管理センターに女性更衣室及びシャワー室を整備する。

3 し尿処理

(1) 情報収集

ア し尿処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

イ 職員の現地派遣、市民等からの連絡等により、し尿の排出状況を把握する。

(2) 市民等への広報

必要に応じ、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

(3) 処理方法

ア 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

イ 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

ウ 仮設トイレの設置

必要に応じ、避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。

(4) 応援要請

災害の状況により必要があると認められる場合は、県又は近隣市町村に対し、し尿の処理を実施するために必要な機材や、人員の確保について応援を要請する。

4 死亡獣畜の処理

(1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で、自らの資力ではこれを処理できない場合は、市が収集・処理する。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として、化製場又は死亡獣畜取扱場において処理する。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理する。

第3 がれき処理

1 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が実施することを原則とする。ただし、被害状況等により、それを実施することが困難だと認められる場合は、市が実施する。

2 情報収集

職員の現地派遣、市民等からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

3 処理方法

(1) 仮置場の確保

がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない、市所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して、仮置場の確保を、要請する。

(2) 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から、最終処分場へ運搬し、処分する。なお、最終処分場が被災又は処理能力を超える場合は、近隣市町村に対

し、最終処分場の確保を、要請する。

4 応援要請

災害の状況により、必要があると認められる場合は、県又は近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を実施するのに必要な機材や、人員の確保について、応援を要請する。

第4 損壊家屋等の公費解体・撤去

県及び市町村は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した損壊家屋等の解体・撤去を実施する際は、「公費解体・撤去マニュアル 第5版」(令和6年6月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)に基づき実施するものとする。

なお、実施にあたっては次の事項に留意する。

- 1 受付体制 (対象案件の選定、ルール作り、申請受付体制の検討等)
- 2 事業者との契約 (発注方法・積算方法等)
※解体・撤去棟数が多い場合、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託も検討する。
- 3 関係者の同意の確認 (損壊家屋の建物性、職権滅失登記、民法の所有者不明建物管理制度の活用等)
- 4 宣誓書方式を活用した自費解体への費用償還

第5 災害廃棄物処理計画の策定

国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や、運用方針、一般廃棄物 (指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制及び近隣の市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方について、災害廃棄物処理計画を策定する。

第22節 住宅の確保

第1款 応急仮設住宅の供与

【主な実施機関：市（都市計画住宅課、建築営繕室）、徳島県】

第1 方針

災害のため、住宅に被害を受け、自らの資力では住宅の確保が出来ない被災者等に対して、応急仮設住宅を建設する。

第2 実施責任者

- 1 被災者に対する応急仮設住宅の建設は、市が実施する。
- 2 災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 災害救助法による応急仮設住宅の建設

1 対象者

対象者は、次のいずれにも該当する世帯の者とする。

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯で、現に居住する住宅がない世帯
- (2) 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

2 期間

災害発生の日から20日以内に着工する。

3 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

4 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

第4 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、原則として次の順に選定する。

- 1 公有地
- 2 国有地
- 3 企業等の民有地

なお、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮する。

また、激甚な大規模災害時でも、迅速かつ適切に建設用地を選定するため、建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握する。

第5 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県からの委任を受けて実施する。

第6 建設資材の確保

住宅の建設のための資材は、請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により、請負業者が資材を確保できない場合は、その確保について、斡旋する。

第7 運営管理

各応急仮設住宅の適切な運営管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

第8 野外収容施設

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適切な収容施設があっても、被害者の全員を収容できない場合は、必要に応じ、臨時に付近の適切な場所に、テント、その他の野外収容施設を設置する。

第2款 住宅の応急修理

【主な実施機関：市（都市計画住宅課、建築営繕室）、徳島県】

第1 方針

災害のため、住宅に被害を受け、自らの資力では住宅の応急修理をすることが出来ない被災者等に対して、住宅の応急修理を実施する。

第2 実施責任者

- 1 被災者に対する住宅の応急修理は市が実施する。
- 2 災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

第3 災害救助法による住宅の応急修理

1 対象者

災害のため、住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない被災者又は大規模な補修を実施しなければ、居住することが困難である程度に、住宅が半壊（半焼）した被災者を対象とする。

2 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

3 範囲

応急修理を実施する箇所は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分とする。

第4 住宅の修理資材の確保

住宅の応急修理のための資材は、請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が、資材を確保できない場合は、その確保について、斡旋する。

第5 労務及び資材の提供に関する協力体制

1 労務の調達

労務の調達については、労務供給計画の定めるところによる。

2 労務及び資材の提供に関する協定

労務及び資材の提供に関する関係業者との協定を、必要に応じて締結する。

第3款 被災者向け住宅の確保

【主な実施機関：市（都市計画住宅課、建築営繕室）、徳島県】

第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った被災者に対して、住宅を確保する。

第2 実施責任者

被災者向けの住宅の確保は、市及び県が実施するものとする。

第3 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

応急仮設住宅のほか、災害のため、住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、県に対し、県営住宅の空き住宅への優先入居等の要請及び関係団体に対し、民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等により、住宅を確保する。

第23節 障害物の除去

【主な実施機関：市（環境企画課、建設課、監理課、危機管理課、総務課）、徳島県、四国地方整備局】

第1 方針

災害時に、緊急な応急対策の実施に障害となっている、工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって、道路、河川、住居、又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、市民等の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する。

第2 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が実施する。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が実施する。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が実施するものとする。
- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が実施し、市単独で実施困難の場合は、県に対し応援、協力を要請する。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が実施するものとする。

第3 実施責任者

障害物の種類、規模により、道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は、建設業者又は、機械器具所有者との間に、必要な協定を締結し、機械器具の必要種別数量を調達する。

第4 所要人員の確保

災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるが、不足する場合は、建設業者と必要な協定を締結し、人員の供給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ、市民への協力及び自衛隊の災害派遣要請等を依頼する。

第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、県（権限を委任された場合は市）が実施するものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない被災者

2 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

3 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第6 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所は、市の所有地で交通及び市民の生活に支障のない場所とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借上げて集積場所とする。

第24節 ボランティア活動の支援

【主な実施機関：市（社会福祉課、危機管理課）、吉野川市社会福祉協議会】

第1 方針

災害により大きな被害が発生した場合、災害応急対策を、迅速かつ的確に実施するためには、行政や関係機関の活動だけでは、十分に対応できないことが予測される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため、吉野川市社会福祉協議会と連携し、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動を実施できるよう支援する。

第2 ボランティア活動の受入

1 ボランティア団体等の受入

市及び関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や関係機関等が実施する応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

(2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

(3) ボランティアの所属

ア 組織や団体に属するボランティア

NGOやNPO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア

イ 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア

ウ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で実施する支援活動や資金・機材等の支援をする活動を実施する。

2 災害発生直後の情報提供

ボランティア活動を円滑に実施するため、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアニーズについて、情報を

提供する。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等からは、一般的に、次の活動についての協力を受ける。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

4 ボランティアセンターの設置・運営

(1) 設 置

社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会は、災害発生時に必要がある場合は、速やかに災害ボランティア活動の拠点となる、市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を効率的に推進する。

(2) 運 営

市災害ボランティアセンターの運営は、吉野川市社会福祉協議会が別に定める「吉野川市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき実施する。

第25節 義援金・義援物資の受入・配分

【主な実施機関：市（会計課、社会福祉課）】

第1 方針

市民及び他自治体等から被災者あてに送られた義援金・義援物資については、受付、保管、配分を確実、迅速に実施する。

第2 義援金の受入れ

1 受付窓口の開設

- (1) 義援金の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金を受付ける。
- (2) 金融機関に普通預貯金の口座を開設し、振込による義援金を受付ける。

2 受領書の発行

- (1) 受領した義援金については、寄託者に受領書を、発行する。
- (2) 1の(2)の口座への振込による義援金については、振込用紙をもって、受領書の発行に代える。

3 その他

- (1) 配分先等を指定された義援金
寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受付けた場合は、寄託者の意向に沿って処理する。
- (2) 報告
広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、市の義援金の受付状況について、委員会に報告する。

第3 義援物資の受入れの留意事項

義援物資の受入れを実施する際は、次の事項に留意する。

1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について実施する。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けない。

2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- (1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。

また、ニーズがない物資が、各避難所へ配分されるおそれがある。

このため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

- (2) なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じ、提供を依頼するとともに、一方的な送り出しは控えるよう依頼する。

3 受入体制の広報

円滑な義援物資の受入のため、次の事項について、ホームページや報道機関を通じ広報する。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受付窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため実施しない

4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって、過剰な義援物資が送付される場合があるため、市は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資を受入れる。

第4 義援金・義援物資の保管

1 義援金

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、第2の1の(2)の義援金受付口座に、預金・保管する。

2 義援物資

直接受領した義援物資及び県等から送付された義援物資については、第2編第2章第11節第4緊急輸送拠点の確保により開設された緊急輸送拠点に保管する。

第5 義援金・義援物資の配分

1 義援金配分委員会の設置

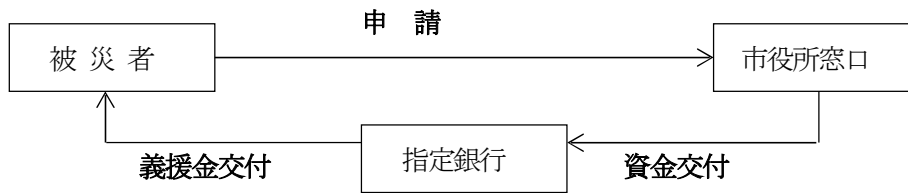
災害が発生し義援金が市に寄託された場合は、市義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定する。

ただし、広域的な災害のため、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その決定によるものとし、市に配分委員会は設置しない。

- (1) 配分基準及び配分方法
- (2) 被災者等に対する伝達方法
- (3) 義援金の収納額及び使途についての広報活動
- (4) その他義援金の受付・配分等に関する事項

2 義援金の給付方法

義援金の給付は、次の基本フローに準じて実施する。



3 義援物資の取り扱いに関する広報

必要に応じ、義援物資について、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を、報道機関等を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを随時更新する。

4 義援物資の配付方法

義援物資の配付は、第2編第2章第17節第2款食料供給及び第3款生活必需品等の供給のそれぞれの配付方法に準じて実施する。

第26節 公共土木施設等の応急対策

第1款 公共施設等

第1 方針

生活に密着した河川・道路等の公共土木施設や、鉄道施設、電気・ガス及び水道等のライフライン関係施設並びに通信施設の管理者は、災害発生後、必要に応じ、施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに、被災した所轄施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図る。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、及び危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じ、施設の点検・応急措置を、関係機関との相互協力により実施する。

第2 河川施設

【主な実施機関：市（建設課、監理課）、徳島県、四国地方整備局】

1 基本方針

各種調査の被害想定によると、河川堤防が地震により被災(沈下)し、これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次被害の想定される割合は、多くの河川で50パーセントを超えるものと予測されている。

災害(地震)により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

2 応急対策

- (1) 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。
- (2) 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を実施するとともに、内水の排除に努める。

3 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。

については、県を経由して国に災害の状況を報告し、国庫負担を申請するとともに、災害査定を受ける前に着工する必要がある場合は、事前に工法協議を行い、応急復旧を実施する。

第3 道路施設

【主な実施機関：市（建設課、監理課、水道課、下水道課）、徳島県、
四国地方整備局】

1 基本方針

- (1) 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決め、重点的に復旧工事を実施する。
- (2) 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊及び占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路を確保する。
- (3) 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

2 情報収集

被害を受けた道路及び交通状況等を速やかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報を収集するとともに、関係機関と密接に情報を交換する。

3 応急復旧活動

(1) 応急対策

ア 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度及び地下埋設物等の状態によって、種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら、緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員等の制限を付しても速やかに復旧し、開放する。

イ 道路占用施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通知し、適切な対処を要請するが、緊急のため、そのいとまがない場合は、通行の禁止及び現場付近への立入禁止等、住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後速やかに各施設管理者へ通報する。

(2) 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等、種々勘案の上、通行止めを避けながら、順次本復旧を進め、平常に復旧する。

4 重点路線

(1) 緊急輸送道路

徳島県が指定している災害時の道路ネットワークである「緊急輸送道路」の吉野川市内における区間に対して、早期に啓開等の応急対策を実施する。

緊急輸送道路（徳島県が指定する緊急輸送道路・吉野川市関連分）

区分	路線名	区間
第1次	国道192号	石井町境～吉野川市～美馬市境
第2次	国道193号	国道192号（吉野川市山川町）～吉野川市美郷支所
	国道318号	国道192号（吉野川市鴨島町）～吉野川市鴨島運動場
	県道3号 （志度山川線）	国道192号（吉野川市山川町）～徳島中央広域連合西消防署
	県道31号 （鴨島神山線）	国道192号（吉野川市鴨島町）～吉野川市役所
	県道122号 （板野川島線）	国道318号（吉野川市鴨島町）～市道西知恵島17号線（吉野川市鴨島町）
	県道139号 （船戸切幡上板線）	国道192号（吉野川市山川町）～市道南整理7号線（阿波市阿波町境）
	県道235号 （宮川内牛島停車場線）	徳島吉野線（阿波市吉野町境）～国道192号（吉野川市鴨島町）
	県道238号 （川島西麻植停車場線）	国道192号（吉野川市鴨島町）～独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院
	県道248号（奥野井阿波山川停車場線）	市道翁喜台6号線（吉野川市山川町）～国道192号（吉野川市山川町）
	吉野川市道西中須1号線	国道192号（吉野川市川島町）～市道南中須・久保田線（吉野川市川島町）
	吉野川市道南中須・久保田線	市道西中須1号線（吉野川市川島町）～吉野川県土整備事務所
	吉野川市道翁喜台6号線	吉野川市山川支所～県道248号奥野井阿波山川停車場線（吉野川市山川町）
	吉野川市道本郷・飯尾福井線	国道192号（吉野川市鴨島町）～徳島中央広域連合消防本部・東消防署
	吉野川市道西知恵島17号線	県道122号板野川島線（吉野川市鴨島町）～吉野川医療センター
	第3次	国道193号
県道125号 （市場学停車場線）		県道12号鳴門池田線（阿波市市場町境）～国道192号（吉野川市川島町）

緊急輸送道路（吉野川市が指定する緊急輸送道路）

路線名	区間
国道318号	国道192号（吉野川市鴨島町）～阿波中央橋南
県道30号徳島鴨島線	国道318号（吉野川市鴨島町）～県道235号宮川内牛島停車場線（吉野川市鴨島町）
県道122号板野川島線	国道318号（吉野川市鴨島町）～国道192号（吉野川市川島町）
吉野川市道本郷・上下島松元線	国道192号（吉野川市鴨島町）～国道318号線（吉野川市鴨島町）
吉野川市道知恵島中須賀・中郷線	県道30号徳島鴨島線（吉野川市鴨島町）～市道本郷・上下島松元線（吉野川市鴨島町）
吉野川市道西中須1号線	国道192号（吉野川市川島町）～市道南中須・久保田線（吉野川市川島町）
吉野川市道南中須・久保田線	市道西中須1号線（吉野川市川島町）～吉野川県土整備事務所
吉野川市道翁喜台6号線	吉野川市山川支所～県道248号奥野井阿波山川停車場線（吉野川市山川町）
吉野川市道本郷・飯尾福井線	国道192号（吉野川市鴨島町）～中央広域連合消防本部・東消防署
吉野川市道西知恵島17号線	県道122号板野川島線（吉野川市鴨島町）～吉野川医療センター

(2) 重要路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に実施するため、緊急輸送道路と一体となって主要防災拠点、避難所、物資保管場所等を連絡する道路を重要路線として、早期啓開等の応急対策を実施する。

5 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害の発生を発見した場合は、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

第4 電力施設

【主な実施機関：四国電力株、四国電力送配電株】

1 災害時における電力の供給

電気事業管理者は災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- (1) 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- (2) 需給バランスについて、系統上県内供給力が不足する場合においては、自家用発電設備を保有する需要家に対し、発電余力の受電について交渉するとともに、負荷の重要度に応じて供給力を確保する。

2 災害時における電気の保安

事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係機関と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため、当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、お客さまによるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を実施する。

3 災害時における応急復旧

災害の規模、被災施設の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材及び機動力等を最大限に活用して、四国電力及び四国電力送配電「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

第5 LPガス供給施設

【主な実施機関：市（商工観光課）、（社）徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所】

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により、延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピー協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生防止に努め、災害が発生した場合は、警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が実施するものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第6 上水道施設

【主な実施機関：市（水道課）】

1 復旧方針

- (1) 取水施設、浄水場、配水池の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- (2) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を実施して、断水地域を減少しながら進める。

2 応急対策

(1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において市の水道課が保有することが適当なものについては、事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は市の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

(2) 施設の点検

災害発生後、速やかに職員を派遣し、次により上水道施設の被害状況を把握する。

- ア 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに実施する。
- イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。
- ウ 次の管路については、優先的に点検する。
 - (ア) 主要管路
 - (イ) 給水拠点までの管路
 - (ウ) 道路等公共土木施設を占用している管路
 - (エ) 医療機関等重要施設までの管路

(3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

- ア 取水、浄水、配水施設
施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を実施する。
- イ 管路
漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水する等の措置を講じる。
- ウ 給水装置
倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水、導水施設

取水、導水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

(2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

(3) 管路

管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も

効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

ア 送・配水管の優先順位

(ア) 第1次重要管路

送水管及び主要配水管など給水上特に重要な管路とする。

(イ) 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

イ 給水装置の復旧

(ア) 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

(イ) 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから実施するが、その際緊急度の高い医療施設等は、優先して実施する。

(ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、(イ)の申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第7 下水道施設

【主な実施機関：市（下水道課）】

1 復旧方針

(1) ポンプ場及び終末処理場の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。

(2) 管路の復旧は、幹線を優先するとともに、水道施設の復旧状況と整合性を保ちながら進める。

2 応急対策

(1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の全てを下水道課が保有することは非効率的であることから、不足する資機材は建設資材業者及び他市町村から調達する。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに職員を派遣し、次により下水道施設の被害状況を把握する。

ア ポンプ場及び終末処理場の被害調査を各施設ごとに実施する。

イ 管路については、幹線等重要性が高いところから順次点検を実施するとともに、地上構造物の被害状況等についても把握する。

(3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

ア ポンプ場、終末処理場

停電のためポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等を活用し、ポンプ運転を行い、排水不能状態の回避に努める。

イ 施設全般

各施設の点検を行い、被害の発生している施設に対しては、箇所、程度等を勘案し緊急度の高いものから必要な措置を講ずる。

3 復旧対策

(1) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場の機能に重大な被害が発生した場合は、揚水機能の回復を最優先するとともに、各施設の被害箇所に必要な措置を講ずることにより処理機能の確保及び回復に努める。

(2) 管路

管路施設は、管路の継ぎ手部のズレやひび割れなどの被害箇所から土砂が流入し、管路の流下機能が低下することが予想されるため、管路施設の損壊のうち、処理機能に影響を及ぼすものは、幹線等重要性が高いものから順に直ちに復旧活動を実施する。

第8 通信設備の応急復旧計画

【主な実施機関：NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ】

1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を実施する。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備、移動無線局等の発動
- ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両、工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

(2) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県及び指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

ア 重要通信の確保

(ア) 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用し、重要回線を確保する。

(イ) 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。このため、必要がある場合には、その他の通信の利用規制を実施する。

イ 特設公衆電話の設置

(ア) 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため、特設公衆電話を設置する。

(イ) 特設公衆電話の設置場所は、県及び行政機関と連携し、選定する。

- ウ 災害用専用基地局の運用
 - (ア) ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約7 km・360度のエリアカバーを目指す。
 - (イ) 移動基地局車の運用では、被災箇所の孤立を防止する。
- (4) 災害のため通信が途絶した場合、若しくは通信の利用制限を行った場合は、トーキ装置による案内、広報車、報道機関及び窓口掲示等の方法により、次の各項について周知する。
 - ア 被災区間又は場所
 - イ 回復見込み日時
 - ウ 通信途絶、利用制限の理由
 - エ 通信途絶、利用制限の内容
 - オ 通信利用者に協力を要請する事項
 - カ その他の事項
- (5) 大規模災害発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

3 回線の復旧順位

災害により、電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災状況に応じた措置により、回線の復旧を図るが、復旧順位は、社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

- (1) 第1順位の復旧
 - 気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛関係及び輸送通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの
- (2) 第2順位の復旧
 - ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの
- (3) 第3順位の復旧
 - 第1順位、第2順位に該当しないもの

第9 危険物施設

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部】

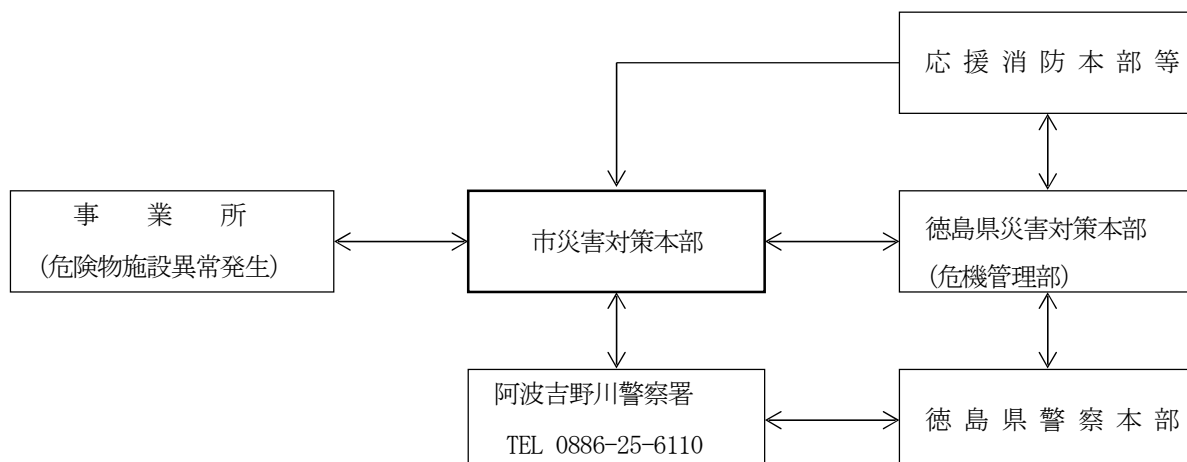
1 応急処置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者
 - ア 災害が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつ速やかに実施する。
 - イ 必要な場合は、従業員、顧客又は付近の住民に避難するよう警告する。
 - ウ 被害状況等について、消防機関、警察署等関係機関に報告する。
- (2) 市
 - ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認める場合は、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の住民に対して避難、立退きを指示する。

イ 火災の防御は、自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが、特に火災の状況、規模、危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。

ウ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

2 通報体制



第2款 農業用施設等

第1 方針

農業用水利施設については、洪水・湛水等の災害を防止し、応急対策活動に必要な緊急水利を確保するため、被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに、本市における農業生産の占める重要性に鑑み、人心の安定及び農産物の生産を維持するため、所要の措置を講ずる。

第2 農業用施設の応急措置

【主な実施機関：市（農林業振興課、建設課、監理課）、
吉野川農林事務所、土地改良区】

土地改良区等農業団体の協力を得て、次により農業用施設の応急措置を実施する。

1 頭首工等

頭首工の余水吐、土砂吐や水路の余水吐等の保全について必要な措置をとるとともに、洪水の危険がある場合は、洪水の流下を阻害しないよう所要の措置を講ずる。

2 用排水路

用排水路、河川等については、護岸堤防のクラック、崩壊土等による通水断面の縮小等について点検し、水路の決壊を防止する。

なお、施設に損壊を認めた場合は、通常の水通に支障のない程度の応急復旧工事を実施する。

3 排水機場等

排水機場等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう、原動機の点検、スピンドル等の防錆措置を実施するとともに、操作位置までの連絡道路を確保する等、所要の措置を講ずる。

4 排水ポンプ

ポンプ排水を実施している地域については、ポンプ場に浸水のおそれがある場合は、土のう等により浸水を防止し、ポンプ場の機能確保に努める。

なお、ポンプ場の機能を失った場合は、移動用ポンプ等により内水を排除する。

5 工事中の施設

工作物築造中の現場については、仮締切の点検補修を実施するとともに、建設機械・機材等の管理収拾を実施する等、洪水に対する所要の措置を講ずる。

第3 農産物の応急措置

【主な実施機関：市（農林業振興課）、吉野川農林事務所、
徳島県農業協同組合】

市域における農産物の基幹作物について、必要と認める場合は、徳島県農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を講ずる。

1 種子等の確保

作物によっては、播種等の時期を失すると収穫に壊滅的打撃を受ける等のため、必要と認める場合は、国、県に応援を要請するとともに、市内外の非被災農家及び種苗業者等に協力を依頼し、徳島県農業協働組合等農業団体を通じ、種子等の収集及び配付する。

2 病虫害の駆除

病虫害の異常発生又はまん延の可能性があると認める場合は、農作物の被害を防止するため、徳島県農業協働組合等農業団体と一体となって、防除活動を実施する。

第27節 教育対策

【主な実施機関：市（教育総務課、学校教育課、こども未来課、各こども園）、各学校、県】

第1 方針

災害のため、通常の保育・学校教育の実施が困難になった場合は、こども園・各学校（小・中学校）等と緊密に連携し、関係機関と協力し、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、応急保育及び応急教育を実施する。

1 実施責任者

- (1) こども園における応急保育は、市（こども未来課）が実施する。
- (2) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
- (3) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施する。

第2 園児・児童・生徒の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市教育委員会は、学校長に対し、市（こども未来課）は園長に対し、被害状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長及び園長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けた場合は、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。
- (3) 学校長は、必要に応じ災害情報等を児童・生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては、混乱を防止するよう配慮する。
- (4) 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。園長は市（こども未来課）に報告する。

2 園児・児童・生徒の登校（園）時間内の緊急措置

(1) 避難等の指示

学校長及び園長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内（園内）では園児・児童・生徒に危険が及ぶと判断した場合、又は消防職員から指示のあった場合は、安全な避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、職員は個々に指示する。

(2) 下校（降園）時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は職員による引率等の措置を講ずる。

園長は、保護者への引き渡しを、確実に実施する。

(3) 校（園）内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、児童・生徒を校内に保護し、保護者への連絡に努める。

園長は保護者の到着まで園児を保護する。

(4) 保健衛生対策

学校長及び園長は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、園児・児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

(5) 臨時休校・休園の措置

学校長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずる。この場合、定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告する。

園長は市（こども未来課）に報告する。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会又は市（こども未来課）は、状況に応じて保護者への連絡方法として、ラジオ、テレビ等の活用を検討する。

(6) 学校長又は園長不在時の対応

災害発生時に学校長（園長）が不在の時は、指定する職員が学校長又は園長の代行としてその職務を実施し、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲される。

3 園児・児童・生徒の登校（園）時間外の緊急措置

(1) 被害状況の把握

学校長及び非常参集した職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告する。

園長は市（こども未来課）に報告する。

(2) 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。

この場合、定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会又は市（こども未来課）に報告する。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会又は市（こども未来課）は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

(3) 学校長又は園長不在時の対応

災害発生時に学校長又は園長が不在の場合は、在校又は在園している最上格の職員が学校長又は園長の代行としてその職務を実施し、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲される。

第3 応急保育・応急教育の実施

1 教育施設の確保等

(1) 学校長及び園長と相互に協力し、次の方法により施設等を確保する。

ア 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各学校（園）において速やかに応急修理を実施し、授業を実施する。

イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を実施する。

応急保育の実施については検討する。

ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設施設の建設等の方法により、保育・授業を再開する。

(2) 保育・教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、園児・児童・生徒の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおく。

特に、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた園児・児童・生徒に対しては、心のケアに十分配慮する。

(3) 学校長及び園長は、災害状況の推移を把握し、教育委員会又は市（こども未来課）と密接に連絡の上、平常授業（保育）に戻すよう努め、その時期については、広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡する。

(4) 災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処する。

2 学校給食対策

(1) 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策を立案し、学校給食の早期開始に努める。

(2) 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食に変更する。

(3) 災害発生後、授業及び学校給食が実施される場合は、学校長は教育委員会と協議し、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置及び給食に必要な物資を調達する。

(4) 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼及び一般救援物資の利用等により確保する。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、県（権限を委任された場合は市）が実施する。

(1) 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童・生徒に対して、必要最小限の学用品を支給する。

(2) 支給品目

ア 教科書

教科書、教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(3) 支給期間

災害発生時から教科書は1カ月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

(4) 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

4 学用品の調達及び支給

(1) 教科書

ア 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を要請又は市内の学校及び他市町村に対し、使用済みの古書の供与を依頼する。

イ アによってもなお不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

(2) 学用品

ア 災害救助法の適用を受けた場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告をとりまとめて、県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童・生徒に対し、市が支給する。

(イ) 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。

(ウ) 県が職権を市、教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

イ その他の場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告をとりまとめ、市において調達の上、支給する。

(イ) (ア)によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

5 就学援助費の支給等

(1) 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給等を実施し、就学を保障する。

(2) 就学援助費の支給

ア 対象となる児童・生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支

給する。

イ すでに準要保護に認定された児童・生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給する。

6 学校が避難所となる場合の措置

- (1) 避難所の開設は、市の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要する場合は、学校長又は園長の判断により施設の安全を点検した後、開設することができる。
- (2) 避難所の運営は、市が自主防災組織等の協力を得て運営するが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援する。
- (3) 教育委員会及び学校長（園長）は、避難所が設置されている間は、避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を実施する場であることに鑑み、早期の授業再開に努めるものとする。
- (4) 教育委員会及び学校長（園長）は、避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、市災害対策本部と必要な協議・調整を実施する。

第28節 災害警備対策

【主な実施機関：市（危機管理課）、阿波吉野川警察署】

第1 方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命財産を災害から保護し災害地における社会秩序や治安を維持するため、警察等と連携した活動を実施する。

第2 実施責任者

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の発生を防御し又は被害の拡大を防止するために、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地における社会秩序の維持にあたるものとする。

第3 災害警備体制

災害に対処する警備体制は、次のとおりとする。

1 災害警備連絡室別

- (1) 県内で震度4の地震が発生した場合
- (2) 県内に津波注意報が発表された場合
- (3) 管内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮警報が発表された場合等、災害の発生が予想される場合
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

2 災害警備本部

- (1) 県内で震度5弱の地震が発生した場合
- (2) 県内に津波警報が発表された場合
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

3 非常災害警備本部

- (1) 県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 県内に大津波警報が発表された場合

第4 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を実施する。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 被災実態の把握
- 3 被災者の救出及び負傷者等の救護
- 4 行方不明者の搜索
- 5 危険箇所の警戒及び市民に対する避難の指示並びに誘導
- 6 災害警備活動のための通信確保
- 7 不法事案等の予防及び取締り

- 8 被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- 9 避難路及び緊急輸送道路の確保
- 10 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- 11 広報活動
- 12 遺体の見分、検視
- 13 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第5 その他

災害警備については、本計画に定めるほか、徳島県警察災害警備計画及び署災害警備計画の定めるところによる。

第29節 応急金融対策

【主な実施機関：市（社会福祉課、商工観光課、農林業振興課）】

第1 方針

災害により被害を受けた市民に対し、生活の安定及び住宅や事業の復旧のため、必要な資金を融通又は斡旋する。

第2 内容

1 生活福祉資金（災害援護資金） ※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

○ 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

2 災害復興住宅資金 ※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

○ 融資対象

ア 建設資金

被災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた場合

イ 補修資金

補修に要する額が10万円以上の被害を受けた場合

ウ 整地資金

建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を実施する場合

エ 土地取得資金

宅地が流出して新たに宅地を取得する場合

オ 移転資金

補修する家屋を移転する場合

3 災害対策資金 ※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

○ 融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、事務所及び主要な事業用資産で天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けたもの

4 農林業関係融資

(1) 日本政策金融公庫資金

- ア 農業関係資金
 - 農業基盤整備資金
 - 農林漁業セーフティネット資金
 - 農業経営基盤強化資金

- イ 林業関係資金 林業基盤整備資金
 農林漁業セーフティネット資金
 農林漁業施設資金

(2) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合は、農協、森林組合等を通じて融資する。

(3) 県単農業災害対策特別資金

県が融資要綱で指定する災害により、被害を受けた農業者が、天災資金又は自作農維持資金を要綱で定めた利率以内で借受ける場合に、当該資金の融資機関に対して、県及び市町村で利子補給を実施し、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

(4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じ、経営の安定に資する。

第30節 労務

【主な実施機関：市（総務課）】

第1 方針

災害応急対策を円滑確実に実施するため、必要な要員を確保する。

第2 内容

1 動員の順序

災害対策要員が不足等する場合は、概ね次の順序で動員等を実施する。

- (1) 奉仕団の動員
- (2) 労務者の雇用
- (3) 従事命令による確保

2 応援要請

災害の程度により、奉仕団又は労務者等による作業が不可能な場合又は不足する場合は、次の事を示し、県等に応援又は派遣を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 奉仕団の編成及び活動

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は各団体別に編成する。奉仕団に名称を付し、団長・班長等を置き、平常時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即して編成する。

(2) 奉仕団の作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資・資材の輸送
- エ 応急復旧作業現場における危険をとまなわない軽易な作業

4 労務者等の雇用

災害応急対策の実施が市及び奉仕団の動員で不足し、また、特別作業のため技術的な労力が必要な場合は、労務者を雇用する。

(1) 労務者雇用の範囲

ア 被災者の避難のための人員

避難で誘導人員を必要とする場合

イ 医療・助産の移送人員

医療班では処理できない重傷患者、もしくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院・診療所に運ぶための人員又は医療班の移動に伴う人員

ウ 被災者の救出

被災者を救出するための人員を必要とする場合、及び被災者救出に必要な機械器具・資材の操作又は後始末に、人員を必要とする場合

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配付等に、人員を必要とする場合

オ 救助物資の支給

被服・寝具その他生活必需品、学用品、医療品、衛生材料及び炊出用品の整理・輸送又は配付に、人員を必要とする場合

カ 遺体の捜索・処理

遺体の捜索に要する機械器具、その他資材を捜査し、また遺体の洗浄・消毒等処理遺体を仮安置所まで輸送するための人員を必要とする場合

上記以外の救助作業のため人員の必要が生じた場合は、次の事項を付して県へ申請する。

(ア) 人員の雇用を要する目的又は救助種目

(イ) 人員の所要人数

(ウ) 雇用を要する時間

(エ) 理由

(オ) 地域

(2) 労務者雇用の期間

各救助の実施期間中

5 従事命令等

災害応急対策実施のための人員が、一般奉仕団の動員及び労務者の雇い上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がない場合、もしくは緊急の必要があると認める場合は、従事命令又は協力命令を執行する。

従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71	知事・市町村長 (委任を受けた場合のみ)
	協力命令	〃	〃
災害応急対策作業 (災害応急措置)	従事命令	災害対策基本法 65. 1	市町村長
		災害対策基本法 65. 2	警察官、海上保安官
〃	〃	警察官職務執行法 4	警察官
消防作業	〃	消防法 29. 5	消防吏員、消防団員
水防作業	〃	水防法 24	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

6 記 録 等

労務者を雇用し及び奉仕団の奉仕を受けた場合は、次の書類帳簿を整備する。

- (1) 出役表
- (2) 賃金台帳
- (3) 奉仕団の名称及び人員・氏名
- (4) 奉仕した作業内容及び期間
- (5) その他参考事項

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方針.....	2-186
第2節	公共施設災害復旧事業計画.....	2-186
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	2-187
第4節	被災者の生活再建等の支援.....	2-189
第5節	計画的復興.....	2-194

第3章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

被災地域の再建を実施するため、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議し、原状復旧又は中長期的な計画復興のいずれにするかを検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

【主な実施機関：市(関係各課)】

第1 方針

災害により被災した市の公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を実施する事業計画を策定する。

災害復旧計画は、災害の種類によって、次の計画種別による。

なお、県警察及び県と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態を把握する等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底する。

第2 災害復旧事業計画

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (3) 道路
 - (4) 上下水道
 - (5) 公園の各施設
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地農業用施設
 - (2) 林業用施設
 - (3) 共同利用施設の各施設
- 3 教育施設災害復旧事業計画
- 4 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
- 5 都市施設災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 官庁建物等災害復旧事業計画
- 9 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

【主な実施機関：市(関係各課)】

災害復旧事業費の決定は、市長の報告、その他、市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律に基づき、援助される事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (11) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 社会福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症予防施設災害復旧事業
 - サ 感染症予防施設事業
 - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 水防資材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- カ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 方針

災害が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等、大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより、住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る。

第2 災害ケースマネジメントの実施

被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントを実施する。

災害中間支援組織は、県及び市町村の災害対策本部との連携を図るとともに、県内外の支援機関からの支援要望に対し、県や市と連携し、その活動調整を実施するものとする。

1 アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握する。

2 官民連携による被災者支援

地域の被災者支援の担い手となる社会福祉協議会、NPO法人、士業（弁護士・建築士等）、研究者等有識者、民生委員及び自主防災組織等と連携した被災者支援を実施する。

3 被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、情報共有を図り（情報共有会議）、支援方針を検討し（ケース会議）、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合わせることで総合的な支援を実施する。

4 支援の継続的な実施

被災者の生活再建のプロセスに寄り添い、継続的に支援するため、「アウトリーチによる課題の把握、情報共有会議、ケース会議による支援方針の決定、支援の実施」を繰り返し行う「伴走型支援」を実施し、生活再建に向けた進捗の確認や支援方針等の修正を実施する。

第3 被災者見守り・生活相談等

被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務を実施する。

また、徳島官公庁等行政苦情相談連絡協議会（事務局：徳島行政監視行政相談センター総務省徳島行政評価事務所）においても、必要に応じ、関係機関等と協議の上、被災者のための特別行政相談所を開設する。

加えて、被災者の孤立防止等のための見守りや相談支援を通して、各専門相談機関と連携し早期の生活再建に向けた総合的な支援を実施する「地域支え合いセンター」を設置する。

第4 災害弔慰金等支給・貸付け

【主な実施機関：市（社会福祉課）、徳島県】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び吉野川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年吉野川市条例第119号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを実施する。

1 災害弔慰金の支給

支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族及び災害関連死と認定された住民の遺族

※災害弔慰金等支給・貸付；資料編14. その他の資料

2 災害障害見舞金の支給

支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

※災害弔慰金等支給・貸付；資料編14. その他の資料

3 災害援護資金の貸付け

貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

※災害弔慰金等支給・貸付；資料編14. その他の資料

4 災害関連死の認定

災害関連死の認定は、災害関連死審査会で認定する。このため、あらかじめ必要な条例を整備する。

第5 雇用機会の確保

【主な実施機関：市（社会福祉課）、徳島労働局、公共職業安定所】

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、徳島労働局及び公共職業安定所が、速やかに職業の確保を図ることとしている。

被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

1 生活相談窓口の活用

第6生活相談の実施において設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を実施するとともに、離職者の状況を把握する。

2 県への要請等

1により把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は、県に対し次の事項を要請する。

(1) 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の市内への設置

(2) 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第6 市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置

【主な実施機関：市（税務課）】

災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、吉野川市税条例（平成16年吉野川市条例第65号）又は吉野川市国民健康保険税条例（平成16年吉野川市条例第145号）により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

※納税緩和処置；資料編14. その他の資料

第7 応急融資

【主な実施機関：市（社会福祉課、農林業振興課）】

災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋する。

※災害応急金融対策；資料編14. その他の資料

1 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

貸付対象

災害により被害を受けた者（低所得世帯）で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯。

2 災害復興住宅資金

融資対象

（1）建設・購入資金

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付された場合

（2）補修資金

住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」を交付された場合

（3）整地資金

建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合

（4）土地取得資金

宅地が流出して新たに宅地を取得する場合

（5）引方移転資金

補修する家屋を移転する場合

3 災害対策資金

融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は医療法人等であって、事務所及び主要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けた者

4 農林業関係融資

(1) 日本政策金融公庫資金

ア 農業関係資金

- (ア) 農業基盤整備資金
- (イ) 農林漁業施設資金
- (ウ) 農林漁業セーフティネット資金

イ 林業関係資金

- (ア) 林業基盤整備資金
- (イ) 農林漁業施設資金
- (ウ) 農林漁業セーフティネット資金

(2) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)」、いわゆる天災融資法が適用された場合、農協、森林組合等を通じて融資する。

(3) 被害農家災害経営資金等利子補給補助金

天災融資法で指定された天災により損失を受けた農林漁業者が再生産を行うために必要な経営資金を借り受ける場合に、実質金利を引き下げするために市町村が融資機関に対し行う利子補給に対して補助金を交付する。

(4) 農業災害対策特別資金利子補給補助金

県が指定した災害により被害を受けた農業者が被害農家災害経営資金を借り受ける場合に、実質金利を引き下げするために市町村が融資機関に対し行う利子補給に対して補助金を交付する。

(5) 勤労者ライフサイクル資金(災害費)

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付けし、被災者の生活の安定化を図る。

第8 生活相談の実施

【主な実施機関：市(社会福祉課、各支所)】

災害により被害を受けた住民が速やかに再起更正できるよう、臨時相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が実施されるよう、努める。

なお、臨時相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を実施する。

第9 安否不明者等の氏名等の公表

【主な実施機関：市(総務課)】

- 1 安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定し、迅速な捜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮し、公表する。
- 2 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報を収集する。
- 3 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携のうえ、一連の手続きを整理したマニュアルを活用して、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。なお、県は、市

に公表する内容を事前に連絡する。

- 4 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第10 罹災証明書の交付

【主な実施機関：市（税務課、建築営繕室）】

1 体制の整備

罹災証明書の交付を遅滞なく実施する。このため、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体、及び不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結並びに応援の受入れ体制の構築等を、計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する。

また、住宅被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局と、応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有・連携について、あらかじめ検討する。

2 災害時の対応

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定検討等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第11 被災者台帳の作成等

【主な実施機関：市（関係各課）】

必要に応じ、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した、被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する。

また、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第12 応急危険度判定体制等の整備

【主な実施機関：市（建築営繕室）】

被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成、認定・登録及び被災時を想定した訓練を実施するとともに、緊急時に対応できる体制を整備する。

第13 被災中小企業の被害状況の調査体制の整備

【主な実施機関：市（商工観光課）】

あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備する。

第5節 計画的復興

【主な実施機関：市(全課)】

第1 方針

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、速やかな復興計画の策定について定める。

第2 復興計画の策定

大規模な災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることが考えられる。

そのため、市及び県は、事業を速やかに実施するため、第1節の復旧・復興の基本方針に基づき、具体的な災害復旧・復興計画を策定するものとし、この計画では、まちなみ復旧・復興計画、産業復旧・復興計画及び生活復旧・復興計画並びにその事業手法、財源確保、推進体制を具体的に定める。

また、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進める。

第3 留意事項

市及び県は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を促進する。

第3編

地震対策

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第1章 総則

第1節	計画の性格.....	3-1
第2節	各種調査とその被害想定.....	3-1

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「吉野川市地域防災計画」に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も合わせて定めた、吉野川市防災会議が作成する計画であり、市域の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策を定める。

この計画に定めのない事項については、別途「吉野川市地域防災計画（第2編共通対策）」に定める。

第2節 各種調査とその被害想定

第1 各種調査

1 中央構造線活断層調査

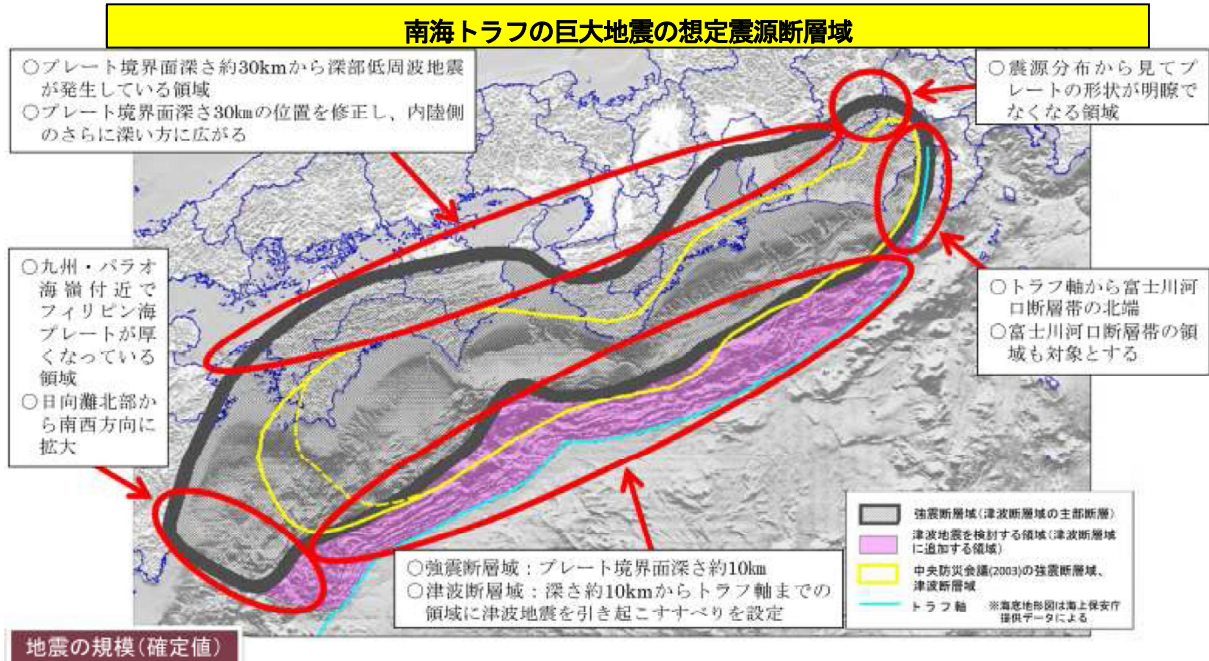
平成9年度から平成11年度にかけて、本県を東西に縦断する中央構造線活断層系について調査を実施したもので、讃岐山脈の南縁を東西方向に通り東側から鳴門断層、鳴門南断層、板野断層、神田断層、父尾断層、井口断層、三野断層、箸蔵断層、池田断層、佐野断層に区分され、活動履歴は、鳴門市から池田町までの主要な断層は16世紀後半から17世紀初頭頃に活動し、大規模な地震(M8前後)が発生した可能性が高いとされ、活動履歴から考えられる地震の再来間隔は1,100～1,700年程度と考えられる。

評価としては、最新の活動期からの経過年は400～450年であり、県内の中央構造線活断層系全体が活動するような地震は当面さし迫っていないと判断される。

ただし、400～450年の経過年でもM7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、短い区間の断層が単独で活動する可能性がある。

2 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

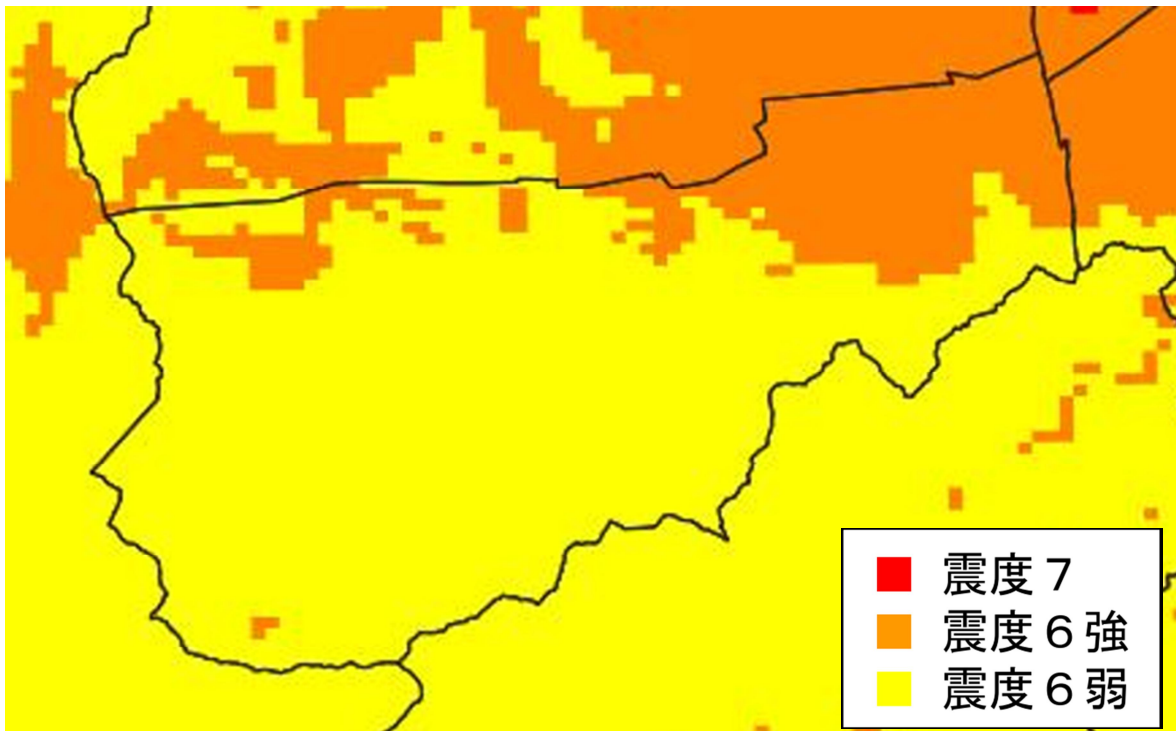
県は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえ、被害想定等の見直しを行った。



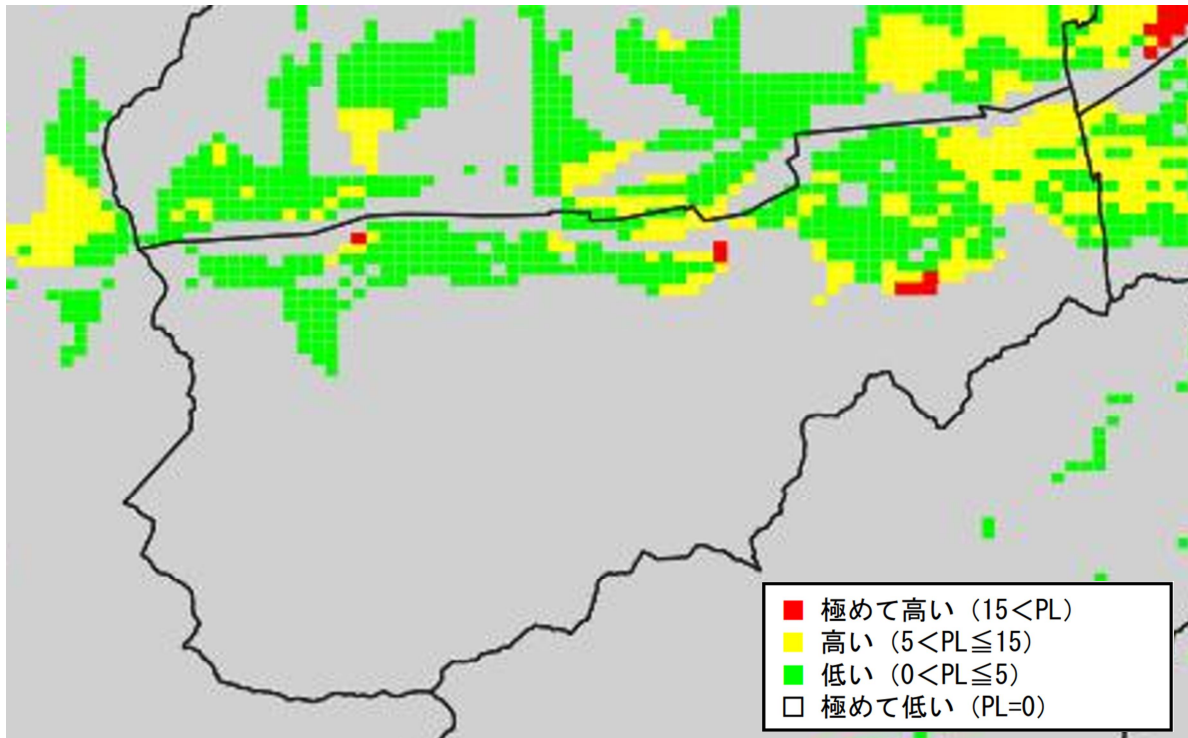
	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

(1) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(令和8年2月4日公表)

ア 南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



イ 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



ウ 建物全壊・焼失棟数

単位：棟

	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏昼	冬夕	冬深夜	夏昼	冬夕
吉野川市	1,200	10	10	0	10	10	80	1,300	1,300	1,300

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

エ 建物半壊棟数

単位：棟

	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
吉野川市	3,200	30	30	0	-	3,300

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

オ 死者及び負傷者数

単位：人

		吉野川市	
		死者数	負傷者数
揺れ	冬深夜	80	760
	うち家具転倒	10	100
	夏昼	40	680
	うち家具転倒	※	80
	冬夕	50	560
	うち家具転倒	※	80
急傾斜	冬深夜	※	※
	夏昼	※	※
	冬夕	※	※
津波	冬深夜	0	0
	うち自力脱出困難者	0	0
	夏昼	0	0
	うち自力脱出困難者	0	0
	冬夕	0	0
	うち自力脱出困難者	0	0
火災	冬深夜	※	※
	夏昼	※	※
	冬夕	※	※
ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	冬深夜	0	0
	夏昼	※	20
	冬夕	※	50
合計	冬深夜	80	770
	夏昼	40	710
	冬夕	60	610

- 1) ※は、若干数を表す。
- 2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

カ 上水道

	給水人口 (人)	復旧給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
吉野川市	36,300	36,300	91	33,100	65	23,800	43	15,600	7	2,500

- 1) 断水率= (管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口) / 全給水人口
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

キ 下水道

	処理人口 (人)	復旧対象人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口
吉野川市	19,900	19,900	3	600	3	600	0	0	0	0

1) 支障率 (直後～1週間後) =

(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口) / 全処理人口

2) 支障率 (1ヵ月後) = 管路・処理場被害による支障人口 / 全処理人口

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

ク 電力

	電灯軒数 (軒)	復旧対象電 灯軒数 (軒)	直後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
吉野川市	22,000	22,000	100	22,000	50	10,900

1) 停電率= (需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数) / 全電灯軒数

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

ケ 通信 (固定電話・インターネット)

	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
			不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数
吉野川市	3,900	3,900	100	3,900	50	1,900

1) 不通率=

(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通軒数) / 全回線数

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

コ 避難者 (冬夕)

	人口 (人)	津波警報解除後当日			1週間後			1ヵ月後		
		避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
		吉野川市	35,780	3,500	2,300	5,800	4,400	4,400	8,700	2,300

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

サ 災害関連死

	冬深夜	夏昼	冬夕
吉野川市	10～30	10～10	10～30

(2) 徳島県津波浸水想定（令和7年9月）

令和7年3月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震被害想定」を踏まえ、県独自の「津波浸水想定」を公表した。

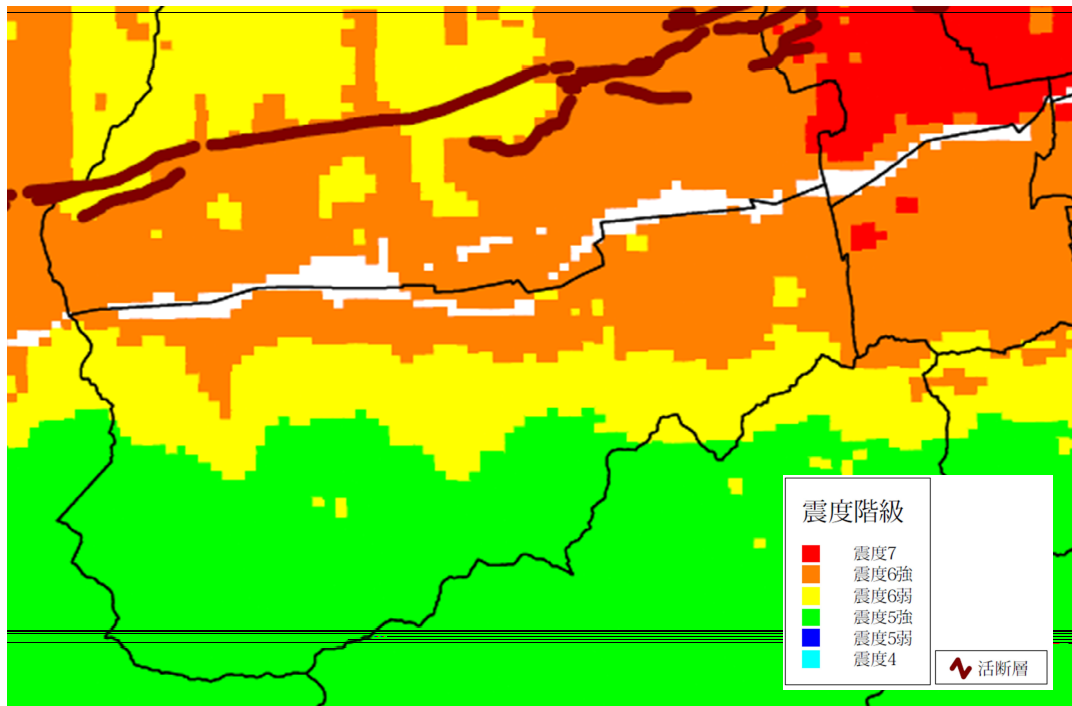
なお、本市は津波による浸水及び被害は想定されていない。

3 徳島県中央構造線・活断層地震を想定した被害想定等

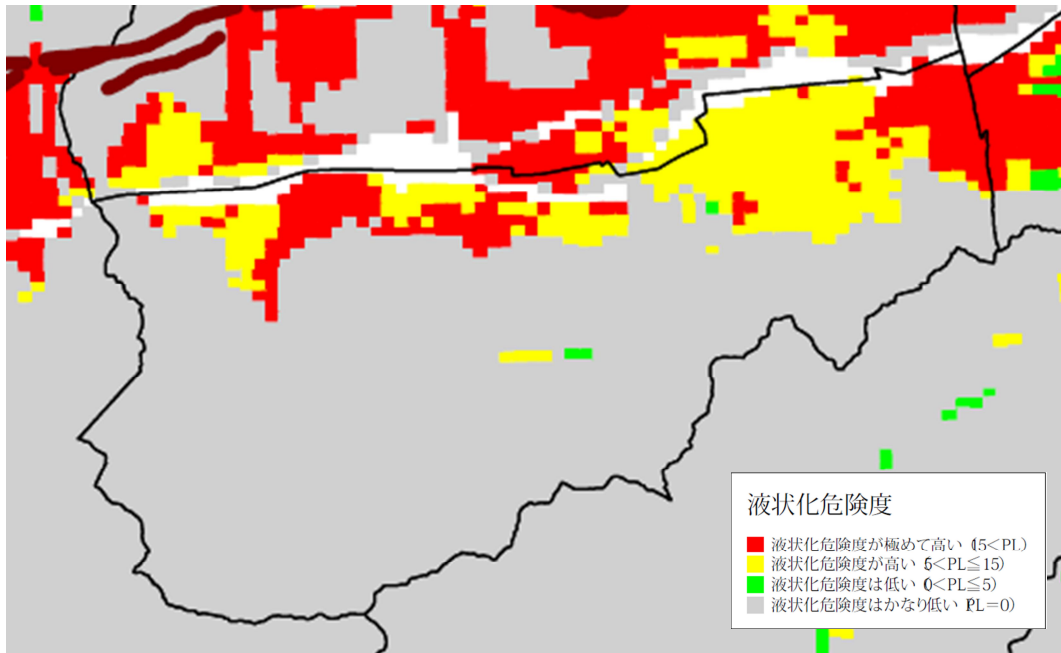
県は、平成29年3月「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布」を公表している。また、平成29年7月「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」を公表している。

(1) 徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図並びに徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布

ア 徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図【H29.3.30 徳島県公表】

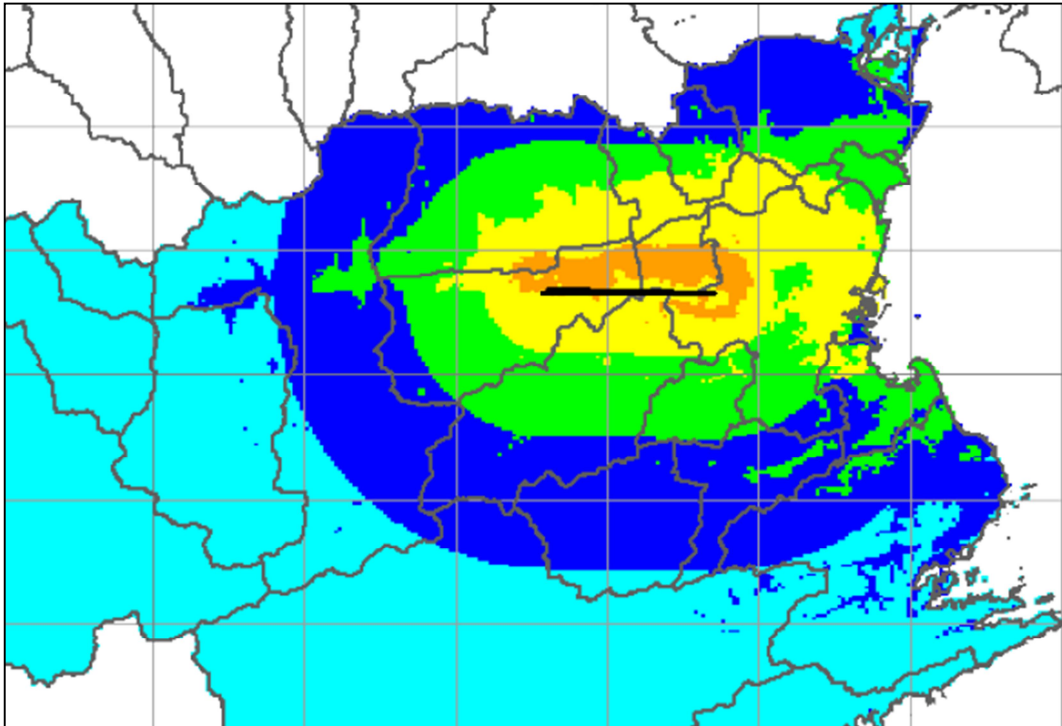


イ 徳島県中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布【H29. 3. 30 徳島県公表】



ウ 徳島平野南縁断層帯地震 震度分布図【H29. 3. 30 徳島県公表】

- 注：1 中央構造線活断層（讃岐山脈南縁）以外の8活断層の内、本市に影響を及ぼす活断層として所在する徳島平野南縁活断層の震度分布を掲載した。
- 2 徳島平野南縁断層帯は、平成29年12月19日に地震調査研究本部推進本部が公表した「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」においては、上浦－西月ノ宮断層として記載されている。



断層名：徳島平野南縁断層帯
 種別：その他
 長さ (km)：12.7 km
 地震規模 (Mw)：6.3

■：震度7
 ■：震度6強
 ■：震度6弱
 ■：震度5強
 ■：震度5弱
 ■：震度4
 ■：震度3以下

(2) 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定【H29. 7. 25 徳島県公表】

ア 建物全壊・焼失棟数

	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
吉野川市	2,500	20	10	—	10	10	300	2,600	2,600	2,900

イ 建物半壊棟数

	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
吉野川市	4,200	520	20	—	—	4,700

ウ 死者及び負傷者数

		吉野川市	
		死者数	負傷者数
揺れ	冬深夜	170	1,100
	うち家具転倒	10	210
	夏12時	100	690
	うち家具転倒	※	120
冬18時		120	770
	うち家具転倒	※	130
急傾斜	冬深夜	※	※
	夏12時	※	※
	冬18時	※	※
津波	冬深夜	—	—
	うち自力脱出困難者	—	—
	夏12時	—	—
	うち自力脱出困難者	—	—
冬18時		—	—
	うち自力脱出困難者	—	—
火災	冬深夜	※	※
	夏12時	※	※
	冬18時	※	10
ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	冬深夜	※	※
	夏12時	※	30
	冬18時	※	50
合計	冬深夜	170	1,100
	夏12時	100	720
	冬18時	130	840

※は、若干数を表す。

エ 上水道

	給水人口 (人)	復旧給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
吉野川市	43,200	42,400	97	41,200	82	34,800	62	26,300	13	5,500

オ 下水道

	処理 人口 (人)	復旧対 象人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
			支障率 (%)	支障 人口	支障率 (%)	支障 人口	支障率 (%)	支障 人口	支障率 (%)	支障 人口
吉野川市	20,700	20,300	10	2,000	10	2,000	10	2,000	0	0

カ 電

力

	電灯軒数 (軒)	復旧対象電 灯軒数 (軒)	直後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
吉野川市	21,200	20,800	100	20,800	54	11,200

キ 通信 (固定電話)

	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
			不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数
吉野川市	13,600	13,400	100	13,400	54	7,200

ク 避難者 (冬18時)

	人口 (人)	1日後			1週間後			1ヵ月後		
		避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
		吉野川市	44,020	5,300	3,600	8,900	7,200	7,200	14,400	3,900

第2 地域防災計画での取り扱い

大規模な地震が発生した場合を想定し、その被害を予測し、今後進める防災対策の基礎資料とするため、各種の被害想定調査が実施されている。

特に、徳島県が公表した南海トラフ巨大地震被害想定や徳島県中央構造線・活断層地震被害想定は、南海トラフ巨大地震や活断層地震が発生した場合の人的・建物被害の様相や、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、被害軽減に向けた予防対策はもとより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な対策を検討するための基礎資料とされている。

また、発災後の被害の様相を幅広く示し、被害後の生活を具体的にイメージすることによって日頃からの備えの必要性について県民の理解を深めることも目的としている。

このようなことから、これらの被害想定を基礎資料として捉え、今後、市の防災対策の検討、及び市民の防災意識の向上に活用し、もって市の総合的な防災能力の向上を図る資料とする。

第2章 災害予防

第1節	建築物等の耐震化.....	3-11
第2節	都市防災機能の強化.....	3-14
第3節	土砂災害等予防対策.....	3-16
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	3-16
第2款	液状化対策.....	3-20
第3款	宅地防災対策.....	3-21
第4款	農業用ため池対策.....	3-22
第4節	水道施設の整備.....	3-24
第5節	危険物等の災害予防対策.....	3-26
第6節	火災等予防対策.....	3-28
第7節	活断層変位による災害の予防対策.....	3-32
第8節	吉野川市業務継続計画（BCP）.....	3-33
第9節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	3-34

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

【主な実施機関：市(危機管理課、財務課、建築営繕室、社会福祉課、長寿いきがい課、学校教育課、教育総務課、生涯学習課)】

第1 方針

県は、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震の2つの大規模地震のリスクに対峙しており、地震対策を積極的に進めるため、南海トラフ巨大地震について、令和7年に見直し、中央構造線・活断層地震については平成29年に被害想定を公表し、人的被害、建物被害及びライフライン被害など被害の様相や、建物の耐震化を踏まえた被害軽減を示した。

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は極めて重要であり、新設の建築物については、耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても、耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた、特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言等を実施し、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図る。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保について、より一層強化を図る。

第2 建築物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化の促進

(1) 広 報

広報紙等により、建築物の耐震化に関する意識を啓発する。

(2) 所有者等への指導

市内にある多数の者が利用する施設、病院、ホテル及び旅館等の建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を指導する。

(3) 耐震診断・耐震改修

木造住宅について、耐震診断及び耐震改修に対する補助事業を実施している。今後も継続して事業を進めるとともに、市民への啓発を図る。

(4) 耐震改修促進計画

具体的な耐震化の目標を定めた「吉野川市耐震改修促進計画」を平成20年1月に策定してい

る。この計画に基づき、耐震改修を進めていくとともに、必要に応じて見直しを実施する。

2 防災対策拠点施設の耐震化の推進

大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」とし、その耐震性を確保する。

(1) 防災上重要建築物

ア 本庁舎

イ 各支所（川島、山川、美郷）

ウ 避難収容拠点となる公共施設

鴨島公民館、文化研修センター、市民プラザ、川島体育館、山川体育館、アメニティセンター、ふるさとセンター

エ 避難収容拠点となる学校施設

鴨島小学校、飯尾敷地小学校、鴨島東中学校、鴨島第一中学校、市立川島中学校、山川中学校

オ 防災備蓄センター

(2) 耐震診断及び耐震補強工事の実施

防災上重要な建築物に対して、耐震診断を実施し、必要に応じ、耐震補強工事を実施する等、耐震性を確保する。

3 特定建築物の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された、特定建築物(学校、病院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅及び事務所等、多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言等を実施する。

4 一般建築物等の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発し、また、耐震相談所を設置する等、耐震改修を実施しやすい状況を作とする。

特に、昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であるが、平成12年以前の新耐震基準の木造住宅においても、関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援する。

5 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く市民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し、後世に継承して、市民の文化向上に資する必要がある。

このため、文化財所有者等に対し、防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を実施する。

6 建築物の窓ガラス・外装タイル等及び工作物の耐震対策

地震発生時に建築物の窓ガラス・外装タイル、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下による危険を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 道路に面する3階以上の建築物を対象に実態調査を実施し、特に、避難路及び避難場所周辺は重点的に点検を実施する。
- (2) 調査の結果、落下のおそれのある建築物の窓ガラス・外装タイル等及び工作物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- (3) 建築物及び工作物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を実施する。

7 ブロック塀等の耐震対策

- (1) 道路沿いのブロック塀の所有者又は管理者に対しては、建築基準法に適合したものとすよう、指導する。
- (2) 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀については定期的に点検し、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導する。
- (3) 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して意識啓発を実施するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及を図る。

8 家具等の転倒防止対策の推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレット等により、市民への普及・啓発を図る。また、高齢者世帯等を対象に補助事業を実施する等、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

9 関係団体との連携

前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会及び一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の、関係団体と密接な連携を図る。

第2節 都市防災機能の強化

【主な実施機関：市（危機管理課、都市計画住宅課）】

第1 方針

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にある。

本市も、都市機能の集積が進みつつあり、それに伴い新たな災害発生の危険性が增大しているものと予想される。

このような状況から、災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより、都市の防災対策を推進する。

第2 防災空間の確保

都市における大規模な地震災害、同時多発火災等が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、避難場所、避難路や自衛隊等の活動拠点として、有効な役割を果たす都市公園、緑地の整備等の事業化を推進する。

1 緑の基本計画

緑の基本計画は、自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創造を図ることが必要である。

このため、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定する。

2 都市公園の整備

近年市街地において不燃化が進んだとはいえ、依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な構造である。このため、環境保全、スポーツ、レクリエーション機能とともに、都市防災機能を持つ公園の整備を促進する。

第3 建築物の不燃化促進

1 防火地域・準防火地域の指定

我が国は、伝統的に木造建築物により市街地が形成され、地震による火災等の被害が生ずるおそれが極めて大きいことから、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画において定める地域として、防火地域・準防火地域が定められている。

市においては、鴨島町地区の中心部が防火地域に指定されており、制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていく。

本市の防火地域指定状況(平成25年3月31日)

鴨島町地区	9.6ha
-------	-------

2 公的住宅の不燃化促進

都市部に立地する公的住宅については、不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地整備を推進する。

第3節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

【主な実施機関：市（危機管理課、建設課、監理課、
農林業振興課）、徳島県】

第1 方針

地震等による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を実施する。

また、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の広報、警戒避難体制の整備を図り、市民の生命、財産を保全する。

第2 危険度調査

1 地盤情報の収集・蓄積

行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、土砂災害の危険度を把握する。

2 地盤情報の公開

収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事及び民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用する。

第3 崩壊危険地予防対策の推進

1 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり危険地区として指定し、必要な対策を実施するが、それには長年月を要する。

市は、地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先し、単独での避難が困難な高齢者等を守るため、避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全及び災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全並びに防災拠点の保全、さらに、近年に地すべり等が発生した、緊急度の高い箇所における被害拡大の防止を重点的に実施する。

また、地すべりの前兆があれば、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立することにより、人的、物的被害を軽減する。

加えて、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※地すべり危険地区；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

地すべりの前兆	
1	斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
2	凹地ができたり、湿地が生じる。
3	斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
4	石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
5	舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
6	樹林、電柱、墓石などが傾く。
7	戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。	

2 急傾斜崩壊予防対策

がけ崩れによる災害を防止するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館ほか社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上及びこう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が、急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう、県に対して積極的に働きかける。

なお、人的被害の軽減を最優先し、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には、標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じる。

さらに、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

危険度の高いがけ	
1	クラック（き裂）のあるがけ
2	表土の厚いがけ
3	オーバーハングしているがけ
4	浮石の多いがけ
5	割目の多い基岩からなるがけ
6	湧水のあるがけ
7	表流水が集中するがけ
8	高さ5m以上、こう配30度以上のがけ
集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。	

3 土石流発生危険区域予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

また、土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先し、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、及び災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全、並びに防災拠点の保全、さらに、近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施している。

これら事例に鑑み、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速・的確な警報の伝達、避難等の措置が実施されるよう、警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止する。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受ける。

また、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険溪流のパトロール等を実施する。

4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地荒廃に起因する自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。

地震による場合の土石流、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これら災害を防止するため、県及び地域住民と連携し、危険箇所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

また、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先し、特に、危険地区内にある避難行動要支援者関連施設の保全を重点的に実施する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

市及び県は、土砂災害から市民等の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊及び土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

（1）基礎調査

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止法に基づき実施される、土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況、並びにその他の事項に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

（2）土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴取して、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定するとともに、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

ア 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達及び避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校及び医療施設、その他、主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記する。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で、必要な事項を住民に周知させるため、避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載した印刷物の配布及びその他の必要な措置を講じる。

※社会福祉施設、学校、医療施設等：資料編14. その他資料

(4) 避難確保計画の作成等

前号により、施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項及びその他施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、市に報告するものとする。

また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

第2款 液状化対策

【主な実施機関：市（危機管理課、都市計画住宅課）】

第1 方針

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 対策

埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づき、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても、施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、緊密に連絡、調整する。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及をはじめ、市民への適切な情報の提供等を実施する。

第3款 宅地防災対策

【主な実施機関：市（危機管理課、都市計画住宅課）】

第1 方針

都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、がけ崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、県と連携しつつ、適切な指導を実施する。

第4款 農業用ため池対策

【主な実施機関：市（農林業振興課）、県、土地改良区、中四国農政局】

第1 方針

関係機関は、地震に伴う農業用ため池の被害を防止するため、関係施設の適切な維持・管理について定めるものとする。

第2 対策内容

1 施設の現況

農業従事者の減少や、兼業農家の増加、都市化に伴う農地の減少及び用水の整備等により、ため池の利用頻度は低下し、点検修理、維持管理が十分に実施されていないため池が増えている。

農業用ため池は、土堤構造がほとんどであり、築造年代は、相当古いものが多く、地震を考慮して築造されたものは少ないため、大地震の場合には、堤体が損傷し被害を受けるとともに、決壊により、周囲に被害を及ぼすおそれがある。

2 現在の管理の形態

農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。

大規模な改修については、国、県、市の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

3 被害の想定

全国的な調査による過去の経験で震度4未満では、農業用ため池の被害は、ほとんど起きていない。

阪神・淡路大震災では、ため池の集中している箇所での地震であったため、震源地から半径30kmを超える範囲で、総数1,362箇所のため池が被災した。そのうち1,111箇所が二次災害防止と用水確保のため、応急工事が必要であった。

地震防災アセスメントの想定地震では、県下全域で震度4から震度7が予想され、農業用ため池に被害が起こるとともに、決壊で貯留水による二次災害が想定される。

4 災害予防目標

阪神・淡路大震災では、貯水量が少なかったこともあり、地震により直接決壊したものはなく、堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等が起こっている。貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。

これらは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

5 緊急点検ため池の選定

農業用ため池の決壊による二次災害を防止することを目標に、過去の経験から震度4以上の地震が発生した場合に、緊急点検を実施する。

地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。施設の規模と重要度、人的被害のおそれを勘案して緊急点検を実施する農業用ため池を選定して県に報告するとともに、本計画に記載する。

※地震時に緊急点検する農業用ため池：資料編4 災害危険箇所等に関する資料

6 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が実施し、市を経由して点検結果を県に報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、市や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市が支援し、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

また、ため池の位置や点検ルートについての資料は、県による「ため池データベース」に蓄積し、提供できる体制を構築する。

第4節 水道施設の整備

【主な実施機関：市（水道課）】

第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にするため、水道施設の適切な整備に努める。

第2 水道施設の整備

1 水道施設の耐震化

地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、次により水道施設を整備する。

- (1) 硬質塩化ビニル管（TS継手）など、耐震化に際して弱点となるような管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるように努める。
 - ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるため必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結する等、管路システムの耐震化について、検討する。

2 二次災害の防止

水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害等の二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずる。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流出管に緊急遮断弁を設置する。
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護を進める。
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用を進める。
- (4) 塩素設備の配管類の強化、滑動防止、塩素除外設備を設置する。

3 応急復旧対策

水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、別途に定める応急復旧計画のほか、次の対策を講ずる。

参考：危機管理マニュアル（H23.2）市水道課作成

- （1）日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- （2）地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保する。
- （3）応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を実施するとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定書を締結する。
- （4）復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量、近隣事業者との連絡管について検討する。
- （5）非常用電源を確保する。協定等の締結に努める。

第5節 危険物等の災害予防対策

【主な実施機関：市（危機管理課、環境企画課）、消防本部、阿波吉野川警察署、
危険物取扱事業者】

第1 方針

地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携し、法令の定めるところによる保安体制の強化を図る。

また、適正な保安教育、訓練の徹底及び自衛消防組織の育成並びに防災思想を啓発普及する。

第2 危険物災害予防対策

1 保安教育

危険物事業者の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を実施することにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法及び検査並びに安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対し、非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

※危険物施設一覧表他；資料編5. 危険物等に関する資料

4 自衛消防組織の強化促進

- (1) 危険物事業所は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物事業所は、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図るものとする。

5 化学的な消防資機（器）材の整備

多様化する危険物に対応し、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても、危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等、指導体制及び保安体制の確立を図る。

※毒物・劇物取扱施設数；資料編5.危険物等に関する資料

第4 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時、速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

※放射線同位元素保有事業所；資料編5.危険物等に関する資料

第6節 火災等予防対策

【主な実施機関：市(危機管理課)、消防団、消防本部】

第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を拡大するおそれがある。

このため、地震発生時における出火防止及び初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を実施するとともに、消防力の整備強化に努める。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

市民に対する防火思想の普及啓発を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に実施し、効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災を未然に防止する。

1 火災予防の指導の推進

地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により、啓発を実施するとともに、ポスター・パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけ等、種々の消防広報を実施し、火災予防意識を徹底する。

また、出火防止はもとより、出火した場合における、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置及び器具等の取扱い方法について指導し徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

各地区の自主防災組織を通じて、火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及するとともに、火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の設置及び取扱い方法の普及の推進並びに住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を実施する。

また、初期消火の重要性を充分認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図る。

さらに、寝たきりや、一人暮らしの高齢者及び障がい者等の居る世帯については、家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施する等、出火防止及び避難管理について詳細な指導を実施する。

ア 火を使用している時は、揺れが治まってから、慌てずに消火すること、対震自動消火装置を設置すること及び火気周辺に可燃物を置かないこと等について、普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら、安全が確認できるまで、コンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすこと等について、普及啓発する。

(2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等、あらゆる機会を捉え、次に掲げる事項について、関係者に対し、周知し、防火思想の普及・啓発する。

ア 地震発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業後における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

(3) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

震災時における消防機関の活動と相まって、地域住民が自主的に防火・防災活動を実施できるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努める。

ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を実施する。

(ア) 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

(イ) 幼年・少年消防クラブの育成

園児、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

2 予防査察の強化

防火対象物の用途、地域等に応じて、予防査察を年間行事計画等により、定期的実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握する。

特に、火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については、定期査察のほかに特別査察を実施して、火災発生危険を排除するとともに、予防対策の指導により、火災を未然に防止する。

3 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、多数の者が出入りする防火対象物においては、火災が発生した場合の危険性が大きいことため、消防法に規定する防火対象物に基づき、防火管理者を必ず選任させるものとする。

防火管理者に対し、震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用並びに取扱いに関する指導を実施するとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、防火対象物に対する防火体制の推進を図るものとする。

第3 危険物の保安確保指導計画

1 危険物

石油類、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備、その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについて、予防査察を実施するとともに、次のような災害予防対策の指導を実施する。

- (1) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を実施する。
- (2) 危険物施設の従業員に対し保安教育を実施し、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を指導する。
- (3) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

2 化学薬品

工場、病院及び学校等に保有している化学薬品は、少量の薬品が多種にわたり、しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状であり、これらの薬品の中には、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質を有する物がある。

このため、これら化学薬品等の貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を実施する。

第4 消防力の整備強化計画

地震による火災の消火、人命救助等の初期の活動が速やかに実施できる体制を確立するため、県の指導、援助を得ながら消防力を強化する。

1 総合的な消防計画の策定

【主な実施機関：市（危機管理課）、消防本部】

地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画について、次のとおり策定する。

- (1) 災害時において、消防機関が適切かつ効果的な警防活動を実施するため、災害種別に応じた活動体制、活動要領の基準を定める。
- (2) 火災警防計画
火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。
- (3) 消防活動困難地域の火災防御計画
木造建築物密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生した場合は大火になると予想される消防活動困難地域について定める。
- (4) 特殊建築物の防御計画
建物の構造、業態及び規模が、火災の対象事象のいずれから判断しても、人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。
- (5) 危険物の防御計画
爆発、引火、発火及びその他、火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物、場所に対する要領について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等の発生に際し、消防機関をはじめ、関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

2 地域消防力の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえ、青年層や女性の参加の促進及び施設・整備の充実並びに啓発活動等による、育成・強化を図る。

第7節 活断層変位による災害の予防対策

【主な実施機関：徳島県、市(危機管理課)】

第1 方針

徳島県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部又は讃岐山脈南縁西部を震源とする、直下型地震の発生確率は、30年以内で、それぞれ1%以下、又は、ほぼ0%~0.4%で、国の「主要な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

直下型地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想される。特に、活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから、県においては、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」が図られている。「土地利用の適正化」については、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」で規定されている。

平成28年に熊本地震、鳥取県中部地震が相次ぎ発生したことを踏まえ、直下型地震のリスクに対して、より一層の対策を推進する必要がある、本市においても、本章各節において掲げる災害予防対策を推進する。

第2 県による対策内容

1 震度分布及び被害想定

県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における、震動分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表している。

2 「特定活断層調査区域」の指定等

「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

(1) 「特定活断層調査区域」の指定等

県は、活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定する。

(2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築、改築、移転）を実施する場合には、事業者が活断層を調査し、活断層の直上を避けて新築することが求められる。

(3) 移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に実施されるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。

第8節 吉野川市業務継続計画（BCP）

【実施機関：市（全課）】

第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、市自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約が生じることが考えられることから、状況に応じ、速やかに「応急対策業務」を実施しなければならない。

一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や、基幹業務等の「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても、継続して実施することが求められている。

このため、業務継続計画（BCP）を策定及び運用し、大規模地震時における業務継続の体制を構築する。

第2 吉野川市業務継続計画（BCP）の策定・運用

次の方針に基づき、非常時優先業務を迅速・確実に実施するため、吉野川市業務継続計画（BCP）を策定し、運用する。

- 1 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- 2 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に実施する。
- 3 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後、しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【主な実施機関：市（関係各課）】

第1 方針

徳島県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策を推進する。

第2 計画の位置づけ

「南海トラフ特措法」第5条第3項で規定する「その具体的な目標及びその達成の期間を定めるもの」と位置づける。

第3 内容

地震防災対策特別措置法の施行により、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災対策の強化を図っている。

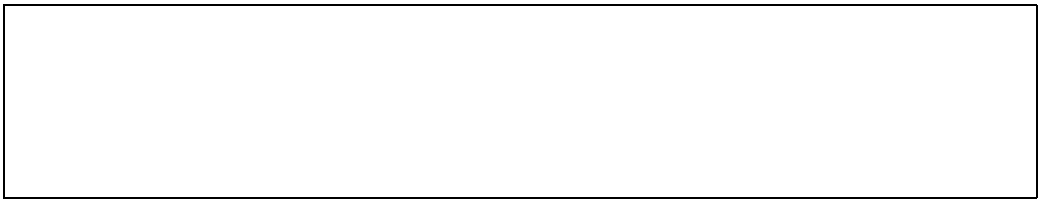
- ・ 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・ 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・ 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・ 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）
- ・ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）

○ 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設で

あるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの

- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策



第3章 災害応急対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

【主な実施機関：市(全課)、消防本部、阿波吉野川警察署、関係機関】

第1 方針

第2 南海トラフ地震臨時情報発表時の措置

第2節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

【主な実施機関：市(全課)、関係機関】

第1 方針

第2 対応内容

第4編

風水害対策

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第1章 総 則

第1節 計画の性格.....	4-1
----------------	-----

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、吉野川市防災会議が作成する計画であり、風水害を中心に市内の災害全般に関し、総合的な指針及び対策を定めるものである。

なお、この計画に定めのない事項については、「吉野川市地域防災計画(第2編共通対策)」に定める。

第2章 災害予防

第1節	水害予防対策.....	4- 2
第2節	風害予防対策.....	4- 6
第3節	台風に対する災害予防対策.....	4- 7
第4節	土砂災害等予防対策.....	4- 8
第1款	崩壊危険地の災害防止.....	4- 8
第2款	宅地防災対策.....	4-13
第3款	農地用ため池対策.....	4-14
第5節	建築物災害等予防対策.....	4-16
第6節	雪害予防対策.....	4-17
第7節	気象業務の整備.....	4-18

第2章 災害予防

第1節 水害予防対策

【主な実施機関：市（危機管理課、建設課、監理課、農林業振興課）、
消防本部、消防団、徳島県、四国地方整備局】

第1 方針

水害予防計画は、水系毎に一貫したものとし、河川改良事業等を総合的、計画的に推進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図る。

※重要水防区域一覧表；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

第2 河川防災対策

1 河川水位の監視

防災情報の入手手段として、市域の河川の状況をリアルタイムで確保できるよう河川監視カメラシステムの整備を推進する。

2 警戒避難体制の整備

(1) タイムライン防災に基づく警戒体制の確立

台風の接近など、水害発生のおそれがある場合、タイムライン防災の考え方に則り、早期に防災気象情報の入手に努めるとともに、入手する防災気象情報に基づき、適宜、関係者による防災対策調整会（仮称）を開催する等、事前対策を検討し、警戒体制を確立するとともに、各部の役割分担の再確認や必要に応じて、水防団等への注意喚起を実施する。

また、気象情報、水位情報等に基づき、空振りをおそれず、別途整備する避難情報・伝達マニュアル（第2編共通対策 第1章災害予防 第7節避難対策の充実 第6 避難情報・伝達マニュアルの作成関連）に基づき、避難指示等を発令する。

この際、災害の状況に応じて避難情報等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

(2) 防災知識の普及

防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」から迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(3) 防災ハザードの作成・周知

浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を市民、滞在者、その他の者に周知させるため、浸水想定区域、避難場所、洪水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）、その他必要事項を記載した印刷物を作成し、各世帯に配付する。

この際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、防災ハザードマップを市のホームページに掲載し、市民が閲覧できるようにする。

(4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保等

洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設及びその他の避難場所及び避難路、並びにその他の避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地を定める。

また、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

※要配慮者利用施設：資料編14. その他資料に掲載

(5) 避難確保計画の作成等

前号により、施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項、自衛水防組織を置く場合にあっては、当該水防組織の業務に関する次の事項

- ①水防管理者その他関係者との連絡調整
- ②自衛水防の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- ③その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

及びその他施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、市に報告するものとする。

また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

(6) 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達は、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送及び緊急速報メール、市ホームページ、市公式LINE並びに広報車・消防団による広報、電話・FAX等、あらゆる手段を活用することを基本とし、具体的には第2編共通対策第1章災害予防第7節「避難対策の充実」第6「避難情報・伝達マニュアルの作成」に基づき整備するマニュアルによる。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に防災・情報メールの登録を促進する。

(7) 要配慮者利用施設における自衛水防の推進

浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の円滑か

つ迅速な避難の確保を図るために実施する取組を促進するため、次の支援・協力を実施する。

- ア 事業者が作成する避難確保計画策定の技術的助言・受付
- イ 事業者が実施する避難誘導等訓練の支援・協力
- ウ 自衛水防組織を設置した場合の報告受付
- エ 自衛水防組織を設置した場合の構成員への洪水予報等の伝達

(8) 広域避難等の検討の推進

浸水想定区域を考慮し、洪水時の緊急避難場所の指定を推進するとともに、広域避難について検討する。

第3 異常降雨水害予防対策

水害の予防は、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の整備等によって、その効果を期すべきものとするが、異常降雨等に際しては、当面の水害予防として次の措置を講ずる。

1 水防計画に基づく危険区域の監視

異常降雨等により河川の水位が上昇している場合、又は指定河川については、水防警報が発せられた場合、吉野川市水防計画に定める危険区域について堤防巡視を実施するものとし、当該区域ごとに消防団員を配置する。

2 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防措置を講ずる。

3 水防資機材の点検配備

水防を実施するおそれのある場合は、水防倉庫内格納資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備する。

4 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、溢水又は破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域等に対しては、避難指示を予告する等、避難準備配置を講ずる。

避難方法等の措置は、第2編第2章第10節避難対策の実施のとおりである。

第4 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2015年～2024年）の平均回数（約24回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年～1985年）の平均回数（約14回）と比べて約1.7倍に増加している。

このため全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

1 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。

そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や

時間雨量、河川の水位やダムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これらの気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用等が効果的であり、県が運用する「すだちくんメール」をはじめ、市防災・情報メールやインターネット及び民間気象会社の各種のメール配信サービスやアプリ等を広く市民等が活用できるように、周知・広報する。

2 市民等への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難指示」等の避難情報については、防災行政無線やインターネット、防災・情報メール、エリアメール等により、市民等に対し迅速・適切に周知を図る。

3 消防等による警戒

市や消防本部、消防団等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を実施する。

- (1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- (2) 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」等により事故発生が予想される地域の警戒
- (3) 急傾斜地などの危険箇所等の警戒
- (4) ダム放流が通知された場合、急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

4 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事等の実施時において、市等の工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって、危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- (1) 雨天時の工事中止等の検討
- (2) 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- (3) 避難行動の事前確認の徹底
- (4) 作業現場及び周辺の点検

5 施設管理者等の安全対策

市及び関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- (1) 気象情報の迅速な収集と活用
- (2) 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- (3) 早期の道路の通行規制

第2節 風害予防対策

【主な実施機関：市（危機管理課、農林業振興課）、NTT西日本(株)、
(株)四国電力、四国電力送配電(株)】

第1 方針

風害を防止、または被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策を強化する。

第2 保安林整備

風害、飛砂等防止のため保安林の適正な管理を実施し、災害の防除、軽減を図る。

第3 農作物の予防対策

風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。

また被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図る。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に実施し、施設内外の被害防止を図る。

第4 通信施設の防災対策

電気通信設備については、本市の通信網を含めて定期的な巡回点検の実施を行ない、弱体設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更改を実施し、設備の信頼性向上と安定化を図る。

第5 電力設備の防災対策

電力設備については、各管理者が弱体設備の補強を実施するほか、強風時には、予防巡視を実施するとともに、ルートを選定、支線の増強等、補強措置を講ずるものとする。

第3節 台風に対する災害予防対策

【主な実施機関：市（関係各課）】

第1 方針

台風に対する当面の災害予防は、その経路等により、予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変の措置を講ずる。

第2 災害防止事項

家屋その他建築物の倒壊防止、家屋その他建築物の管理者に次の措置の徹底を図る。

- 1 窓、戸、壁等には筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を実施する。
- 2 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つかえ柱）を取り付ける。ロープを張る、大きな筋かいを入れる等、倒壊防止に努める。
- 3 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- 4 電灯引込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは、直ちに四国電力送配電に連絡する。

第3 避難の指示

前項各号の措置によっても、被害の防止が困難である急迫事態に際しては、当該家屋等の住民に対し避難のための立退きを指示し、必要と認める場合は、避難場所等に収容する。

第4 強風に伴う洪水被害の防止

措置内容は、異常降雨に対する災害予防措置に準ずる。

第4節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

【主な実施機関：市（危機管理課、建設課、監理課、
農林業振興課）、徳島県】

第1 方針

土砂災害による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を実施する。

また、土砂災害発生危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施するとともに、土砂災害警戒区域等の広報、警戒避難体制を整備し、市民の生命、財産の保全に努める必要がある。

第2 危険度調査

1 地盤情報の収集・蓄積

行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、土砂災害の危険度の把握に努める。

2 地盤情報の公開

収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用させる。

第3 崩壊危険地予防対策の推進

1 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり危険地区として指定し、必要な対策を実施するが、それには長年月を要する。

地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべりの前兆があれば、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立することにより、人的、物的被害の軽減に努める。

加えて、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※地すべり防止区域・危険箇所 指定箇所一覧；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する。
- 4 石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹林、電柱、墓石などが傾く。
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、台風、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れによる災害を防止するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館ほか社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、こう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかける。

なお、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じる。

さらに、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

※急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所他；資料編4. 災害危険箇所等に関する資料

危険度の高いがけ

- 1 クラック（き裂）のあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水が集中するがけ
- 8 高さ5 m以上、こう配30度以上のがけ

集中豪雨、長雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流発生危険区域予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

また、土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先し、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

これらの事例に鑑み、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速かつ的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止する。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受ける。

また、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険溪流のパトロール等を実施する。

4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地荒廃に起因する自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震による場合の土石流、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうため、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合、こうした災害の発生確率は高まる。

これらの災害を防止するため、県及び地域住民と連携し、危険個所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

また、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に、危険地区内にある避難行動要支援者関連施設の保全を重点的に実施する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

県と連携し、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

(1) 基礎調査

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を実施するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定を、また、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するものとする。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

ア 台風の接近など、土砂災害発生のおそれがある場合は、タイムライン防災の考え方に則り、早期に防災気象情報の入手に努めるとともに、入手する防災気象情報に基づき、適宜関係者による防災対策調整会（仮称）を開催する等、事前対策を検討し、警戒体制を確立するとともに、各部の役割分担の再確認や消防団等への注意喚起を実施する。

また、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難指示等を発令することを基本とし、各種防災気象情報等に基づき、空振りをおそれず、避難情報等を発令する。

イ 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険性の高まっている領域等が重複する区域等に避難指示等を適切に絞り込んで発令できるようあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

この際、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

ウ 具体的な避難指示等の発令基準として、第2編共通対策第1章第7節「避難対策の充実」第6「避難情報・伝達マニュアルの作成」に基づき、避難すべき区域や判断基準、及び避難指示等の多様な伝達手段を明記したマニュアルを整備する。

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれが

ある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地を明記する。

※要配慮者利用施設：資料編14. その他資料に掲載

オ 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予警報の伝達は、防災行政無線、防災・情報メール、放送事業者によるTV放送、ラジオ放送、緊急速報メール、市ホームページ、広報車ことを基本とする。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に防災・情報メールの登録を促進する。

カ 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載した防災ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 避難確保計画の作成等

前号により、施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項、及びその他施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、市に報告するものとする。

また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

第2款 宅地防災対策

【主な実施機関：市（危機管理課、都市計画住宅課）、徳島県】

第1 方針

都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、がけ崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、宅地造成工事については、県と連携し適切に対応する。

第3款 農業用ため池対策

【主な実施機関：市（農林業振興課）、県、土地改良区等、中四国農政局】

第1 方針

災害に伴う農業用ため池の被害を防止するため、関係施設の適切な維持・管理について定める。

第2 対策内容

1 施設の現況

農業従事者の減少や兼業農家の増加、都市化に伴う農地の減少及び用水の整備等により、ため池の利用頻度は低下し、点検修理、維持管理が十分に実施されていないため池が増えている。

農業用ため池は、土堤構造がほとんどであり、築造年代は、相当古いものが多く地震を考慮して築造されたものは少ないため、大地震の場合には、堤体が損傷し被害を受けるとともに、決壊により周囲に被害を及ぼすおそれがある。

2 現在の管理の形態

農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国、県、市町村の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

3 被害の想定

全国的な調査による過去の経験で震度4未満では、農業用ため池の被害は、ほとんど起きていない。

阪神・淡路大震災では、ため池の集中している箇所での地震であったため震源地から半径30kmを超える範囲で総数1,362箇所のため池が被災した。そのうち1,111箇所が二次災害防止と用水確保のため、応急工事が必要であった。

地震防災アセスメントの想定地震では、県下全域で震度4から震度7が予想され、農業用ため池に被害が起こるとともに、決壊で貯留水による二次災害が想定される。

4 災害予防目標

阪神・淡路大震災では、貯水量が少なかったこともあり、地震により直接決壊したものはなく、堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等が起こっている。貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。

これらは破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

5 緊急点検ため池の選定

地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。あらかじめ施設の規模と重要度、人的

被害のおそれを勘案して緊急点検を実施する農業用ため池を選定して県に報告するとともに、本計画に記載する。

※緊急点検ため池・防災重点ため池の現況：資料編4 災害危険箇所等に関する資料

6 緊急点検体制

土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合には、これらの管理者の要請により、県及び市が支援を実施し、緊急点検が実施できるよう、体制づくりに努める。

また、ため池の位置や点検ルートについての資料は、県による「ため池データベース」に蓄積し、提供できる体制を作るよう努める。

第5節 建築物災害等予防対策

【主な実施機関：市（関係各課）】

第1 方針

建築基準法に基づき、県が実施する災害危険区域指定計画の推進に協力し、建築物の被害を防止又は軽減する。

第6節 雪害予防対策

【主な実施機関：市（危機管理課、建設課、監理課）】

第1 方針

積雪・凍結等による被害を防止又は軽減するため、次の雪害対策を実施する。

第2 雪害対策

交通を確保する措置を講じるため、主要道路の除雪体制を確立し、交通規制及び指導等の雪害対策を実施する。

第7節 気象業務の整備

【主な実施機関：市（危機管理課）】

第1 方針

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の気象業務に寄与するため、気象観測施設を整備するとともに、関係機関相互の連絡を密にし、防災対策を適切に実施する。

※気象に関する特別警報、警報、注意報等；資料編2. 気象に関する資料

第2 徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報等

徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報等は、資料編「特別警報・警報・注意報」等に示す。

※気象に関する特別警報、警報、注意報等；資料編2. 気象に関する資料

第3章 災害応急対策

第1節	風水害災害発生直前対策.....	4-19
第2節	水防活動の実施（水防計画）.....	4-21
第3節	土地改良区等における応急対策.....	4-22

第3章 災害応急対策

第1節 風水害災害発生直前対策

【主な実施機関：市（危機管理課）】

第1 方針

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

風水害災害における市民等に対する避難のための各種情報の提供や、避難指示等の方法について定める。

第2 対応要領

1 マニュアルの作成

風水害災害時における避難情報の発令の判断等に関し、国が定める「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、避難情報・伝達マニュアルを作成し、県及び関係機関等との連携を図りつつ、市民等の安全な避難行動に結びつける。

細部は、第2編 共通対策 第1章 災害予防 第7節 避難対策の充実 第6 避難情報・伝達マニュアルの作成による。

2 避難情報の伝達

避難情報を発令する場合は、市が作成する「避難情報・伝達マニュアル」に基づき、防災行政無線及びその他の多様な手段を用いて、避難情報を伝達する。

また、大雨、暴風等特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

3 住民等の避難誘導に係わる基本

(1) 風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団との連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を実施する。

その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生

- が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。
- (2) 市民等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定に留意するとともに、避難指示及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
 - (3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民等がとれるように努める。
 - (4) 危険の切迫度に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民等の積極的な避難行動の喚起に努める。
 - (5) 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所において実施する等、適時適切な避難誘導に努める。
 - (6) 避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要、その他避難に資する情報を提供する。
 - (7) 情報の伝達、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

第2節 水防活動の実施（水防計画）

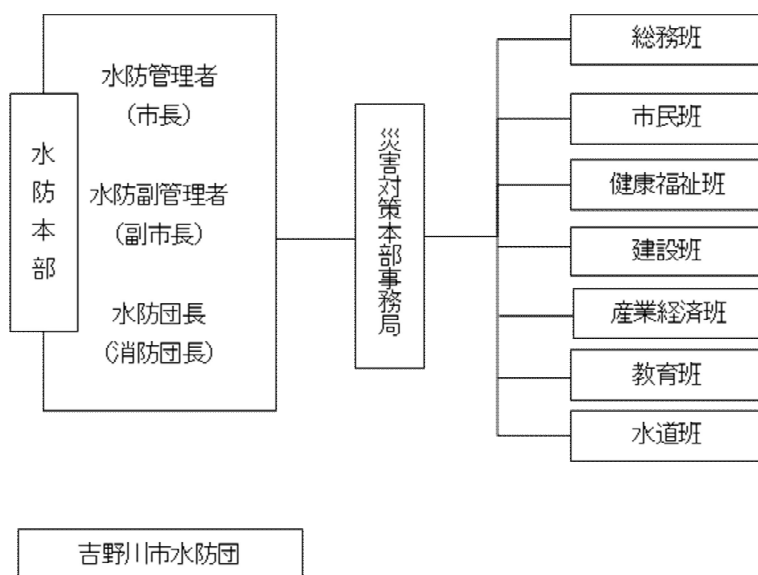
【主な実施機関：市（危機管理課、建設課、監理課）、消防本部、水防団】

第1 方針

水防法第10条の規定により気象状況の通知を受けたときから洪水に対する危険が解消するまでの間、水防活動体制を配備し万全の対策を図る。

第2 水防体制

1 吉野川市水防本部の組織等



2 活動内容

活動内容については、第2編共通対策 第2章第14節第2款水防活動による。

第3節 土地改良区等における応急対策

【主な実施機関：市（農林業振興課、建設課、監理課）、
吉野川農林事務所、土地改良区等】

第1 方針

農業用水利施設については、洪水・湛水等の災害を防止し、応急対策活動を実施するにあたっての緊急水利を確保するため、被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに、本市における農業生産の占める重要性に鑑み、人心の安定を図るため、農産物の生産を維持するために所要の措置を講ずる。

第2 活動内容

活動内容については「第2編 共通対策 第3章 災害応急対策第26節 公共土木施設の応急対策第2款 農業用施設等」による。

第5編

その他大規模災害対策

第1章 災害予防

第2章 災害応急対策

第3章 災害復旧

その他大規模災害とは、市域において「航空災害」、「鉄道災害」、「道路災害」、「危険物等災害」、「大規模な火事災害」、「林野火災」を想定するものである。

これらの大規模災害対策については、「徳島県地域防災計画」に基づき、国、県、関係機関等の役割を整理とりまとめるとともに、その他大規模災害に対する本市の計画を定める。

【大規模災害別の主な実施機関】

航空災害	市（危機管理課）、徳島中央広域連合消防本部、阿波吉野川警察署 徳島空港事務所、県、航空輸送事業者
鉄道災害	市（危機管理課）、徳島中央広域連合消防本部、阿波吉野川警察署 四国地方整備局、四国運輸局、県、鉄道事業者
道路災害	市（建設課、監理課）、徳島中央広域連合消防本部 阿波吉野川警察署、四国地方整備局、県
危険物等災害	市（危機管理課、環境企画課、健康推進課、都市計画住宅課）、 徳島中央広域連合消防本部、阿波吉野川警察署、県、危険物取扱い事業者
大規模火災	市（危機管理課、都市計画住宅課、建築営繕室）、 徳島中央広域連合消防本部、阿波吉野川警察署、県
林野火災	市（危機管理課、農林業振興課）、徳島中央広域連合消防本部、 阿波吉野川警察署、徳島北部森林組合、県

第1章 災害予防

第1節	災害に強いまちづくり.....	5-1
第2節	安全のための情報の充実.....	5-4
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	5-5
第4節	施設等の整備.....	5-9
第5節	防災知識の普及.....	5-10
第6節	再発防止対策の実施.....	5-10

1 大規模火災への対応

避難路、避難地、延焼遮断帯及び防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設並びに防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地を解消するための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設を整備等するとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちを形成する。

市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するものとする。

2 林野火災への対応

(1) 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに、林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努める。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板などの防火思想の普及と、防火水槽、簡易防火用水等、初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等をする者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を実施するものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

(2) 林野火災防止のための情報の充実

乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を実施する。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び市町村は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に実施する等、林野火災の発生傾向にも十分留意する。

県は、湿度が低く風速が大である気象条件等の悪条件下において、普段よりなお一層一般の注意心を喚起し、火災の発生を未然に防ぐため、林野火災アラートを発令し、市町村に対し火災気象通報の伝達を実施するものとする。

火災気象通報について知事から通報を受けた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じ、火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知する。

また、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限を徹底し、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを実施する者に対する適切な対応等に努める。

1 消防用設備等の整備、維持管理

事業者は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を実施する等、適正な維持管理を実施するものとする。

2 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に実施する等、防火管理体制の充実を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

市及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による、火災に強い構造を形成するとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策を充実するものとする。

危険物等の貯蔵・取扱い等を実施する事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

また、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

市及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制を強化するものとする。市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危

危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を実施することにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大を防止する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などを防止するよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図るものとする。

※危険物施設一覧表；資料編5. 危険物等に関する資料

2 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制を確立する。

※毒物・劇物取扱施設数；資料編5. 危険物等に関する資料

3 放射線災害予防対策

関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

※放射線同位元素保有事業所；資料編5. 危険物等に関する資料

4 複合災害予防対策

関係機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

気象に関する特別警報・警報・注意報情報、地震情報、指定河川洪水警報・注意報情報の伝達については、「第2編 共通対策 第2章 応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達・報告」による。

道路管理者は道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

火災気象通報について県から通報を受けた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えとともに市民に周知する。

1 情報の収集・連絡体制

情報の収集・連絡体制については、第2編第2章第4節「災害情報の収集・伝達・報告」による。

2 通信手段の確保

関係機関は、第2編第1章第11節「情報通信機器・施設の運用・管理」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

3 情報の分析整理

災害に関係する防災機関から収集した情報を、集約し整理する体制を整備し、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に集約・分析・整理・共有する。

■ 関係機関

航空災害	徳島空港事務所、県及び市等
鉄道災害	四国地方整備局、四国運輸局、四国旅客鉄道(株)、県及び市
道路災害	道路管理者
危険物等災害	県及び市等
大規模火災	県及び市、徳島中央広域連合消防本部
林野火災	県及び市等、徳島中央広域連合消防本部

1 職員の体制

活動体制は、第2編 共通対策 第2章 第2節 活動体制に基づき、発生した災害の規模により決定する。それぞれの機関の非常参集体制や応急活動のためのマニュアル等を把握するとともに、訓練等を実施し、活動手順、使用する資機材や装備の機関等との連携等について強化する。

2 防災機関相互の連携体制

関係機関相互の連携体制については、第2編第1章第10節「広域応援・受援体制の整備」によるものとし、関係機関は平常時より相互の連携を強化する。

1 救助・救急活動関係

救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて実施する救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

救急・救助関係機関及び関連事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を実施するよう努めるものとする。

2 医療活動関係

医療活動について、連絡体制を整備し、県及び医療機関との連携を強化する。

3 消火活動関係

消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を実施し、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県及び市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制・活動拠点及び資機材の整備に努めるものとする。

県及び市は、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

県及び市は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(1) 鉄道災害対策

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制を整備し、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

(2) 危険物等災害対策

河川水等を消防水利として活用するための施設を整備する。

市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

(3) 大規模火災対策

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 林野火災対策

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬

式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

- 1 県警察、県及び市等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- 2 県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

1 道路災害対策

危険物等の流出時に的確な防除活動を実施することができるよう、資機材の整備を促進する。

2 危険物等災害対策

関係機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を実施するための体制の整備に努めるものとする。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

さらに、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

関係機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材を整備するものとする。

発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について、整理する。

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、計画する。

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を実施するにあたっては、実際の事故及び被害の想定を明確にするとともに、実施時間の工夫及び様々な条件を設定するとともに、訓練後の振り返りにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、計画及び体制等を改善するよう努めるものとする。

1 道路災害対策

被害情報の把握及び応急復旧を実施するため、体制、資機材を整備する。

2 危険物等災害対策

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を実施するため、体制・資機材を整備するものとする。

3 大規模火災対策

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を実施する、体制・資機材を整備する。

4 林野火災対策

関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を実施するため、体制・資機材を整備するものとする。

1 鉄道災害対策

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

2 道路災害対策

円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 危険物等災害対策

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 大規模火災対策

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

つ

四国地方整備局、県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

1 道路管理者

- (1) 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより、孤立集落の解消に努めるものとする。

防災知識の普及等は、「第2編 共通対策 第1章 災害予防 第1節 防災知識の普及・啓発」によるほか次のとおりとする。

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺の住民、入山者等に対する防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図る。

道路管理者は、原因究明のための調査を実施し、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	5-11
第2節	活動体制の確立.....	5-14
第3節	災害の拡大防止活動.....	5-16
第4節	救助・救急、医療及び消火活動.....	5-17
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	5-19
第6節	危険物等の流出に対する応急対策.....	5-19
第7節	避難収容活動.....	5-20
第8節	施設・設備の応急復旧活動.....	5-20
第9節	被災者等への的確な情報伝達.....	5-21
第10節	二次災害の防止活動.....	5-21

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達・報告」によるほか、次のとおりとする。

1 事故情報等の連絡

(1) 鉄道災害対策

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、関係機関等へ連絡するものとする。

(2) 道路災害対策

ア 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

イ 県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡するものとする。

(3) 危険物等災害対策

ア 危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市等関係機関へ連絡する。

イ 県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡するものとする。

また、県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡するものとする。

2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

(1) 鉄道災害対策

ア 人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

ウ 県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

(2) 道路災害対策

ア 市は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡する。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

ウ 県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

(3) 危険物等災害対策

- ア 事業者は被害状況を県、市等関係機関へ連絡するものとする。
- イ 県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡するものとする。
- ウ 市は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- エ 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。
- オ 県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

(4) 大規模火災対策

- ア 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県等へ連絡する。
- イ 県は、市等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。
- ウ 県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

(5) 林野火災対策

- ア 市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県等へ連絡する。
- イ 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。
- ウ 県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

3 一般被害情報等の収集・連絡

(1) 鉄道災害対策

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(2) 道路災害対策

- ア 道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。
- イ 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(3) 危険物等災害対策

- ア 事業者は被害状況を県、市及び関係機関へ連絡するものとする。
- イ 県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡するものとする。
また、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(4) 大規模火災対策

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(5) 林野火災対策

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

4 応急対策活動情報の連絡

(1) 鉄道災害対策

- ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を実施するものとする。

(2) 道路災害対策

- ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。
- エ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を実施するものとする。

(3) 危険物等災害対策

- ア 事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市等関係機関へ連絡するものとする。
- イ 県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡するものとする。
- ウ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- エ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を、市に連絡するものとする。
- オ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報を交換するものとする。

(4) 大規模火災対策

- ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報を交換するものとする。

(5) 林野火災対策

- ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を実施するものとする。

大規模災害が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第2節 活動体制」によるほか、次のとおりとする。

関係機関は、発災後速やかに災害の拡大を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

市（航空災害にあつては「徳島空港事務所」を含む）は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、要な体制をとる。

災害発生時における広域的な応援体制は、「第2編 共通対策 第1章 災害予防 第10節 広域応援・受援体制の整備」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第7節 防災関係機関応援要請及び受入体制の整備」によるほか、次のとおりとする。

被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求める。

また、大規模な災害の発生を覚知した場合は、関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を構築する。

1 大規模火災対策

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を実施することが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し、消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をするものとする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を要請する。

県は、市から応援要請を要請された場合、又は火災が著しく拡大し、市の消防力をもって対処できないと認める場合は、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を実施する。

2 林野火災対策

(1) 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を実施することが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をするものとする。

(2) 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を要請する。

県は、市から応援の要請を受けた場合、又は火災が著しく拡大し、市の消防力をもって対処できないと認める場合は、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を実施する。

自衛隊の派遣要請の必要性について、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第6節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、県に派遣を要請する。

応急対策活動中の安全確保のため、資機材を確保するとともに、県と密接な情報の交換を実施する。

事業者は、危険物等災害時に、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去及び環境モニタリング及び市民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

救助・救急活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策」によるほか、次により実施する。

1 道路災害対策

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう、消防機関及び県警察機関等に協力するものとする。

2 大規模火災対策

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第13節 消防防災ヘリコプター等の活用」による。

3 林野火災対策

林野火災発生時における救助・救急活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第13節 消防防災ヘリコプター等の活用」による。

医療救護活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第16節 医療救護活動」によるほか、次により実施する。

1 航空災害対策

要請を受けた吉野川市医師会は、あらかじめ編成している救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

2 道路災害対策

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう、協力する。

1 鉄道災害対策

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

2 道路災害対策

(1) 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力する。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

市が発災現場以外の場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 危険物等災害対策

(1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

この際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

(2) 市域が発災現場以外の場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

4 大規模火災対策

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を実施するものとする。

市域が被災地以外の場合は、被災地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 林野火災対策

(1) 消防機関等による消火活動

ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

イ 市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

ウ 県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するものとする。

(2) 市が被災地以外の場合

市域が被災地以外の場合は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第11節 交通確保対策」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第12節 緊急輸送対策」によるほか、次による。

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧及び輸送活動を実施する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じ、一般車両の通行を禁止する等、交通規制を実施するものとする。

また、交通規制にあたっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

- 1 道路管理者は、危険物等の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。
- 2 消防機関及び県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を実施するとともに、避難誘導活動を実施するものとする。

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに県及び関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

この際、水質汚濁防止協議会等、関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

発災時における避難・収容活動は、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第10節 避難対策の実施」によるものとする。

1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧を実施するとともに、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を実施する。

2 警察本部

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じるものとする。

また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

専門技術を持つ人材等を活用し、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を、速やかに実施する。

関係機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに実施するものとする。

県及び関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに実施する。

被災者等への的確な情報伝達については、「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達・報告」及び「第2編 共通対策 第2章 災害応急対策 第5節 災害広報」によるほか、次のとおりとする。

関係機関は、被災者のニーズを把握し、大規模事故等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況及び医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報並びに交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、適切に提供するものとする。

この際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、伝達することとする。

また、情報の公表及び広報する際は、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに、関係者等からの問い合わせに対応する体制を整備するものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理するものとする。

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、県と連携して土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、十分留意して、二次災害を防止する。

第3章 災害復旧

第1節	道路災害対策.....	5-22
第2節	危険物等災害対策.....	5-22
第3節	大規模火災対策.....	5-22
第4節	林野火災対策.....	5-22

災害復旧・復興については、「第2編 共通対策 第3章 復旧・復興計画」によるほか、次のとおりとする。

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努める。

関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を実施するものとする。

- 1 関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を実施又は支援するものとする。
また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を実施するものとする。
- 2 ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を実施又は支援するものとする。